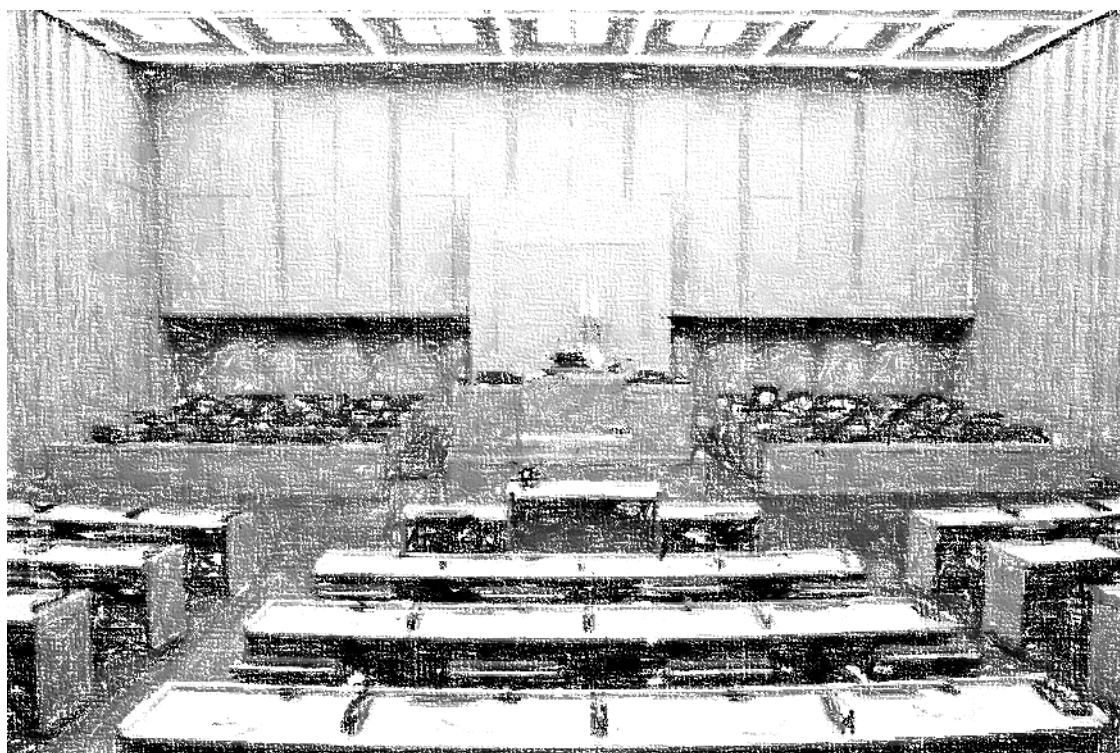


調査時報

特集

令和8年度常任委員会行政調査報告



鹿児島市議会

2026 10月 No.159

目 次

特 集	令和8年度常任委員会行政調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	総務環境委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	防災福祉子ども委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	市民文教委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	産業観光企業委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	62
	建設消防委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	84
議会のうごき	市議会日誌（令和8年6月～9月）・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	令和8年第3回市議会定例会において採択となった陳情・・・・・・・・	113
	令和8年第3回市議会定例会において不採択となった陳情・・・・・・・・	115
議長会報告	令和8年6月～9月・・・・・・・・・・・・・・・・	123
地方行財政調査会資料目録	令和8年6月～9月・・・・・・・・・・・・・・・・	141
図書室だより（新規購入図書）	・・・・・・・・・・・・・・・・	142

特 集

令和 8 年度常任委員会行政調査報告

令和 8 年度の各常任委員会行政調査報告の主な内容を紹介します。

委 員 会 名	期 間	調 査 項 目
総務環境委員会	7/14～17	D X推進戦略に基づく A I 活用及び行政運営の変革について（岐阜市） 資源循環の推進及びごみ減量施策について（目黒区） シティプロモーション及びシビックプライド醸成の取組について（相模原市）
防災福祉こども委員会	7/14～17	放課後児童クラブ待機児童対策及び子どもの居場所づくりについて（練馬区） 動物愛護施策の推進について（川崎市） 地域防災力の向上及び避難行動の実効性確保について（常総市）
市民文教委員会	7/7～10	枚方版 I C T教育モデルについて（枚方市） 町会・自治会活動のデジタル化による活性化の取組について（府中市） インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援について（渋川市）
産業観光企業委員会	7/7～10	広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）の管理運営等について（広島市） 唐津コスメティック構想に基づく地域産業の振興及び特産品の販路拡大について（唐津市） 水道D Xの推進について（福岡市）
建設消防委員会	7/7～10	救急救命体制の充実（日勤救急隊）について（名古屋市） ウォークアブルなまちづくりについて（四日市市） 空き家対策について（世田谷区）

総務環境委員会行政調査報告から

【岐阜市】

D X推進戦略に基づくA I活用及び行政運営の変革について

1. 岐阜市D X推進戦略の概要について

(1) 策定の考え方

岐阜市では、A Iをはじめとするデジタル技術の急速な進化に戦略的に対応するため、従来の「計画」から「戦略」へと改め、令和8年度から岐阜市D X推進戦略を開始した。全庁的にD Xのマインドを浸透させるとともに、D Xにより新たな時間を生み出し、行政運営の変革につなげることをしている。

(2) 目指す姿及び基本理念

目指す姿として「デジタルにより、今を変え、未来をカタチにし、G I F Uなまちへ」を掲げている。基本理念は、人がより人間らしく、その能力を発揮できるよう進化するデジタル技術と共存することである。期間は令和8年度から12年度までで、本編（5年ごとに見直し）とアクション編（毎年更新）の2部構成としている。

(3) A Iを起点としたD Xの推進

3つの視点と5つのプラットフォームの中心にA I活用を位置づけ、D Xの成果を最大化し、さらなる加速を図る。職員は業務等を理解した上で、A Iを知的領域にも活用し、新しい発想や交渉などへシフトするなど、活用場面に応じた「適A I 適所（てきあいてきしょ）」を目指す。また、C X（市民体験：C i v i c E x p e r i e n c e）、E X（働き手の体験：E m p l o y e e E x p e r i e n c e）及びD Xの3つのXを意識し、相互の向上による好循環につなげる。

① 3つの視点

- ア C X（市民体験）の向上
- イ E X（働き手の体験）の向上
- ウ D X（デジタルによる変革）の推進

市民サービスの向上と行政運営の変革を一体的に進めることで、3つのXによる好循環の創出を目指している。

② D X推進を支える5つのプラットフォーム

- ア デジタル人財の育成
- イ データ活用の推進
- ウ 業務改革（B P R）の推進
- エ デジタル基盤の整備・活用
- オ A I活用の推進

5つのプラットフォームを基盤としてDXを推進するとともに、その中心にAI活用を位置づけることで、市民サービスの向上と業務の生産性・効率性の向上を図ることとしている。



図1 3つの視点・5つのプラットフォームとAI活用

（出典：岐阜市行政調査資料）

2. 行政DXの背景及び推進体制について

(1) 行政DXが求められる背景

構造的な人口減少に伴い、2013年から2040年までに中核市の職員数が約14%減少するとの試算や、2022年から2040年までに公務員等の就業者数が70%減少するとの試算がある。限られた人的リソースで多様な市民ニーズに対応するため、抜本的な行政のあり方の変革に向け、DX推進による業務の効率化と質の向上、新たな価値の創出を図る。

(2) DX推進の考え方

DXの推進に当たっては、完璧を求めて動かないという「やらないリスク」を排除し、まず実行することを重視している。「Observe（情報収集）」「Orient（方向性判断）」「Decide（意思決定）」「Act（行動）」からなるOODAループの考え方を大切にしつつ、利用者のニーズに対応するアジャイル開発（システムやアプリを短期間で設計・開発・テストを繰り返しながら、利用者の要望や環境変化に柔軟に対応していく開発手法のこと。）を進める。

(3) 推進体制

岐阜市デジタル活用推進委員会を設置し、最高情報統括責任者（CIO）である副市長を委員長とし、全ての部局長及びデジタル戦略参与が参画している。また、関係課長で構成する専門部会を設け、全庁横断的な体制の下、全部局一丸となってDXを推進している。

3. これまでの主なDXの取組について

市民サービス及び業務の生産性・効率性の向上に向けて全庁的に取組を進めており、特に近年は、BIツール（企業や自治体が保有する様々なデータを収集・分析し、グラフやダッシュボードで分かりやすく可視化するためのソフトウェアのこと。）や生成AI等の新たなツールの導入と、その土台となるDX人財の育成に注力している。

(1) 市民サービスの向上

- ・行政手続のオンライン化：約1,600手続、96%（令和7年10月時点）
- ・キャッシュレス決済：84か所、28種類（7年度末）
- ・AIチャットボット：約3,300人／月が利用（7年度平均）

(2) 業務の生産性・効率性の向上

- ・RPA導入：87事務（7年度末）
- ・生成AIの活用：アクティブユーザー640人（8年5月時点）
- ・AI会議録：7年度合計で10,676時間を削減
- ・Microsoft 365活用：約3,800人、チャット約14,311回／日（8年3月平日平均）
- ・システム標準化・共通化：20事務（予定）
- ・事務作業スリム化（BPR等）：138事務（予定含む）
- ・インターネットアクセス向上：3秒以内閲覧を目標

(3) EBPM及びDX人財育成等

- ・BIツール：約500グラフを全ての部局で利用
- ・DSインサイト（※1）利活用：262人、85課（7年度末）

※1：LINEヤフーが保有する検索データや位置情報データ（人流データ）を活用し、人々の興味・関心や行動傾向を分析できるデータ分析ツールのこと。

- ・オープンデータ：72データセット（8年6月）
- ・DX推進マイスター：85人（6～8年度累計）を育成
- ・DX推進リーダー：300人（5～7年度累計）を育成
- ・DXリスティングアカデミー：10講座を実施（7年度）



図2 これまでの岐阜市のDXの取組

（出典：岐阜市行政調査資料）

4. AI活用による業務変革について

(1) AI活用の基本的な考え方

AIを単なる効率化のツールとして捉えるのではなく、AIの才能を引き出し、業務変革を実現することとしている。文章生成にとどまらず、分析、企画、画像生成など、汎用型の大規模言語モデル（LLM）をより多彩な用途に活用する。

(2) 8年度のAI活用推進事業

① 業務専用AIチャットボットの構築

全庁にまたがるマニュアル・ルール等を登録し、その内容に基づいて回答する業務専用のAIチャットボットを構築する。これにより、職員が必要な規程や手続を効率的に確認できる環境を整える。

② 業務特化型AIアプリの内製化

それぞれの業務に適したAIを利用できるよう、業務特化型のAIアプリを職員が内製する環境を整備し、ローカルAIの構築を進める。

③ 住民情報系システムにおけるAI機能の実証

ガバメントクラウド環境を活用し、住民情報系システムにおけるAI機能の実証に取り組む。

⇒これらの取組を通じ、活用場面に応じて最適なAIをより高度に使いこなす「適AI適所」の活用を推進する。

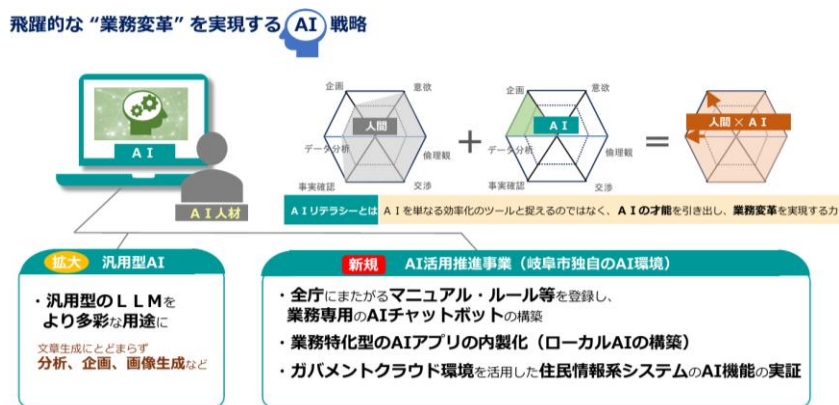


図3 AI活用による業務変革と8年度の取組

（出典：岐阜市行政調査資料）

5. データ活用・EBPMの推進について

(1) BIツールの導入

人口・世帯、児童・生徒数、個人所得、固定資産、法人、福祉、国民健康保険及び介護等のデータを対象に、約500のグラフを表示するなどのBIツールを導入している。多様なデータを多面的に分析し、施策の立案や見直しに活用している。

(2) 政策形成への活用

当初予算編成に向けた「こどもファースト」「経済活性化」「岐阜を動かす社会基盤整備」「持続可能で幸せな市民生活」の4つの政策のベクトルに関連するデータを可視化し、効果的なEBPMを推進している。

BIツールを活用した分析により、限られた財源を効果的に配分するワイズスペンディング（限られた財源を漫然と使うのではなく、政策効果が高く、将来的な利益や利便性が期待できる分野へ重点的に配分する考え方のこと。）を進めるとともに、数値等の根拠に基づく説明を行い、説明責任の向上につなげる。

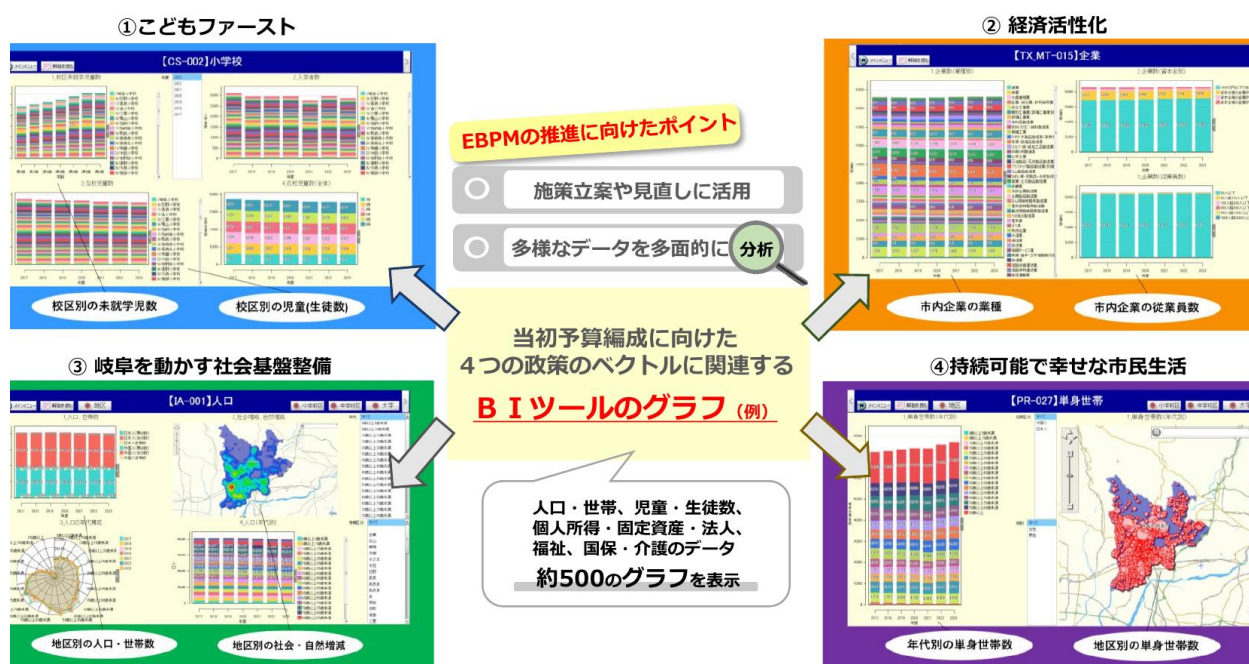


図4 BIツールによる分析とEBPM

(出典：岐阜市行政調査資料)

6. DX人財の育成について

(1) 岐阜市DX人財育成計画

基礎自治体は、戸籍、福祉、環境等の多岐にわたる分野を所管しており、全ての部署をDXにより底上げする必要がある。情報部門のみの支援には限界があるため、各部署が主体的にDXを推進することとしている。現場の業務の現状を把握した職員が、あるべき姿を描き、抜本的な改革を進めることが重要であるとの考えから、令和6年に岐阜市DX人財育成計画を策定した。同計画は、職員が果たすべき役割、その役割に必要な知識・スキル及びその習得に向けた組織としての育成の仕組みを示す指針として位置づけられている。なお、DX人財育成のあり方を大括りに示すものであるため、計画期間は定めていない。

(2) 育成の仕組み

同計画に基づき、キャリアアップに合わせてD Xスキルを段階的に習得するプロセスを構築し、育成に当たっては、変革への「マインド」、D Xに関する「知識・スキル」及び現場で実装する「実践力」の3要素を、三位一体でバランスよく習得しながら向上させることとしている。また、一般職、係長、管理職、D X推進リーダー及びD X推進マイスターの各階層・役割に応じて、必要なスキルを身につける仕組みとなっている。

(3) 岐阜市D Xリスティングアカデミー事業

岐阜市D Xリスティングアカデミー事業では、D X基礎のe ラーニング、オンライン申請ツール、R P A、B P R、B I ツールによるデータ分析、生成A Iのプロンプトスキル、E B P M、M i c r o s o f t 365 を活用した業務改善アプリ開発及びプロジェクトマネジメント等の研修を実施している。D X推進リーダーを起点として取組を全庁に浸透させ、職員個々の能力を高めながら、新たな価値を創造する業務を実践する人財を、組織として計画的に育成することとしている。

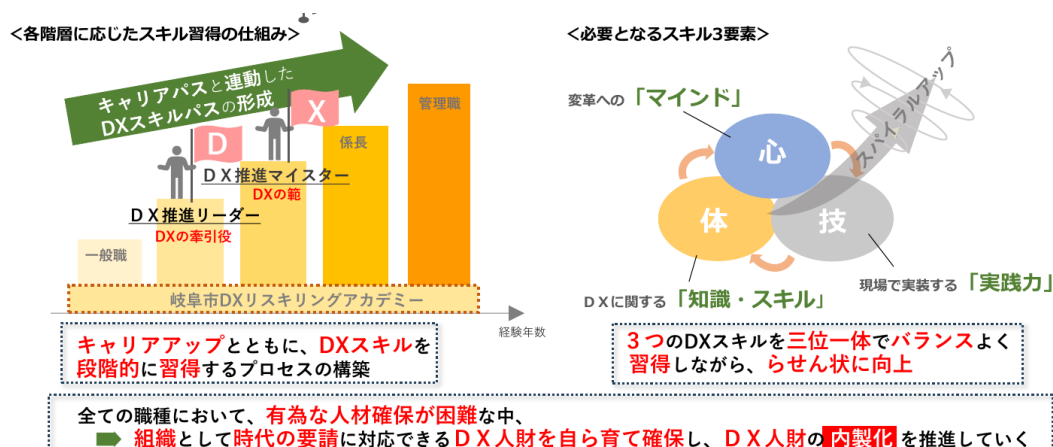


図5 岐阜市D Xリスティングアカデミー事業

（出典：岐阜市行政調査資料）

7. 行政運営の変革に向けた方向性について

岐阜市は、A IをD X推進の中心に位置づけ、従来のデジタル技術と組み合わせることで、D Xの成果を最大化し、行政運営の変革を進めることとしている。職員は、業務を理解した上で、A Iを知的領域にも活用し、新しい発想や交渉など、人が担うべき業務へ移行する。

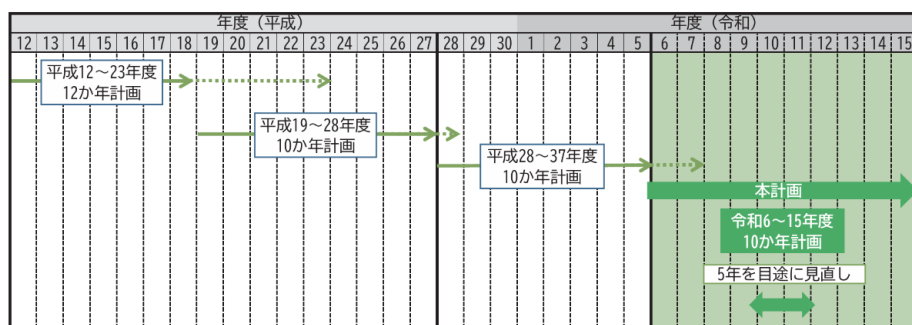
今後は、業務専用A Iチャットボット、業務特化型A Iアプリ及び住民情報系システムにおけるA I機能の実証を進めるとともに、B IツールによるE B P Mと階層別のD X人財育成を一体的に推進し、限られた人的リソースの中で、市民サービスの向上と業務の生産性・効率性の向上を図ることとしている。

【目黒区】

資源循環の推進及びごみ減量施策について

1. 目黒区一般廃棄物処理基本計画の概要について

目黒区では、循環型社会の実現に向けて「目黒区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量及び資源循環施策を総合的に推進している。同計画は、区の長期計画を補完する計画として位置づけられ、令和6年度から15年度までの10年間を計画期間としている。



（出典：目黒区行政調査資料）

計画では、「快適で誇りのもてる循環型のまち」を基本理念に掲げ、「区民・事業者との連携推進」「2Rの推進とリサイクル」「適正処理の推進」の3つを基本方針とし、ごみ減量及び資源循環に向けた施策を推進している。

また、15年度までに1人1日当たりごみ量400グラム、リサイクル率40%の達成を目標としている。

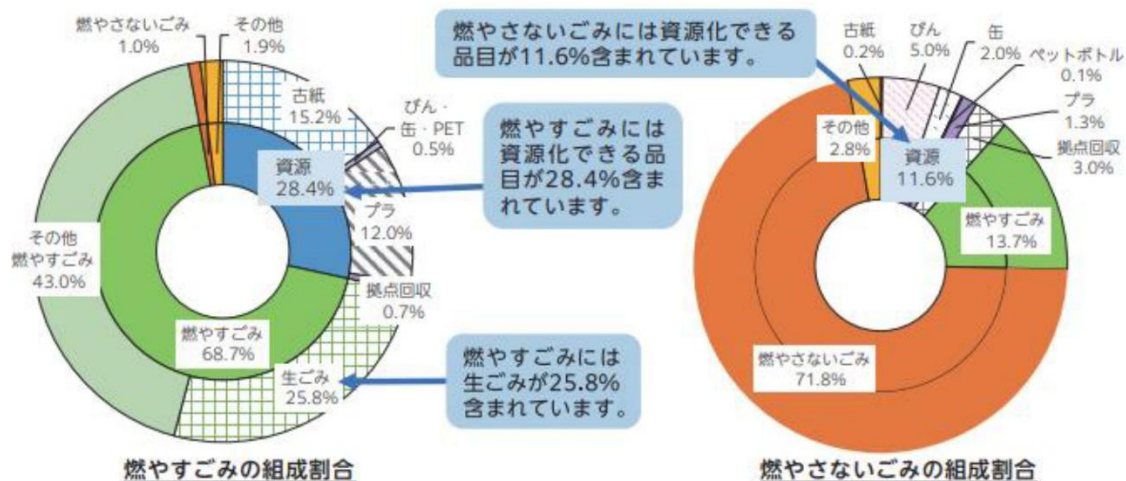
こうした目標の達成と資源型社会の実現に向けて、目黒区では、不要なものを発生させないリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rを優先し、その上で発生した不要なものについてリサイクル（再生利用）を推進する考え方を重視している。

6年度のごみ量は48,771トン、資源回収量は16,630トン、リサイクル率は25.4%となっている。また、区民1人1日当たりのごみ量は476グラムで、前年度と比較して8グラム減少している。



（出典：目黒区行政調査資料）

また、家庭ごみ組成分析調査では、未利用食品を含む生ごみが燃やすごみの約4分の1を占めているほか、古紙やプラスチック製容器包装など、資源化可能なものが28.4%含まれていることが明らかとなっている。また、燃やさないごみにもびん・缶・ペットボトル等のリサイクル可能な資源が11.6%混入されており、さらなる分別徹底の必要性が示されている。



(出典：目黒区行政調査資料)

こうした現状を踏まえ、目黒区では、単にリサイクル量の増加を目指すのではなく、ごみそのものの発生を抑制するリデュース及びリユースの2Rを重視した施策を展開しており、この考え方を基に各種施策を推進している。

2. ごみ減量・資源化の主な取組について

(1) めぐる買い物ルール

目黒区では、ごみをつくらない賢い買い物（スマートショッピング）行動を広げるため、区民と事業者による共通ルールとして「めぐる買い物ルール」を定めている。「マイバッグ＋マイ〇〇（例：マイ箸、マイボトル）のすすめ」「必要な分だけ買おう！」「エコな商品を選ぼう！」「おいしく食べきろう！」「『長く』『繰り返し』使おう！』の5つのルールを定めており、区ウェブサイトで参加店の取組を紹介するほか、ステッカーの掲出やイベントでの周知などの普及啓発に取り組んでいる。ごみの排出後の処理だけでなく、買い物や商品選択の段階からごみの発生抑制を図る考え方の下、めぐる買い物ルールの普及を進めている。

(2) めぐる衣類回収プロジェクト

令和4年度に区が実施した家庭ごみ組成分析調査では、燃やすごみに含まれる再資源化可能な繊維類が約5%を占めており、古着・古布の資源化推進が重要な課題となっていた。古着・古布については、町会・自治会による集団回収が行われているものの、コロナ禍の影響による海外輸出ルートの縮小や回収事業者の撤退により資源回収量が停滞していたことから、6年度より「めぐる衣類回収プロジェクト」を開始している。

現在は、総合庁舎や清掃事務所、エコプラザ等への回収ボックス設置による拠点回収を中心に実施しており、6年度から開始していた巡回回収は8年度に終了し、拠点回収へ集約してい

る。回収された衣類は民間事業者が選別を行い、主に海外でリユースされているが、区としては国内での循環利用の拡大を目指している。

また、杉野服飾大学や東京都環境局と連携し、アップサイクル（不要になった製品や廃材などを、元の製品よりも価値の高い新たな製品として再生すること。）やサステナブルファッション（衣類の生産から販売、着用、廃棄までの過程において、環境や社会に配慮したファッションのこと。）の普及啓発にも取り組んでいる。「どこでも分けて出せる」「使えるものは譲る」「使えるものは長く使う」という考え方の下、店頭回収やリユースの活用促進を図るなど、大学や民間事業者との連携を活用しながら循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現を目指している。



めぐる衣類改修プロジェクト

（出典：目黒区行政調査資料）

3. 食品ロス削減に向けた主な取組について

令和4年度に目黒区が実施した家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの中では、生ごみが最も多く25.8%を占めており、そのうち購入時の形態のまま廃棄する直接廃棄が6.8%、食べ残し及び飲み残しが5.2%と、燃やすごみ全体の12.0%、生ごみの約半分が食品ロスであることが明らかとなっている。直接廃棄された食品の内訳は、野菜や果物、肉・魚などの生鮮食品が約4割を占めていたほか、菓子やレトルト食品といった比較的長く保存できる食品も約1割含まれていた。また、賞味期限前に直接廃棄された食品も1割以上確認されており、購入後に使い切れず廃棄される食品への対応が課題となっている。

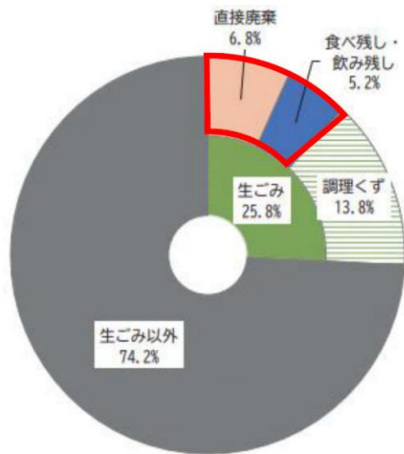


図 燃やすごみに占める生ごみの割合と内訳

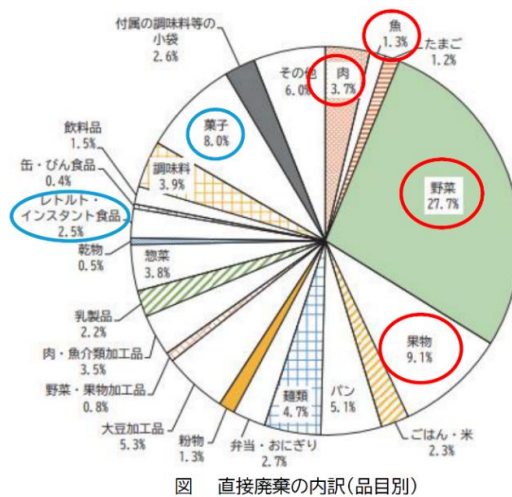


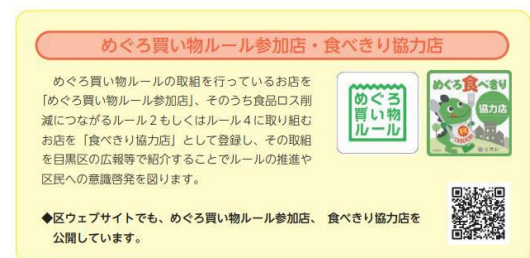
図 直接廃棄の内訳(品目別)

(出典：目黒区行政調査資料)

こうした状況を踏まえ、目黒区は6年3月に食品ロス削減推進計画を策定し、区民・事業者・行政が連携した取組を推進している。

(1) 食べきり協力店制度

目黒区では、めぐろ買い物ルール参加店のうち、食品ロス削減に取り組んでいる店舗等を「食べきり協力店」として登録している。登録店舗には、協力店ステッカーを配付して掲出を依頼するとともに、区ホームページ等で周知している。適量販売や食べ残し削減など、事業者と連携した普及啓発を進めている。



(出典：目黒区行政調査資料)

(2) 涙目シールの活用

令和7年10月には、株式会社ファミリーマートが「涙目シール」のイラストをフリー素材化したことを契機として、区内の食べきり協力店と連携した食品ロス削減の取組を開始している。販売期限が近い商品に「涙目シール」を貼付し、消費者の購入を促すもので、「たすけてください」のメッセージと涙目のキャラクターにより、販売期限が近い商品であることを分かりやすく伝えている。調査時には、「値下げ商品の購入は恥ずかしかったが、助けるためだと思えば購入できる」といった利用者の声も紹介されており、消費者の行動変容を促す取組として実施されている。



(出典：目黒区行政調査資料)

(3) フードシェアリングサービス「TABETE」

目黒区は令和6年4月に株式会社コークッキングと食品ロス削減に関する連携協定を締結し、フードシェアリングアプリ「TABETE」の周知及び利用促進に取り組んでいる。「TABETE」は、まだおいしく安全に食べられるにもかかわらず、廃棄の危機にある食品とその購入を希望する消費者のニーズをマッチングする国内最大級のフードシェアリングサービスである。利用者はスマートフォンアプリで商品を検索し、事前決済の上で店舗から受け取ることができ、食品ロス削減と事業者の販売機会確保の両立につながっている。

目黒区の役割は、区報やホームページへの掲載、チラシ配布などを通じた周知啓発が中心であり、実際のサービス運営は民間事業者が担っている。また、参加店舗は登録料や手数料を負担しながら事業に参加しているとのことであった。7年度の区内実績は、レスキュー数 36,520 件、購入者数延べ 14,627 人、登録店舗数 76 店舗となっており、官民連携による食品ロス削減施策として一定の成果を上げている。自治体が独自の仕組みを構築するのではなく、既存の民間サービスを活用している点も特徴の一つである。



(出典：目黒区行政調査資料)

(4) 家庭向け普及啓発

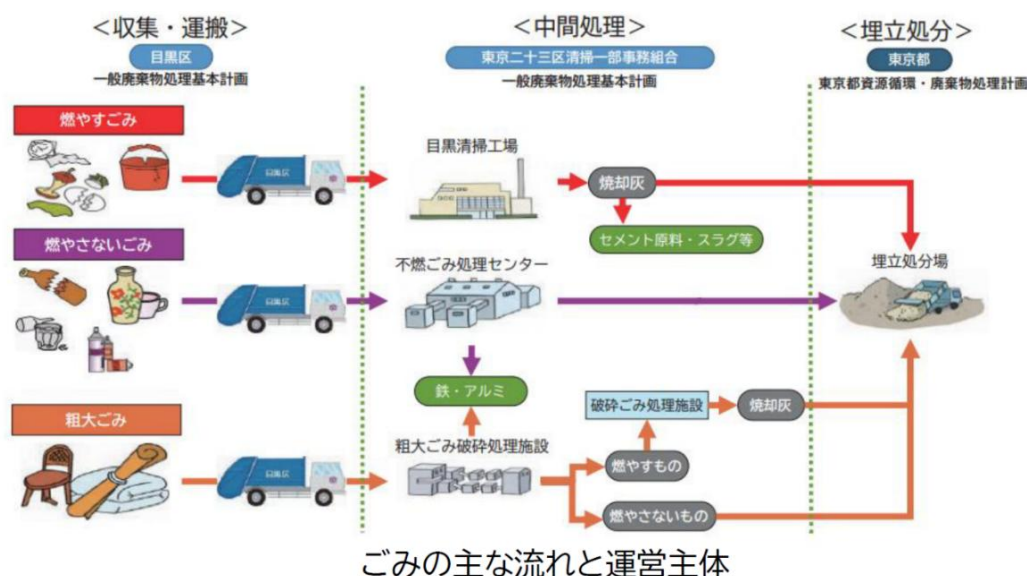
食品ロス問題に取り組む区内の料理研究家・^{ゆきながまり}行長万里氏と連携し、捨てられがちな食材を使い切ることをテーマとした「食べきりレシピ」を区報（偶数月 15 日号）に連載している。家庭で手軽に実践できる工夫を紹介することで、食品ロス削減に向けた区民の意識啓発と行動変容を促している。

4. 現在の課題と今後の展望について

目黒区では、様々な施策を展開している一方で、今後解決すべき課題としてごみ集積所のあり方と戸別収集の検討、家庭ごみ有料化の検討及び災害ごみへの対応を挙げている。

第一のごみ集積所のあり方と戸別収集の検討については、高齢化や共働き世帯の増加、ごみ出しマナーの変化などにより、地域住民によるごみ集積所の共同管理が難しくなっている。集積所の総数については、小規模分散化が進むことなどにより、平成 25 年度に比べて約 1.2 倍に増加している。このような状況の拡大は、収集・運搬経費に大きな影響を与えるだけでなく、地域を見守るコミュニティ機能の低下も懸念されている。将来的には、戸別収集を含めた収集体制の検討も課題となっている。

第二の家庭ごみ有料化の検討については、目黒区を含む 23 区では家庭ごみの有料化は未実施であるが、国は有料化を推進すべきとの基本方針を示しており、全国的にも区市町村の 6 割以上が実施している。家庭ごみ有料化は、ごみ問題に対する意識向上や排出量に応じた負担の公平化につながる一方、不法投棄や隣接区との越境ごみの問題などの課題もある。また、ごみの中間処理は清掃一部事務組合による 23 区共同処理であることから、23 区全体の理解と協調に基づく取組が不可欠であり、有料化の導入には区単独ではなく広域的な調整が必要となる。



(出典：目黒区行政調査資料)

第三の災害ごみへの対応については、今後、高い確率で発生が想定される首都直下地震や台風・豪雨等による風水害の災害がれきや避難所等で発生するし尿の処理が大きな課題となる。目黒区では、区民の安全・安心の確保や速やかな災害復旧に向け、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、令和 4 年 3 月に「目黒区災害廃棄物処理計画」を策定している。災害発生という非常時に計画を有効に機能させるためには、平常時からの取組を促進する仕組みづくりが求められている。

以上のとおり、目黒区では 2 R を重視したごみ減量施策を展開するとともに、大学や民間事業者等との連携を活用しながら資源循環の推進に取り組んでいる。また、ごみ排出後の処理だけでなく、買い物行動や食品の消費行動など、ごみの発生段階に着目した取組を進めている。衣類回収事業や食品ロス削減施策においても、多様な主体との協働による事業展開が図られている。

【相模原市】

シティプロモーション及びシビックプライド醸成の取組について

1. 相模原市の現状について

(1) 人口の状況

令和7年国勢調査速報値による人口総数は71万2,105人で、2年の国勢調査から1万3,388人、1.8%減少し、大正9年の国勢調査開始以来、初めて減少に転じた。その一方で、世帯数は34万3,256世帯で、前回調査から1万486世帯、3.2%増加し、過去最多となった。

(2) 人口移動の状況

令和7年は2,252人の転入超過で全国17位となっている一方、年少人口は転出超過の傾向にある。若い世代、特に女性や子育て世代を意識した取組が必要という認識の下、シティプロモーション及びシビックプライド醸成を進めている。

2. シビックプライドの考え方及び条例について

(1) シビックプライドの定義

シビックプライドとは、地域に対する「誇り」「愛着」「共感」に加え、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちと捉えており、シビックプライドの向上によりボランティア活動や自治会活動、住民同士のコミュニケーションが活発になることで、地域コミュニティの活性化や継続居住意向の向上、定住人口・関係人口・移住者の増加につながることを期待している。

(2) 条例制定の経緯

平成29年に公表された自治体シビックプライドランキングで、調査対象151自治体中149位となったことを背景に、令和元年12月から外部有識者、学識経験者、公募市民、学生等で構成するシビックプライドの推進に関する検討委員会において検討を行った。同検討委員会では、条例により理念を共有できること、具体的な指針や方向性が明確になること、条例制定自体に話題性があることなどの意見が示されたことから、シビックプライドの向上のために、条例の制定が必要となった。

(3) さがみはらみんなのシビックプライド条例

令和3年に「さがみはらみんなのシビックプライド条例」を制定した。条例はシビックプライドを持つことを強制するものではなく、難しい言葉や文体を避けた分かりやすい文章としている。前文には、縦読みにより「さがみはらファン」「シビックプライド」の文字が現れる工夫も取り入れている。

条例の特徴



「さがみはらみんなのシビックプライド条例」を制定！

- ・難しい言葉や文体を避け、分かりやすい文章とした。
- ・シビックプライドを持つことを強制するものではない。

さがみん 条例

(前文)

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まった果てしない可能性に満ちているまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

図1 さがみはらみんなのシビックプライド条例

(出典：相模原市行政調査資料)

(4) 基本的な考え方

条例の施行により、シビックプライドの主体を市民だけでなく、市内に居住、通学もしくは通勤する人、市と何らかのつながりがある人または市に関心がある人を含む「相模原市と関わりのあるみんな」へ拡大した。市による対外的な発信に加え、関わりのあるみんなとの協働により、新たな魅力の発掘・向上と発信・拡散を図る。

3. シビックプライド向上計画について

(1) 計画の概要

条例第8条に基づき、市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるとともに、市の魅力を発信するシティプロモーションを効果的かつ計画的に推進するため、令和5年3月に「さがみはらみんなのシビックプライド向上計画」を策定した。計画期間は5年度から9年度までである。

(2) 3つの目標とターゲット

- ① 継続居住促進：相模原市に誇りと愛着を持ち、住み続けてもらう
- ② 認知度向上：相模原市のことを知ってもらう
- ③ 転入促進：相模原市に住んでももらう

シビックプライド向上は市内外の全世代を対象とし、対外的シティプロモーションは東京都及び神奈川県20歳代から30歳代を主な対象としている。

(3) 4つのアピールポイント

計画では、相模原市の主な魅力を4つのアピールポイントとして設定し、重点的に発信している。これらの魅力について、ターゲットを意識しながら、イベント企画・運営、動画制作・配信、SNS運用、各種広告、ふるさと納税、JAXAや交流都市との連携、PRサイト作成・運用、PR冊子作成、出前授業、メディア露出、ロケ地等の撮影誘致など、状況に応じた効果的な手法を用いて発信している。

① 子育てしやすいまち

切れ目のない子育て支援として、休日一時保育等を実施するほか、公園施設等の充実、子どもの公共施設使用料の無償化等に取り組んでいる。

② 都市と自然のベストミックス

キャンプ場が20か所あるなど、豊かな自然環境を有する一方、都心から約1時間とアクセスも良好であり、将来的にはリニア中央新幹線の駅が設置される予定である。

③ 宇宙を身近に感じられるまち

宇宙開発の研究拠点であるJAXA宇宙科学研究所が立地し、小惑星探査機「はやぶさ」、「はやぶさ2」の故郷として、宇宙関連イベントも開催している。

④ スポーツに親しめるまち

サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、女子サッカー、バドミントンの5つのプロスポーツチームが活動拠点を置き、市出身のトップアスリートも活躍している。

4. 推進体制について

全庁で連携してシティプロモーションを推進するため、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、各局長・区長を本部員とするシティプロモーション推進本部会議を設置している。あわせて、課長級職員による事務局会議を設け、庁内調整を行っている。事務局はシティプロモーション戦略課が担い、14人の職員のほか、宇宙航空研究開発機構へ職員1人を派遣している。

5. 主な取組について

(1) さがみはらチアリングパートナー

行政の取組だけでは限界があることから、市民、企業、団体等との連携により市の魅力を発信するため、令和5年11月から「さがみはらチアリングパートナー」事業を開始した。相模原の魅力を自分らしい表現方法で発信する個人、企業、団体及びキャラクター等を対象とし、申出者にはノベルティキットを配布している。パートナー数は1万人で、市ゆかりの著名人等にも協力を得ている。

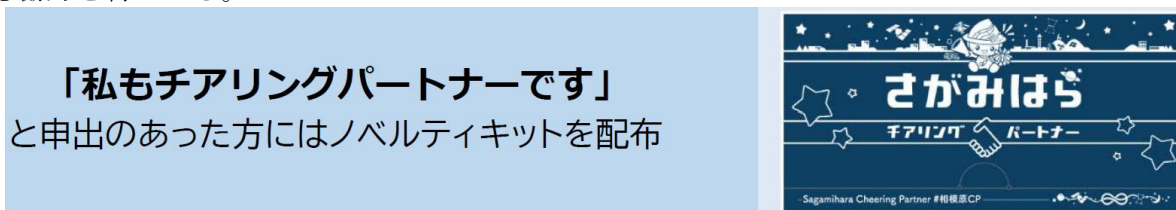


図2 さがみはらチアリングパートナーノベルティキット

(出典：相模原市行政調査資料)

(2) シティプロモーションサイト

令和5年11月に、登録型のファンサイトから、より多くの人に市の魅力や特色、移住・定住に役立つ情報を伝える構成へリニューアルした。主な対象は20歳代・30歳代で、チアリングパートナーである著名人等からのメッセージも紹介している。

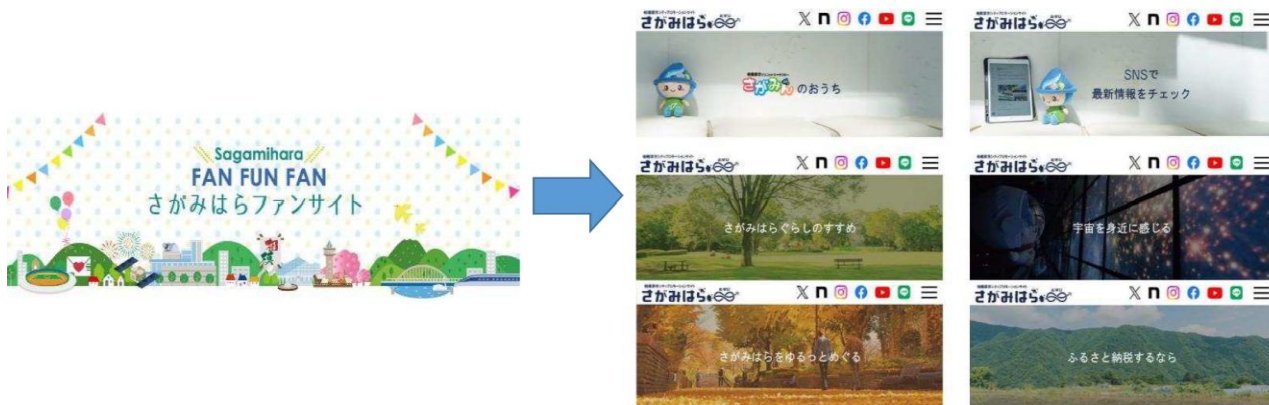


図3 さがみはらファンサイトのリニューアル

(出典：相模原市行政調査資料)

(3) 市民等による魅力の発掘・発信

令和3年度から5年度まで、「あなたの好きな相模原」をテーマにインスタグラムでフォトコンテストを実施し、市民自らがまちの良いところや自慢できるポイントを発掘することで、シビックプライドの醸成を図った。

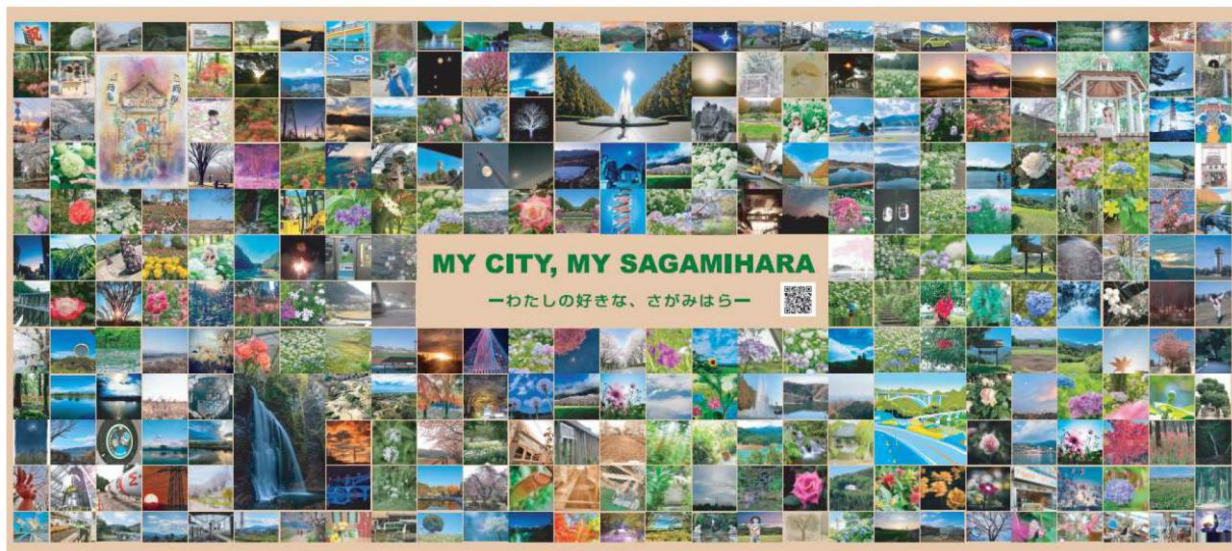


図4 インスタグラムフォトコンテスト

(出典：相模原市行政調査資料)

(4) JAXAとの連携

JAXA宇宙科学研究所を市民の誇りと捉え、令和7年度からJAXA応援団を結成した。市民、企業、行政等が一体となってミッションを応援し、シビックプライドの醸成につなげるもので、8年7月13日現在、個人約5,200人、企業・団体約170団体が登録している。また、「はやぶさ2」の小惑星トリフネ・フライバイに合わせ、パブリックビューイング、応援メッ

セージボード、実物大模型の展示等を行った。

○実物大模型の展示(市立博物館)



○応援メッセージボード(市立博物館)



○パブリックビューイングの実施

- ・7月5日(日)17時45分～19時30分
- ・市立博物館プラネタリウム
- ・JAXA職員による生解説付き



図5 JAXAによる はやぶさ2 拡張ミッション「小惑星トリフネ・フライバイ」応援

(出典：相模原市行政調査資料)

(5) 若い世代に向けた取組

宇宙に関連するアート、グルメ、音楽をテーマとしたカルチャーイベント「宇宙交差天」を開催するほか、SNSの効果的な活用、コラボキャンペーンの実施、庁内研修の強化を進めている。また、人気ゲームコンテンツを活用し、市内スポットへの等身大パネル設置、市立博物館プラネタリウム上映前アナウンス、オリジナルコラボグッズの販売、オリジナルコラボカードの配布、JAXAとの大型コラボパネル展示等により、市内周遊と全国へのPRを図っている。

○オフアマス プロジェクト

340名のアイドルの中から各スポットの顔となるパネルを選び、自治体などの団体がオファーするプロジェクトに参加。

星をテーマにしたユニット「ステラ」の4名をオファーし、市内4か所に等身大パネルを設置。

○コラボ企画の実施

太陽・月・星にちなんだ3ユニットのアイドルとコラボし、相模原の魅力を全国にPR。

- ・市立博物館プラネタリウム上映前アナウンス
- ・オリジナルコラボグッズの販売
- ・オリジナルコラボカードの配布
- ・JAXAとの大型コラボパネルの展示 等



図6 人気ゲームコンテンツ「アイドルマスター」を活用したPR

(出典：相模原市行政調査資料)

(6) 出前授業

条例制定を契機に、小・中学校等においてシビックプライドに関する出前授業を実施している。市の魅力を知ること、まちや地域を好きになってもらうことを目的に、レクチャー、グループワーク、発表を組み合わせ実施している。また、中学校では職場体験の受入れを行っており、市の魅力発信やSNS活用などに触れる機会を設けている。



図7 出前授業

(出典：相模原市行政調査資料)

(7) 民間との連携

相模原印刷広告協働組合との協働により、パズルとクイズで構成する独自の教育プログラム「シビックプライド向上ゲーム」を制作した。22地区のまちづくり区域に関するクイズを出題し、正解した地区のピースをパズルにはめ込むほか、参加者自らが地域について調べ、クイズを作成する。令和6年の実績は15件である。

6. 成果指標及び課題について

(1) シビックプライドランキング

自治体シビックプライドランキングは、平成29年度には151自治体中149位であったが、その後の取組により、令和元年度78位、3年度76位、5年度71位まで上昇した。しかし、直近の調査では、調査対象が278自治体へ拡大された影響もあり、257位という結果であった。市としては、順位自体を目的とするのではなく、市民の愛着や誇りの醸成を目指し、引き続きシビックプライド向上の取組を推進していくとしている。

(2) 市民の愛着等

令和6年度の市民意識調査では、住んでいる地区に愛着を感じている市民の割合は、全世代で68.9%、20歳代・30歳代で61.6%であった。また、市に対する愛着は66.9%、共感51.8%、誇りは41.2%、継続居住意向は75.9%、他者推奨意向は57.1%となっている。さらに、市への愛着度を尋ねた別設問では、「愛着を感じている」及び「やや愛着を感じている」と回答した人の割合は合計71.1%であった。

(3) 調査結果から見た課題

愛着を感じている、またはやや感じている人のイベント・地域の祭り等への参加率は約80%で、愛着をあまり感じていない、または感じていない人の参加率約20%を大きく上回る。また、20歳代から40歳代の愛着度は65.1%で、50歳代以上の78.7%を下回っている。このため、若い世代や子育て世代へのアプローチと、子どもや若い世代が楽しめる魅力的なイベントの開催が課題となっている。

7. 今後の取組について

令和10年度からの次期シビックプライド向上計画の策定に向け、現行計画の改訂を進めている。また、シビックプライドの醸成や対外的なシティプロモーション、歳入確保等を目的として、市有財産条例を改正し、7年5月から営利目的の撮影に係る市有財産使用料を定額制とした。さらに、より多くの映像作品の撮影地として選ばれることで、地域経済の活性化やシビックプライドの醸成につなげるため、「映像の力でさがみはらを元気にする条例」を制定し、ロケ誘致の推進に取り組んでいる。

防災福祉こども委員会行政調査報告から

【練馬区】

放課後児童クラブ待機児童対策及び子どもの居場所づくりについて

1. 取組の概要について

練馬区では、平成 24 年度の組織改正により、生涯学習の観点から教育委員会事務局にこども家庭部を置き、教育委員会において乳幼児期から学齢期まで一貫した子ども施策を実施している。

全ての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごせるよう、児童館等、学童クラブ、ひろば事業、校庭等の開放事業を組み合わせ、子どもの成長段階や家庭の状況に応じて居場所を選択できる環境を整備している。中核となる「ねりっこクラブ」は、保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、全児童を対象とする「ねりっこひろば」を同一小学校内で一体的に運営している。28 年度に 3 校で開始されたねりっこクラブは、令和 8 年度には区立小学校 65 校のうち 64 校で実施され、学童クラブ全体の受入れ上限は 7,723 人となっている。学校施設のタイムシェア、民間事業者への運営委託、保護者への一体的な情報提供を組み合わせながら、待機児童対策と多様な居場所づくりを進めている。

区内には、児童館 18 館と児童館的機能を持つ地区区民館 21 館があり、学校内と地域の双方の居場所を提供している。児童館等は、原則として一度帰宅してから利用するのに対し、ひろばはランドセルを持ったまま学校から直接参加できるなど、利用方法に違いがある。区では、それぞれの特徴を保護者に示し、子どもの年齢、発達、性格、家庭の就労状況等に応じて選択することを促している。

8 年 4 月 1 日現在、区立学童クラブ 27 施設、ねりっこ学童クラブ 64 施設、民間学童クラブ 13 施設の計 104 施設があり、在籍児童は 7,146 人である。受入れ上限 7,723 人に対し、全体では空きがあるものの、需要は校区ごとに偏りがあり、一部では待機が生じている。このため、全区的な定員だけでなく、学校ごとの施設条件と需要を踏まえた対策が必要となっている。

取組	対象・主な機能
児童館・地区区民館	18 歳未満の児童が自由に利用できる地域の居場所
ねりっこ学童クラブ	保護者の就労等により放課後保育を必要とする児童への育成支援
ねりっこひろば	実施校の全児童を対象とする見守りの居場所
ねりっこプラス	ねりっこ学童クラブの待機児童に対する区独自の保育支援
学校開放事業	開放された校庭や図書館を利用できる地域の居場所

2. ねりっこクラブ及び学校施設の活用について

(1) 学童クラブとひろばの一体的運営

ねりっこクラブは、ねりっこ学童クラブとねりっこひろばを同一事業者が一体的に運営する事業である。学童クラブの児童は、専用室を拠点として出欠管理やおやつの提供等を受け、ひ

ろばの児童はひろば室を拠点に校庭、体育館、図書室等で自主的に過ごす。校庭などでは双方の児童と一緒に遊ぶことができる一方、出欠管理、保険、事故時の対応等は、各事業の枠組みに基づいて行われている。

ねりっこひろばは、児童を預かる事業ではなく、スタッフが安全に過ごすための声掛けやけがへの対応を行う「見守り」の立場である。児童の帰宅時刻は保護者と児童が事前に決め、スタッフは学童クラブのような出欠管理や帰宅時刻の管理を行わない。ひろばでの活動は学校の管理下にないため、登録時に年間 500 円の保険料を負担し、児童本人のけがだけでなく、他人にけがをさせた場合等の賠償にも備えている。

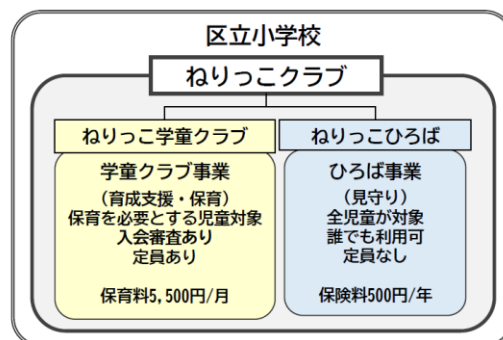
4. ねりっこクラブ

平成26年に国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、同一小学校内で「学童クラブ」と「ひろば」とを一体型で計画的に整備する方針を示す。

<放課後子ども総合プランの趣旨>

保護者の就労等で保育を必要とする児童だけでなく、全児童が放課後を安全・安心に過ごせる場所を、当該小学校内に整備することで、学童クラブ待機児童の解消と、児童の安全な居場所の確保を目指す。

- ・ 練馬区は、平成26年3月に「学童クラブ」と「ひろば」を校内で一体運営する新事業「ねりっこクラブ」を創設し、全小学校実施を目標に定めた。
- ・ 平成28年4月、「ねりっこクラブ」を3校で開始
- ・ 毎年度実施校を拡大し、今年度64校で実施



- ※ 学校応援団のひろば事業は、授業日に週1～5日の実施であった。
- ※ ねりっこクラブ実施の際、ひろば事業充実のため、学校応援団から業務委託に見直し、週5日、夏休み等も実施とした。これを区別するため「ねりっこひろば」と「学校応援団ひろば」の名称を使っている。
- ※ また同じ学童クラブ事業であるが、小学校内で一体型で実施する学童クラブのことを「ねりっこ学童クラブ」と呼称している。

ねりっこクラブについて(出典：練馬区行政調査資料)

(2) 学校施設のタイムシェア

ねりっこクラブの実施場所については、余裕教室に限らず、家庭科室、音楽室、図書室、多目的室等を時間帯に応じて活用している。教育長と実施校の校長との間で協定書を締結し、恒常的または日によって使用する施設・設備、使用時間、児童と職員の動線、禁止行為、管理責任、緊急時の対応及び教室を返還する際の手続を明文化している。学校改築・改修時には、区職員が学校と事業者の間に入り、代替場所や工事期間中の運営方法を再調整する。

ねりっこ学童クラブの定員は 90 人を基本とするが、学校の規模や確保できる教室に応じて 40 人から 180 人まで差がある。学童クラブ専用室だけで必要面積を確保できない場合は、授業終了後に特別教室を「学童セカンド」として使用する。専用利用と時間帯利用を組み合わせることで、教育活動に支障を与えず、学校内で受入れ枠を拡大している。

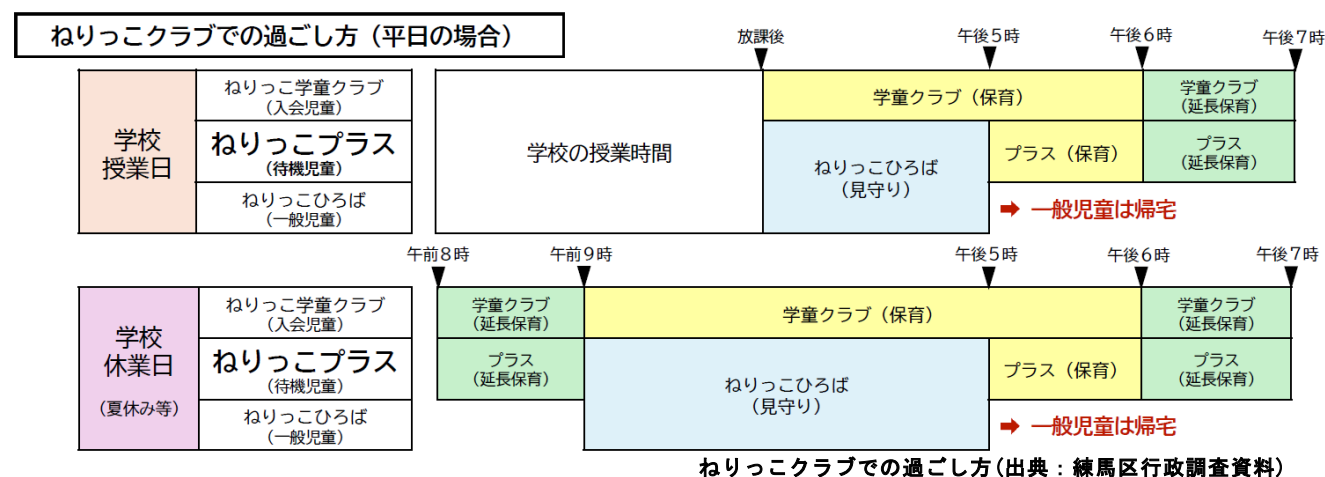


協定書における使用区画イメージ図(出典：練馬区行政調査資料)

3. 待機児童対策「ねりっこプラス」について

(1) 制度の仕組み

定員拡大後も学童クラブへの申請が増加し、待機児童が 400 人に迫ったことから、区独自の対策として、令和 3 年度に「ねりっこプラス」を創設した。対象は、ねりっこ学童クラブに申請したものの待機となり、ねりっこプラスの利用登録を行った児童である。授業日は、放課後から午後 5 時までねりっこひろばで過ごし、一般のひろば利用児童の帰宅後は、空いたひろば室で学童クラブに準じた保育を受ける。学校休業日は、午前 9 時から午後 5 時までひろばを利用し、朝及び夕方には、学童クラブと同様の延長保育を利用できる（保育料、延長保育料が必要）。



区分	基本利用料	延長保育料	おやつ
ねりっこ学童クラブ	月額 5,500 円	朝 500 円、夕 2,000 円／月	あり
ねりっこプラス	月額 1,000 円	朝 500 円、夕 2,000 円／月	なし
ねりっこひろば	保険料年 500 円	なし	なし

(2) 運用上の特徴

ひろば室の面積に応じ、最大 45 人を定員としている。また、利用児童が日々変動することやアレルギー管理上の課題から、おやつは提供していないが、長期休業中は弁当を持参できる。待機児童が発生した学校で実施されるため、実施校数は年度ごとに変動する。

ねりっこプラスの保育料は月額 1,000 円で、学童クラブの月額 5,500 円より低く設定されている。午後 5 時までには一般児童と同じひろばを利用するため、学童クラブと同等の保育を終日提供する制度ではない。その一方で、午後 5 時以降は有資格者等を学童クラブに準じて配置し、保護者の就労時間に対応する。既存のひろば室を時間帯で使い分けることで、新たな専用施設の整備を待たずに待機児童の居場所を確保している。

制度の創設により待機児童は大幅に減少している。また、令和 8 年度は 41 校で 805 人がねりっこプラスに登録している。ねりっこプラスの登録児童は、制度上、ねりっこ学童クラブの待機児童という扱いとなるが、待機児童がいる学校では必ずねりっこプラスを実施する運用と

なっており、実質的に相当数の児童の受入先となっている。

4. ねりっこクラブの運営体制及び障害児等への対応について

(1) 民間事業者への委託

社会福祉法人や株式会社等をプロポーザルにより選定し、5年間の長期継続契約を基本として、運営状況が良好な場合は2回まで更新でき、最長15年間の運営を可能としている。区では、資格を有する職員や必要な人員の配置状況について、立入確認等により毎年点検している。

64校のねりっこクラブを複数の事業者（現在24社）が担っており、各施設には学童クラブとひろばの双方を統括する施設長1名、学童クラブの主任を務める職員1名以上を含む常勤職員2～3名程度及び非常勤職員を配置している。夏季休業期間は終日運営となり、人員需要が増える一方、短期間だけ勤務する人材の確保が難しく、交通利便性の高い学校では学生等を採用しやすいが、郊外では地域の経験者に協力を求めるなど、工夫して対応している。

(2) ひろばの見守り体制

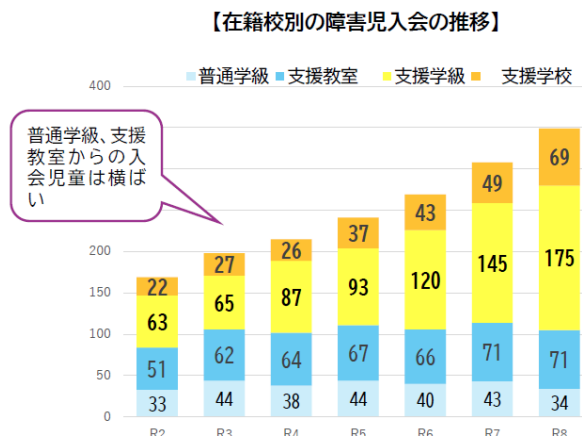
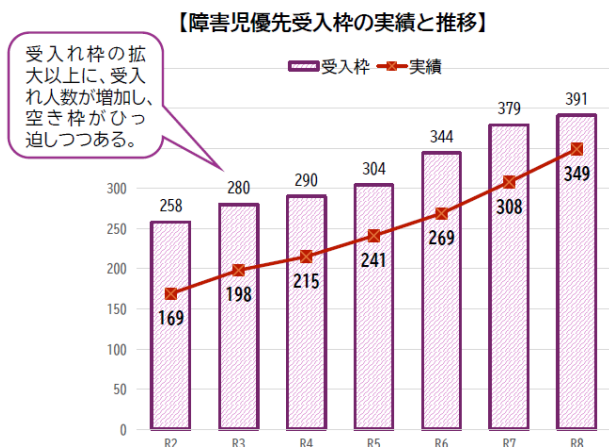
ひろばスタッフには放課後児童支援員の資格を求めないが、使用場所ごとに最低配置数を定め、基本的にスタッフ4～5名（ひろば室に1人、校庭に2人、図書室に1人など）を配置し、利用者数やイベントに応じて人員を追加できる予算枠を設けている。

(3) 運営事業者と学校との連携状況

運営事業者と学校は、年度当初に年間スケジュールを整理し、月1回の定例会で行事、下校時刻、児童の様子等を確認するほか、常駐する事業者職員と副校長等が日常的に情報交換を行う。放課後の事故や保護者対応は、原則として事業者が担い、教職員の業務と責任を明確に切り分けている。緊急時等に保護者が運営事業者ではなく学校へ問い合わせた場合は、後日、事業者と学校との間で確実に情報共有を行うようにしている。

(4) 障害児・医療的ケア児の受入れ

ねりっこクラブでは、障害児・医療的ケア児も受け入れており、受入れ人数は令和2年度の169人から8年度の349人へ増加した。障害児の優先枠を拡大しているものの、それを上回るペースで利用実績が増加しており、普通学級・支援教室在籍児童はおおむね横ばいである一方、支援学級や特別支援学校に在籍する障害の程度が比較的重い児童の増加が顕著であり、従来の人員配置や運営方法では対応が難しい事例も生じている。



障害児等の受入れ状況(出典：練馬区行政調査資料)

5. 保護者への周知・案内と多様な居場所の選択について

(1) 「小学生の放課後の居場所ハンドブック」

保護者に学童クラブ以外の選択肢も理解してもらうため、「小学生の放課後の居場所ハンドブック」を作成している。ハンドブックでは、1～2年生、3～4年生、5～6年生の成長段階ごとに、子どもの自立や行動範囲の変化を説明した上で、児童館、地区区民館、ひろば、校庭・図書館開放、学童クラブ、ねりっこプラス等の特徴、利用時間、登録方法、料金、問合せ先等を一冊にまとめている。

ハンドブックは、単なる施設一覧ではなく、子どもの成長と保護者の見守り方を考えるための資料として構成されており、1～2年生には待ち合わせ等がまだ難しく、大人の支援を必要とする時期として、学校から直接参加できるひろばや学童クラブを紹介している。3～4年生には自由を求め始める時期として、ひろば、校庭開放、児童館等を案内し、5～6年生には行動範囲の広がりを踏まえ、児童館、体育館、プール、図書館等も含めた選択肢を示している。



ハンドブック表紙(出典：練馬区行政調査資料)

学童クラブの申請率は、平均して年約2ポイントずつ上昇しており、待機児童を解消することは難しい状況ではあるが、保護者の居場所説明会等を通じて、放課後の多様な居場所について認知度が向上しており、現に児童館への来館者が増加したり、「放課後の過ごし方が分かって安心した」などの肯定的な意見も多数寄せられている。

また、組織面では、子ども・子育て施策を教育委員会が一括して担うことになり、現場における課題は残るものの、教育長を通じた方針の発信や校長会等における相談機会の確保が可能となるなど、施策の実施に関する意思疎通が以前より図りやすくなっている。

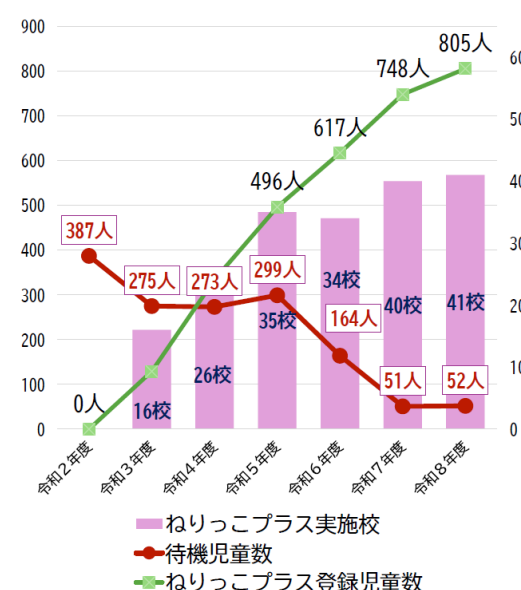
(1) 学童クラブ在籍児童数

令和8年4月1日現在		施設数	受入上限	在籍児童
区立	学童クラブ	27	1,405	1,127
	ねりっこ学童クラブ	64	5,870	5,630
民間学童クラブ		13	448	389
合計		104	7,723	7,146
前年度比		+2	+165	+210

(2) 学童クラブ待機児童数

令和8年度の待機児童数 52人（前年比1人増） 新1年生の待機児ゼロを実現				
待機児童在籍校	1年生	2年生	3年生	計
泉新小	0	2	19	21
大泉東小	0	0	13	13
開進第三小	0	4	1	5
早宮小	0	4	9	13
合計	0	10	42	52

<参考> ねりっこプラスと待機児童の推移



学童クラブの状況 (出典：練馬区行政調査資料)

(2) 今後の課題

区立小学校低学年児童数が減少する一方、学童クラブ申請率は平成27年度の28.2%から令和7年度は48.2%へ上昇しており、少子化のみを根拠として施設需要の減少を見込むことはできず、共働き家庭の増加等を踏まえた需要見通しが必要である。

また、学校ごとに活用可能な教室や施設条件が異なるため、定員規模や待機状況に差が生じている。ねりっこプラスでは、障害児が対象外となっている一方、ねりっこクラブを利用したい障害の程度の重い児童が増加しており、安全な受入れ体制と専門的支援の確保が求められている。加えて、配置人材の処遇改善や夏季休業期間における人材確保も課題となっている。

さらに、学年が上がるにつれて、子どもが友人関係や遊び方を重視し、学童クラブよりも自由度の高いひろば、児童館等で過ごすことを望む場合がある一方、保護者は安全面への不安から学童クラブの利用を希望する場合もあり、子どもと保護者との間で居場所の選択に対する考え方が異なることがある。区では、保護者の安心のみを理由として学童クラブを選択するのではなく、子どもの意向、成長、自立の程度を踏まえた選択ができるよう支援していくことも重要であると捉えている。

【川崎市】

動物愛護施策の推進について

1. 取組の概要について

川崎市は、川崎市動物愛護センター「ANIMAMALLかわさき」を拠点として、動物愛護に係る施策を総合的に推進している。平成 31 年に施設のリニューアルを行い、新たな施設では、「動物を通じて誰もが集い、憩い、学べる施設」をコンセプトとし、収容中心の施設から、命を学び、命をつなぎ、命を守る地域に開かれた拠点へと機能を転換している。

センターの主な業務は、①動物愛護の普及啓発・適正飼養推進、②動物の収容・保護・管理・譲渡業務、③特定動物に係る事業、④鳥獣保護管理法関係事業、⑤動物由来感染症対策、⑥災害時被災動物対策の 6 項目である。

令和 8 年 4 月 1 日現在の同センターにおける職員数は 20 人で、内訳は事務職 2 人、獣医師 12 人、用務員 1 人、会計年度任用職員 5 人である。また、各種ボランティア、登録譲渡団体、ネーミングライツパートナー、川崎市獣医師会等と連携・協働して事業を実施しているほか、動物飼養管理及び保護・収容動物の運搬等については、事業者に委託している。



新旧施設対比 (出典：川崎市行政調査資料)

業務分野	主な取組内容
普及啓発・適正飼養推進	いのち・M I R A I 教室、バックヤードツアー、適正飼養に関する情報発信等
収容・保護・管理・譲渡	負傷した犬猫の保護・収容、治療、健康管理、馴化、しつけ、譲渡等
特定動物に係る事業	特定動物（トラ、サルなど）に係る許可、監視指導等
鳥獣保護管理法関係事業	鳥獣捕獲許可等
動物由来感染症対策	人獣共通感染症に関する調査、情報共有、関係機関との連携等
災害時の被災動物対策	ケージ等の備蓄、動物救護センター、獣医師会との合同訓練、ペット防災等

2. 動物愛護センターにおける「学ぶ・つなぐ・守る」取組について

(1) 命を学ぶ取組

「いのち・M I R A I 教室」は、生体を使わず、写真やパネル等を用いて、命の大切さや動物を飼う責任を学ぶ動物愛護教室である。動物との触れ合いを目的とせず、生体へのストレスを避ける動物福祉の観点を重視している。令和7年度は71回実施し、1,915人が参加した。センターでの実施に加え、学校へ出向いて実施することもある（夏季のサマースクールなど）。毎週日曜日と水曜日には、職員の説明を受けながら施設の裏側を見学するバックヤードツアーも実施している。



教室の様子(出典：川崎市提供資料)

(2) 命をつなぐ取組

迷子犬や負傷した犬・猫を保護・収容し、飼い主への返還、治療、健康管理、馴化、しつけを行い、新たな飼い主への譲渡につなげている。譲渡時には、職員が飼養環境や希望を丁寧に確認し、譲渡後の不適合を防止している。

S N Sを見て譲渡を希望する登録譲渡団体や個人が増えていることから、S N Sでの情報発信に力を入れており、令和8年3月31日現在、Y o u t u b e動画は165本、I n s t a g r a mのフォロワーは3,400人となっている。



S N S掲載例(出典：川崎市提供資料)

(3) 命を守る取組

センター内の4つの備蓄倉庫に約700個のケージを備蓄し、災害時には必要に応じて動物救護センターを設置することとしている。川崎市獣医師会と災害時の動物救援活動に関する協定を締結しているほか、災害ボランティアや獣医師会、環境省との合同訓練、初動マニュアルの作成、避難所開設用スターターキット（避難所で動物の受入れを開始する際の手順書等をまとめたもの）を使った訓練、備蓄ケージの耐震補強等を進めている。

また、川崎市では市内の小学校でペット同行避難を受け入れているが、災害時に速やかなペット同行避難が可能となるよう、ペット防災手帳を作成している。必要な備えに加え、ワクチン接種記録やプロフィール等を記載でき、災害時に動物と一緒にすぐに持ち出せる形となっている。

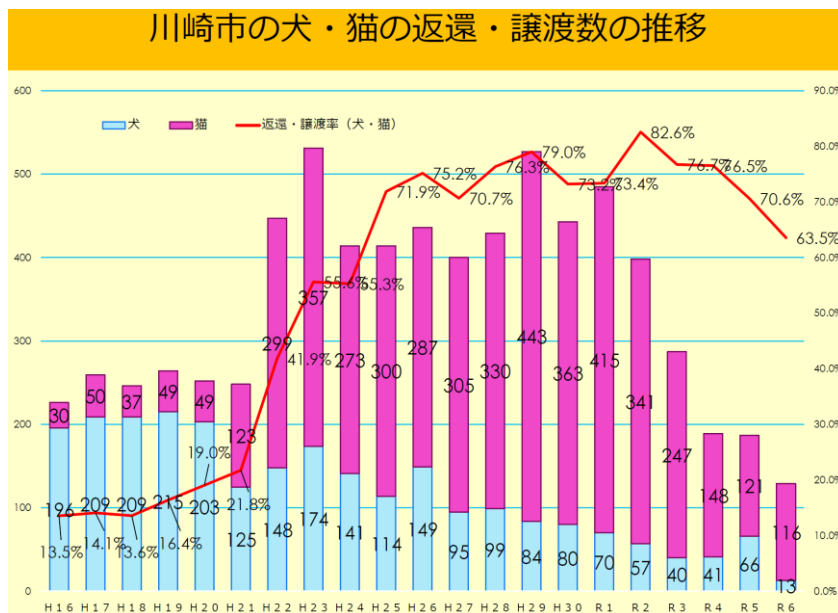


ペット防災手帳表紙(出典：川崎市提供資料)

3. 収容・返還・譲渡及び新たな社会課題への対応について

(1) 収容動物の返還・譲渡

収容動物の治療、健康管理及び馴化を行うとともに、猫のお試し飼育の導入や年齢制限の柔軟化、譲渡会の開催及びSNS発信により譲渡を促進している。犬・猫の返還・譲渡率は、近年おおむね70%前後で推移している。



犬・猫の返還・譲渡数の推移(出典：川崎市行政調査資料)

(2) 犬・猫の殺処分

ピーク時の平成17年度には、犬186匹・猫1,366匹、合計で1,500匹以上の殺処分を行っていたが、その後の取組により大幅に減少し、犬については令和2年度以降ゼロを維持している。一方、猫については、体調が悪く回復の見込みのない個体や排せつ困難等の重篤な状態にある個体については、苦しませないという観点から安楽死を行っており、6年度は6匹を処置している。殺処分率としては、2～3%程度という状況にある。安楽死の処置については、獣医師1人の判断ではなく、複数の獣医師・職員がカルテ、排せつ、起立・歩行等の生活の質を確認し、合議により決定している。なお、苦しませることがないように柔軟な対応が求められることから、川崎市としては「殺処分ゼロ」を公言していない。

(3) 高齢者とペット、多頭飼育崩壊

所有者不明猫の収容は減少する一方、飼い主からの引取りは増加している。高齢者の急な入院・死亡後に自宅へ残されたペットや多頭飼育崩壊等の複雑な案件に対し、市が責任を持って捕獲、収容、治療及び譲渡に対応している。令和7年1月からは、飼い主がいる動物の繁殖制限を指導できるよう要綱を改定した。

猫の収容理由については、元年は所有者不明が613匹、飼い主からの引取りが44匹であったが、地域猫活動等により屋外で生まれる子猫が減少する一方、高齢者世帯や生活課題を抱える飼い主からセンターが積極的に引き取るという方針を採ってきた結果、7年は所有者不明が

70 匹、飼い主からの引取りが 110 匹となり、構成が逆転している。

(4) 福祉部門との連携

多頭飼育崩壊等を未然に防ぐに当たって、各区役所の地域見守り支援センターには、衛生、高齢、障害、保健等の部門が置かれ、保健師等が窓口で横断的に対応できる体制が構築されている。その一方で、介護保険、障害福祉、生活保護等の公的支援につなげていない独居高齢者は把握が難しく、突然の入院や死亡後にペットの存在が判明する事例が生じている。

(5) ワンヘルス

川崎市では、人・動物・環境の健康を一体として捉える「ワンヘルス」の啓発を進めている。薬剤耐性菌や人獣共通感染症（ズーノーシス）対策として、川崎市医師会・川崎市獣医師会・行政が連携した定期勉強会（KAWASAKI ワンヘルス勉強会）を 3 か月に 1 回程度開催しており、情報共有や共通対策の検討を行っている。また、獣医師会への検体協力（レプトスピラ等）も実施している。



ワンヘルスアプローチ
(出典：川崎市行政調査資料)

4. ボランティア及び登録譲渡団体等との協働について

(1) 役割別ボランティア

条例に基づく「かわさき犬・猫愛護ボランティア」は 191 人（令和 8 年度現在）が登録されており、センター業務の支援としては、いのち・MIRAI 教室等の運営、啓発物作成、成猫飼養管理、成犬飼養管理、譲渡会運営、植栽・清掃等の 6 つの役割別ボランティアグループが設けられ、63 人が活動中である。このほか、子猫飼養管理支援（ミルクボランティア）10 人、一時預かり 10 人、看取り 8 人などの各ボランティアが登録されている。

ボランティア (R8.4.1 現在)	
●かわさき犬・猫愛護ボランティア (現在 191 人)	
・普段の自発的な活動、市のイベント等に協力	
・センターの業務支援ボランティア 6 グループ	
＊いのち・MIRAI 教室等支援ボランティア (24 人)	
＊啓発物作成ボランティア (6 人)	
＊成猫飼養管理支援ボランティア (16 人)	
＊成犬飼養管理支援ボランティア (4 人)	
＊譲渡会運営支援ボランティア (12 人)	
＊植栽等清掃支援ボランティア (1 人)	
●子猫飼養管理支援ボランティア (10 人)	
●一時預かり/看取りボランティア (10 人/8 人)	
川崎市近郊在住者からも募集	
●登録譲渡団体 (34 団体)	

登録ボランティアの状況 (出典：川崎市行政調査資料)

(2) 一時預かりボランティア

一時預かりボランティアは、成猫等を家庭で一定期間（おおむね 3 か月単位）預かり、家庭生活に慣らすことを目的としている。これにより譲渡後、新しい家庭になじむまでの期間が格段に短くなる。必要物品はセンターが提供し、職員が随時巡回して状況を確認している。

(3) 登録譲渡団体

登録譲渡団体は、センターから動物を引き出して譲渡につなげる団体で、34 団体が登録されている。センター 1 階の部屋を無料で貸し出し、日曜日に団体が譲渡会を開催できるように

しているほか、毎月第3日曜日にはセンターと登録団体が共催で譲渡会を開催している。

(4) 民間企業との協働

動物観察を行う部屋や譲渡会を行う部屋などをネーミングライツの対象としており、令和8年度現在、3社から1室当たり年額30万円以上の金銭または物品の提供を受け、施設の運営等に充てている。

5. 地域猫活動とサポーター制度について

(1) 地域猫活動

地域猫活動は、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し、不妊去勢手術や新しい飼い主探しを行うことで、将来的に飼い主のいない猫をなくすことを目的としている。川崎市でも、地域住民の理解の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、給餌や排せつ物を適切に管理する地域猫活動を推進してい

川崎市が目指す地域猫活動

気軽に始めて、長く続ける
サポーター登録制
無理のない範囲で活動することが大切

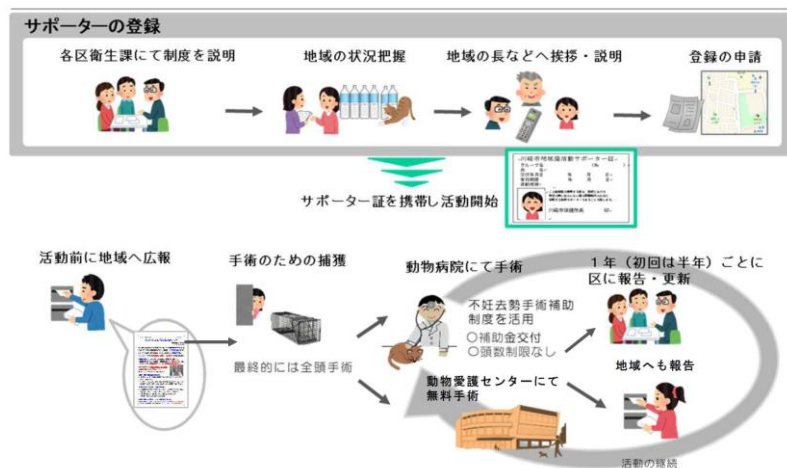
活動地域が狭くてもOK
管理する猫が少なくてもOK
活動する人が少なくてもOK
(成人2名以上)

川崎市が目指す地域猫活動(出典：川崎市行政調査資料)

る。数を減らすには複数年を要するため、当面は、これ以上猫を増やさないこと、餌やりによる迷惑を防止すること等を目的としている。基本となる取組は、T r a p (捕獲)、N e u t e r (不妊手術)、R e t u r n (元の場所に戻す)のTNR活動である。

(2) サポーター制度と活動支援

川崎市では、この活動を実施するボランティアを「サポーター」として登録する制度を平成30年8月に開始している。「気軽に始めて、長く続ける」ことを重視し、成人2人以上で、活動地域や管理頭数が少なくても登録が可能である。令和8年4月現在、51グループ(1グループ平均3人)が登録され、6年度は282頭の不妊去勢手術を実施した。



サポーター登録及び活動(出典：川崎市行政調査資料)

サポーター登録は、区役所衛生課窓口で説明を受けた後、地域との合意形成の観点から自治会長等への挨拶・説明を経て、同課の窓口で登録申請を行う。サポーター証が交付され、捕獲器が一定期間に無料で貸し出されるほか、希望者にはビブスも貸し出される。

サポーターには不妊去勢手術費用を補助しており、令和8年4月から補助額を増額し、雌雄とも1万円となった(従前は雄6千円、雌8千円)。なお、協力動物病院は市内に100か所、

市外に 31 か所あるほか、サポーター同士や行政との情報交換の場として連絡会議が定期的に開催されている。

6. 動物愛護基金及び獣医師会との連携について

(1) 動物愛護基金

川崎市では、動物愛護事業の推進を目的に、平成 28 年 4 月に動物愛護基金が創設された。当初はあまり集まらないだろうと言われていたが、毎年相当額が寄附されている。年間で 300 万円程度を活用し、収容動物のフード・動物薬品・治療費等のほか、川崎市獣医師会との協定に基づく診療支援（傷病動物の治療費の 70%を基金で負担する仕組み）、不妊去勢手術助成金の一部、ペット防災のスターターキット購入等に使用している。診療支援については、以前は全て無料をお願いしていたため、一部の獣医師からしか協力を得られなかったが、基金を活用して治療費の一部を支払える仕組みにしたことで、重症の動物も診てもらえるようになった。

また、月 2 回程度、獣医師会の獣医師によるセンターでの診察や相談の機会を設けることもでき、獣医師会との良好な関係づくりにも大変役立つものとなっている。

なお、基金の積立残高は現在、約 2 億円に上る。将来の事業や施設の大規模修繕（脱臭装置のフィルター交換に数百万円を要するなど）に備える必要もあるため、容易に活用できるものではないが、できる限り寄附者の意向に沿った形で使用していきたいとしている。

(2) 川崎市獣医師会との連携

市と協定や契約を締結し、動物健康電話相談、夜間休日の傷病動物保護、狂犬病予防注射済票の交付、災害時の動物救援、収容動物の診療支援、学校飼育動物の適正管理等について、連携して実施している。令和 6 年 4 月の動物診療等に係る技術的支援協定では、市の費用負担と定期巡回診療を明確化し、重症動物を含む診療体制を充実させた。

狂犬病予防注射済票交付及び手数料収納事務については、以前は市が会場を設けて実施していたが、獣医師会への委託に切り替えるとともに、川崎市獣医師会会員の動物病院を集合注射会場と定め、各病院で予防注射と注射済票の交付を行っている。動物病院、区役所衛生課、生活衛生課及び獣医師会の報告件数を突合し、確認後に委託料を支払っている。

7. 取組の実績・効果及び今後の課題について

(1) 実績・効果

各種活動や SNS 等での情報発信などにより、犬・猫の引取り数は、平成 17 年度の犬 399 匹、猫 1,440 匹から令和 6 年度には犬 14 匹、猫 189 匹へ減少し、殺処分数は平成 17 年度の犬 186 匹、猫 1,366 匹から令和 6 年度には犬ゼロ匹、猫 6 匹へと大幅に減少した。また、地域猫活動により地域からの猫の苦情数や路上死体数、負傷猫の収容数も減少している。さらに、一時預かりボランティアの取組により、成猫の個人譲渡数は 4 年の 19 頭から 7 年には 61 頭へ増加し、長期滞在猫を除く成猫のセンター滞在期間は約 60%減少した。

また、新センターの来館者数は、近年、年間 1 万人を超えているほか、「いのち・MIRA

「I 教室」や各種啓発事業を通じて、動物愛護に関する機運の高まりが感じられ、センターに度々来訪し、リピーターとなっている小学生等も現れている。

川崎市の現状 ～猫の苦情数～



猫の苦情数：令和6年度は1,000件程度

苦情内容：猫の引取り、餌やりに起因する生活環境被害、糞尿

猫の路上死体数推移



猫の苦情数・路上死体数（出典：川崎市行政調査資料）

(2) 今後の課題

飼い主の高齢化、突然の入院・死亡、多頭飼育崩壊等により、対応案件は複雑化している。福祉サービスにつながない独居高齢者とペットを早期に把握する仕組みや残された動物の飼養費用・引受先を事前に確保する仕組みが必要となっている。

地域猫活動については、保護・譲渡を優先すべきとの意見もあり、地域住民と活動者の相互理解を形成する必要があるほか、市全体をカバーするにはサポーターグループが現状の 51 グループでは足りず、さらなるサポーター登録が求められている。高齢や疾患などにより通常の譲渡が難しい動物を自宅で最期まで看取るボランティアについても、登録者が不足しており、随時募集を行っている状況である。

動物愛護基金については、基金残高が約 2 億円であるが、活用にあたり財政部局との調整が必要であり、円滑な活用手法が課題となっている。

【常総市】

地域防災力の向上及び避難行動の実効性確保について

1. 常総市の地勢について

常総市は、茨城県の南西部、都心から 55 km 圏内に位置しており、東はつくば市・つくばみらい市、西は坂東市、南は守谷市、北は八千代町・下妻市にそれぞれ接している。南北は約 20 km、東西は約 10 km の広がりを持ち、面積は 123.64 km² である。標高は約 5～24m で、太平洋側の気候で四季を通じて穏やかである。市のほぼ中央には一級河川の鬼怒川が流れており、東部の低地部は広大な水田地帯となっている。西部は丘陵地となっており、集落や畑地、平地林が広がっているが、住宅団地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯として都市機能の強化も図られている。この地域は鬼怒川・小貝川等の河川と密接な関わりを持ち、河川沿岸の肥沃な土壌を生かした農業や水運等の産業を背景に発展してきた。

2. 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害について

(1) 氾濫状況

台風第 18 号から変わった低気圧に向かって、南から湿った空気が流れ込んだ影響で、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、9 月 9 日から 10 日にかけて、栃木県に線状降水帯が発生した。日光市五十里では、最大 24 時間降水量 551 mm を記録するなど、宮城県と栃木県を中心に当時の観測史上 1 位の降水量を記録し、大雨特別警報が栃木県と茨城県に発令された。

この豪雨により、9 月 10 日 12 時 50 分、常総市三坂町において鬼怒川の堤防が約 200m にわたって決壊、大規模な浸水被害が発生し、常総市の約 3 分の 1 に当たる約 40 km² が浸水した。決壊地点近くの建物は流失し、氾濫流によって地盤が浸食され、排水作業が実施されたにもかかわらず、宅地等の浸水が解消するまでにおよそ 10 日間を要した。



鬼怒川の氾濫状況 (出典：常総市行政調査資料)

(2) 主な被害状況

鬼怒川の氾濫により、多くの家屋が流出するとともに、死者 15 人・負傷者 40 人以上、住家被害が 6 千棟以上という甚大な被害となった。また、災害時に数多くの住民が救助され、ヘリコプターによる救助人数は 1,339 人に上るとともに、避難者数はピーク時で 6 千人を超えた。

① 人的被害状況（令和 8 年 7 月時点） ※災害関連死含む

死亡	重症	中等症	軽症	行方不明
15 人	3 人	21 人	20 人	0 人

② 住家被害（平成 29 年 9 月時点）

全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
53 件	1,566 件	3,265 件	122 件	1,117 件	6,123 件

③ 救助者数の状況

機関名	救助種別	
	ヘリコプター	地上部隊
救助者数	1,339 人	2,919 人
合計	4,258 人	

④ ピーク時の避難者数（平成 27 年 9 月時点）

	避難所数	人数
市内	26 か所	4,501 人
市外	13 か所	1,722 人
合計	39 か所	6,223 人

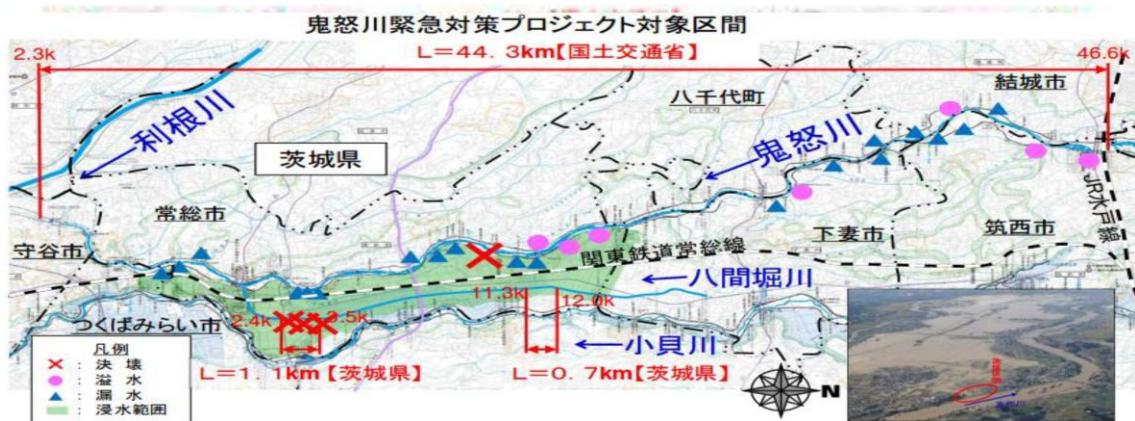
⑤ ライフライン

種別	状況（件数等）	復旧状況
電気	停電（約 11,200 世帯）	平成 27 年 10 月 26 日 完全復旧
水道	石下東部浄水場（約 4,400 軒断水） 相野谷浄水場（約 7,400 軒断水）	〃 9 月 21 日 仮復旧
電話	N T T 光回線（約 5 千回線不通）	〃 9 月 17 日 通信障害回復
道路	国道 294・354 号線及び 主要幹線道路（通行止め）	〃 12 月 18 日 片側通行可 平成 28 年 2 月 8 日 全面通行可
鉄道	関東鉄道 常総線（全線運休）	平成 27 年 10 月 10 日 全線運転再開 〃 11 月 16 日 通常ダイヤ復旧

3. 防災意識社会の実現への取組について

(1) 鬼怒川緊急対策プロジェクト

国、茨城県、鬼怒川下流域の7市町が主体となり、ハード・ソフトを一体化した緊急的な治水対策（堤防などの復旧、堤防のかさ上げや拡幅及び河道掘削などの河川改修）を実施した。



鬼怒川緊急対策プロジェクト(出典：常総市行政調査資料)

(2) 検証委員会の設置による水害対策の検証

① 水害時の災害対応

- ・ 広域避難の重要性と近隣市町との連携の必要性
- ・ 事前に災害を想定した対応計画作成の必要性（地域防災計画等）

ア 大規模水害時における広域避難の協定締結

令和元年5月30日、鬼怒川・小貝川下流域の13市町において「大規模水害時の広域避難に関する協定」を締結



大規模水害時の広域避難の協定締結(出典：常総市行政調査資料)

イ 広域避難訓練



情報伝達手段の多様化（出典：常総市行政調査資料）

② 災害情報の伝達・共有

- ・様々な情報伝達手段の必要性
- ・県災害対策本部などの防災関係機関との情報共有の必要性

防災行政無線、防災ラジオ、市ホームページ、登録制メール及び公式SNSなど、複数の手段を組み合わせて情報を発信している。特に、登録者約1万9千人の常総市公式LINEと連携した「避難行動促進ツール」では、現在地から浸水リスクや適切な避難行動を確認できるため、住民が災害を「ジブンゴト」として捉えるきっかけとなっている。独自アプリの導入も模索したが、実証実験で登録者数が伸び悩んだため、既に市民に普及している媒体を活用する方向へ転換した。また、視覚障害者向けの「耳で聞くハザードマップ」に対応する「ユニボイス」や、平時の医療・介護連携に用いる「電子@連絡帳」を災害時の安否確認にも活用している。



情報伝達手段の多様化（出典：常総市行政調査資料）



「避難行動促進ツール」（出典：常総市行政調査資料）

③ 住民の防災意識

- ・過去の経験等が逆に避難しない判断に影響（正常性バイアスの働き）
- ・住民向けの防災訓練や防災教育の必要性

ア 住民による「マイ・タイムライン※1」の推進

- ・みんなでタイムラインプロジェクト

全国初の取組として、常総市の若宮戸地区と根新田地区をモデル地区に、マイ・タイムライン検討会を実施し、住民それぞれの避難行動を整理したマイ・タイムラインが作成された。また、マイ・タイムライン作成時の教材が入った「逃げキッド」を市民に配布し、マイ・タイムラインの啓発や作成促進を図っている。

※1：マイ・タイムラインとは・・・

住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇するときに、自分自身が取ら標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめたもの。

時間的な制約がある洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また、避難判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待される。

イ 防災教育や体制整備

9月10日を「常総市防災の日」に制定し、その前後に市内小中学校一斉の防災教育・訓練を実施している。

α 小中学校での防災教育



小中学校での防災教育（出典：常総市行政調査資料）

・防災スポーツ

「楽しんで、競い合って身体で覚える」ことをテーマに、災害時の自助・共助や災害後の復旧・復興において想定される場面（姿勢を低くして行動する、負傷者を安全

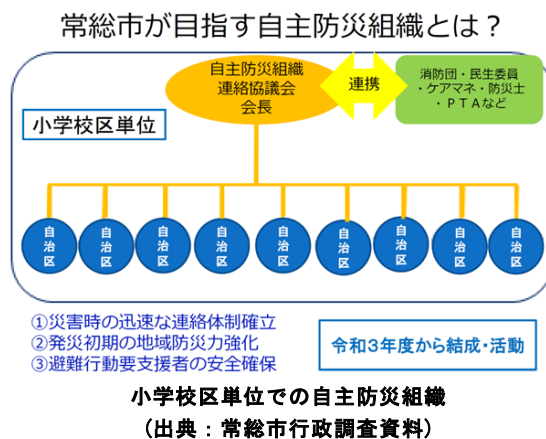
かつ迅速に搬送する等)をスポーツとして身につけるプログラムであり、令和5年度から市内小中学校を対象に実施している。

・親子防災キャンプ

いつ起こるか分からない自然災害に備え、キャンプ体験を通じて「楽しみながら防災に備える」「生き抜く力を身につける」ことを目的とし、消火体験やバケツリレー等を行っている。

b 自主防災組織の強化

地域の防災力を高めるには、自分の身を自分の努力で守る(自助)と、地域や近所の人々が協力して防災活動に取組(共助)が不可欠であることから、災害による被害を最小限にするために、市内全地区に自主防災組織の結成を促している。また、組織結成支援や防災活動のアドバイス、活動を継続するための補助事業を行っている。



・地域(自主防災組織)による安否確認体制の構築

水害で逃げ遅れが多数発生してしまった反省を踏まえ、障害者、高齢者などの要支援者の安否確認体制の構築を進めている。

取組の流れ

地域に支援が必要な人がいることを知ってもらうため、地域住民及び要配慮者を集め会議を開催

市役所が作成した要支援者名簿を基に、地域で支援する対象者を絞り込み、災害時の安否確認の体制図を作成

支援が必要な方一人ひとりの避難計画(個別避難計画)の作成

・地域との連携による避難行動要支援者対策

台風による洪水を想定し、避難指示等の発令に着目した常総市からつくば市への広域避難訓練を実施した。また、同地区に居住する避難行動要支援者にも訓練に参加してもらい、個別避難計画の実効性を確認した上で、計画を更新した。

【開催日】令和7年10月11日(土) 9:30~11:30

【訓練対象地区】常総市三妻地区

【訓練会場】豊里柔剣道場(つくば市)

【訓練内容】9時30分 避難指示発令：常総市三妻地区防災行政無線

広域避難開始：常総市三妻地区約60名参加

※車移動

9 時 30 分～ 避難所受入れ開始

避難所到着後 順次、避難所に避難し、受付及び避難所設営を実施

○受付は、実災害時担当部署が対応

○受付後に、避難者が協力し、間仕切りテント及び
エアーマットの設営を行う（設営補助は、職員及び
防災士が担当）

○避難行動要支援者へのヒアリング（避難経路の確
認や計画の更新について）

11 時 15 分～ 避難所設営終了

・個別避難計画の作成と福祉専門職との連携

地域との連携による個別避難計画の作成件数は約 40 件（令和 6 年度）、企業への
委託による作成件数は 18 件（7 年度）となっている。福祉事業所、ケアマネジャー、
社会福祉協議会等と業務委託契約を結ぶことで、市だけでは把握しにくい身体状況や
病状等に配慮した計画作成を行っている。

c 地域防災力の強化

常総市では、防災に強いまちづくりを進めるため、地域の防災リーダーとなる防災士
（防災の知識・技術を習得したことを N P O 法人日本防災士機構が認証する資格）の養
成を推進している。防災士資格の取得に係る受講料や登録料等を全額補助しているほか、
市職員にも「職員研修」の一環として、資格取得を勧めている。資格を取得した住民及
び市職員は計 276 人であり、平成 30 年 9 月に設立された「常総市防災士連絡協議会」
を通じて、自主防災組織の結成促進やマイ・タイムラインの普及に係る催し等で講師を
務めている。

また、常総市には 50 か国を超える国・地域から 7 千人を超える外国人が居住してい
ることから、全ての母国語への対応には限界がある。そこで、外国人支援を担当する部
署と連携し、公式 SNS の災害情報を「やさしい日本語」に変換して発信しているほか、
国土交通省下館河川事務所、河川情報センター等と連携した体験型のマイ・タイムライ
ン講習会や外国人支援 N P O による避難所訓練を実施している。

d 市役所庁舎の浸水対策



市役所庁舎の浸水対策 (出典：常総市行政調査資料)

e 災害ボランティアセンターと被災者への伴走支援

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、常総市社会福祉協議会が発災 3 日後に災害ボランティアセンターを開設し、延べ 3 万 6,359 人のボランティアが 5,564 件の支援活動を行った。その後、支援を求める声を上げにくい世帯や在宅避難世帯を把握するため、戸別訪問を開始し、同年 11 月には地域支えあいセンターへ移行した。被災世帯への延べ訪問件数は 1 万 82 件、地域交流の場づくりは 26 会場、207 回となり、見守り、相談、関係機関へのつなぎ、孤立防止等の生活再建支援へ段階的に取組を移行した。

発災時には、被災者のニーズ、ボランティアの技能及び派遣先等の情報を十分に整理できず、ボランティアを活動につなげられないことがあった。また、市、社会福祉協議会、NPO 等がそれぞれ支援を行う中で、被災者情報を十分に共有できていなかった。この経験を踏まえ、災害ボランティアセンターについては、平時から設置場所、人員、資機材、受付方法、保険、技能の確認、ニーズの把握、派遣調整及び活動記録の手順を整理するとともに、関係機関の役割分担と個人情報の共有方法を定める取組を進めている。

4. 取組の実績及び今後の課題について

(1) 取組の実績

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の検証を踏まえ、河川改修や堤防整備、庁舎の浸水対策等のハード対策と広域避難、情報伝達手段の多様化、マイ・タイムライン、防災教育、自主防災組織への支援、防災士の育成、個別避難計画の作成支援等のソフト対策を進めている。

具体的には、鬼怒川・小貝川下流域 13 市町による広域避難協定を締結し、継続的に広域避難訓練を実施している。

また、市公式 LINE 約 1 万 9 千人の登録者を基盤とする避難行動促進ツールを運用するとともに、地域との連携や企業への委託により、個別避難計画を約 60 件作成したほか、防災士資格の取得を推進し、住民及び市職員を合わせて 276 人が同資格を取得している。

災害ボランティアセンター等による被災者支援については、同豪雨の教訓を踏まえて課題を整理し、有事に速やかに対応できるよう、平時から取組を進めている。

(2) 今後の課題

福祉専門職等と連携した個別避難計画の作成については、福祉専門職等が多くの利用者を担当しているため、計画作成の時間を確保しにくく、作成件数が伸び悩んでいることから、さらなる工夫が必要となっている。

自主防災組織については、地域によって防災意識に差があり、組織結成や中心となる人材の確保が課題である。

広域避難については、浸水経験のない地域に避難の必要性を理解してもらうため、継続的な説明と訓練が必要である。

また、50 か国・地域を超える在住外国人への対応に当たっては、外国人コミュニティや雇

用企業、学校等との日常的な連携をさらに深める必要がある。

災害ボランティアセンター等による被災者支援については、緊急的な作業支援の終了後も、生活再建の状況に応じた戸別訪問や見守りを継続しながら、必要な制度や専門機関へつなぐ体制が必要であり、関係機関と連携した効果的な体制の整備が課題となっている。

市民文教委員会行政調査報告から

【枚方市】

枚方版 I C T 教育モデルについて

1. 枚方版 I C T 教育モデルの概要について

枚方市は、国の G I G A スクール構想も踏まえ、市内公立小・中学校の全児童・生徒に 1 人 1 台端末を配備し、I C T の活用による新しい学校教育の確立を進めている。同市が作成した「枚方版 I C T 教育モデル」は、予測困難な時代を生きる子供たちに必要な資質・能力を育成するため、1 人 1 台端末を効果的に活用した同市の目指す教育の具体像を示すもので、令和 8 年 3 月に第 6 版へ改訂されている。

同モデルは、「枚方市教育大綱」及び「枚方市教育振興基本計画」並びに 1 人 1 台端末の更新に係る各種計画を踏まえて位置づけられており、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現することを目指している。



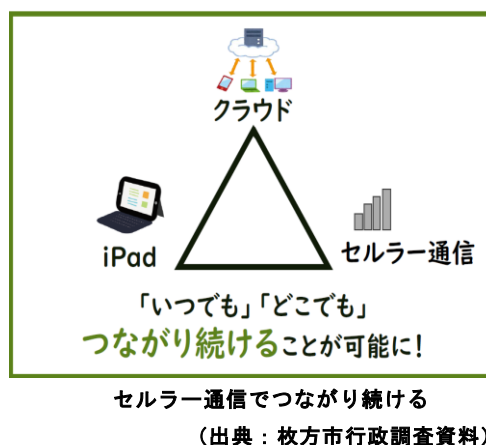
2. 枚方版 I C T 教育モデルの導入に至った背景及び端末環境について

(1) 導入の背景

同市は、S o c i e t y 5.0、人生 100 年時代、グローバル化、人口減少など、社会の在り方が大きく変化し、将来の予測が困難となる中で、子供たちが自らの可能性を最大限に発揮し、主体的によりよい社会の創り手となるための力を学校教育で育成する必要があると捉えていることから、全ての子供に 1 人 1 台端末を保障し、言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力を学習の基盤として育む取組を進めている。

(2) セルラーモデル i P a d の採用

1 人 1 台端末には、操作が簡単で直感的に使用でき、起動が速く、自分の考えを分かりやすく表現できる i P a d を採用している。さらに、通信環境の影響によって学びが途切れないう、W i - F i 環境に左右されないセルラーモデルを選択し、1 人 1 台端末と 1 人 1 アカウントを組み合わせることで、学校、家庭、校外を問わず「いつでも」「どこでも」つながり続ける環境を整備しており、端末を鉛筆やノートのような文房具の 1 つとして使いこなすことを目指している。



3. ICT教育推進の全体像について

(1) これからの子供たちに必要な資質・能力

同市は、学習指導要領が示す「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を育成するとともに、言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力を重視している。

(2) 枚方市が大切にする「5つのC」

同市では、1人1台端末を活用した学びにおいて、次の5つの視点を大切にしている。

① Challenge（挑戦）

学校生活の中で、課題を解決したり目的を達成したりするため、困難な問題や未経験のことに積極的に取り組むとともに、自ら新たな課題を発見する。

② Communication（意思伝達）

相手の立場を意識して自分の考えを分かりやすく伝えとともに、相手の意見や考えを正しく理解するために聴く。

③ Collaboration（協働）

課題を解決したり目的を達成するため、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組む。

④ Creativity（創造）

課題を解決したり目的を達成するため、柔軟なアイデアを表現し、他者と共有することで、より深まりのあるアイデアを創り出す。

⑤ Critical thinking（思考・判断）

物事を多面的な視点で捉え、調べた内容や他者の意見等を正しく判断するために、その理由や事実に矛盾がないかを自ら考え、分析し、判断する。

(3) 9年間で身につける情報活用能力

小学校入学から中学校卒業までの9年間を通して、写真・動画の撮影、文字入力、情報収集、端末利用のルール、自己の課題に合わせた自主学习、プログラミング的思考、情報の分析・判断、効果的な表現及び協働的な課題解決などを段階的に身につける「Growing Map」を示している。また、大阪府情報活用能力ステップシートを活用し、各教科等の学習の中で児童・生徒の発達段階を考慮しながら、情報活用能力を系統的に育成している。



（出典：枚方市行政調査資料）

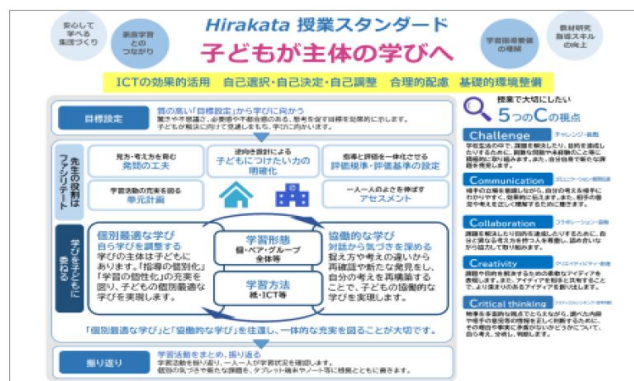
4. ICT教育の具体的な取組について

(1) 授業と家庭学習のシームレスな学び

1人1台端末の特徴である「いつでも」「どこでも」オンラインにアクセスできる環境を活用し、授業が家庭学習へ、家庭学習が授業へとつながる「途切れない」学びを目指しており、家庭でも共同編集により友だちと資料や作品を作成できるほか、デジタルドリルの学習履歴を教員が把握し、間違いの多い内容を授業で重点的に扱うことができる。また、課題について家庭で時間をかけて考え、事前に提出することで、教員は余裕を持って授業を組み立てることができる。

(2) 授業改善と家庭学習

同市は、子供が主体となった多様な学び方を実現するため、「Hirakata授業スタンダード」を改定し、ICTを文房具の1つとして効果的に活用することや子供が学習方法等を自ら選択・決定・調整すること、また、合理的配慮及び基礎的環境整備といった支援教育の視点を盛り込んでいる。



(出典：枚方市行政調査資料)

授業では、インターネットによる調べ学習、意見の共有や比較、共同編集による作品制作、遠隔地の学校等との交流、音声・演奏・運動等の撮影と自己評価、実験映像の振り返りなどに端末を活用している。また、家庭学習では、個々の課題や興味に応じたデジタルドリルでの学習、事前の課題提出、家庭からの共同編集、臨時休業時のオンライン授業等を行うことができる。

(3) 汎用的ソフトウェアとクラウド環境の活用

枚方市立長尾小学校及び長尾中学校では、リーディングDXスクール事業の指定を受け、文書やプレゼンテーション等を作成する一般的なソフトウェアとクラウド環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組んでいる。具体的には、「Numbers」アプリケーションを活用した学習計画表の作成、「GarageBand」アプリケーションを活用した音楽の創作活動、「スクールワーク」等のアプリケーションを活用した振り返りシートの作成とレーダーチャートによる自己分析、Microsoft Formsを活用したフィードバックの共有などを行っている。

(4) 子供支援及び学びの保障

オンラインによる面談や相談、長期欠席・不登校児童生徒への学習支援、学校から保護者や地域への情報発信などにICTを活用しており、Voice Over（読み上げ機能）、Safariの辞書、リーダー機能やAssistive Touch等のアクセシビリティ機能を活用し、学習上の困難を抱える児童・生徒への個別最適な支援を進めている。

また、やむを得ず学校に登校できない場合には、ビデオ会議システム等を用いた健康観察や授業配信、課題提示・提出、質問、振り返り及び教員からの評価やフィードバックを行うなど、児童・生徒が安心してつながり、学び続けられるようにしている。



(出典：枚方市行政調査資料)

5. 教員支援及び校務DXについて

(1) 校務のデジタル化

教職員の事務作業を効率化し、児童・生徒と向き合う時間や教材研究・授業準備の時間を生み出すため、欠席連絡のデジタル化、「まなびポケット」を活用した校内連絡や家庭への情報発信、資料やアンケートの電子化、デジタルドリルによる採点・学習履歴の収集などを進めている。欠席連絡を端末で確認することで、朝の電話対応や伝達を減らし、教職員が余裕を持って児童・生徒を迎えられる環境づくりにつなげている。

業務改善×ICT 活用事例



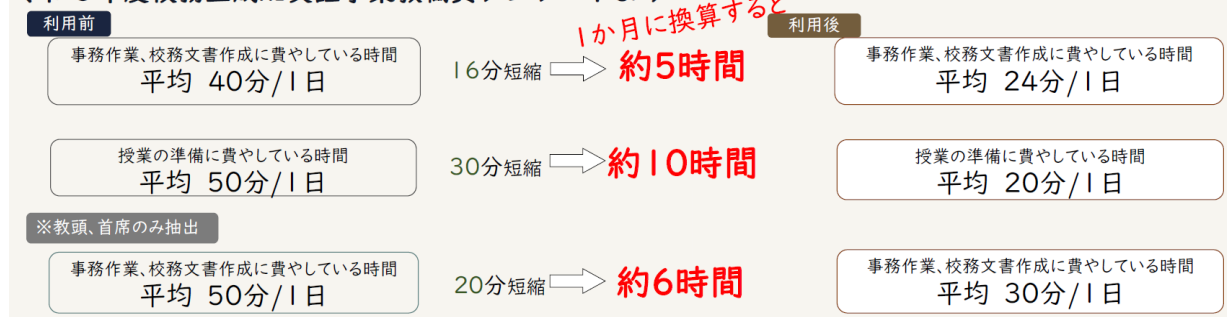
(出典：枚方市行政調査資料)

(2) 校務生成AI実証事業

6年度は、市立小中学校10校の教職員約270人が教育機関ライセンスのMicrosoft 365環境におけるMicrosoft Copilotを校務で活用し、事務負担の軽減と業務効率化の可能性を検証した。校務文書の下書きや要約、たたき台の作成等に活用し、約100件の実践事例を創出した。

実証では、生成A I の出力はあくまで参考として、教職員が必ず確認・修正し、最終判断と責任は人が持つことを原則としている。なお、6 年度校務生成A I 実証事業教職員アンケートでは、対象者の区分に応じて、事務作業や校務文書作成、授業準備に要する1日当たりの時間が短縮された結果が示されている。

令和6年度校務生成AI実証事業教職員アンケートより



(出典：枚方市行政調査資料)

(3) 情報発信と教員支援

教職員向けポータルサイト「まなV i V A ! ひらかた」で、研修動画、研修予定、実践資料及び各種支援情報等を発信するとともに、情報教育ポータルサイト「G i G A スク ! ひらかた」で、端末活用状況、生成A I、I C T活用のヒント、実践事例及び働き方改革に関する資料を共有している。

6. I C T活用による成果及びデータの活用について

(1) 学習効果に関する分析

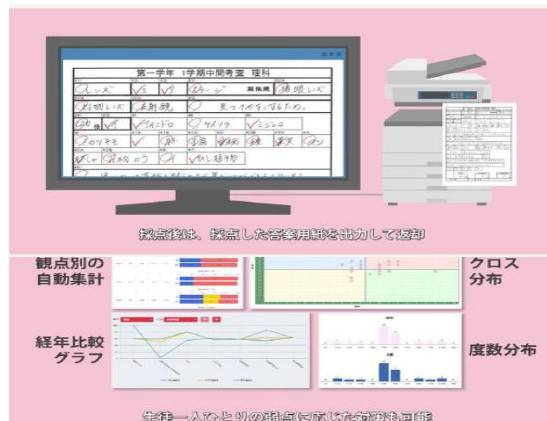
7 年度全国学力・学習状況調査の質問紙調査では、小学校において「I C T機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成できる」と肯定的に回答した児童ほど学力調査との正の相関が見られ、中学校では、「I C T機器で文章を作成できる（文字、コメントを書くなど）」と肯定的に回答した生徒ほど、学力調査との正の相関が見られている。

また、小学校では、「I C T機器を使って情報を整理できる」と回答した児童ほど、学んだことを生かして自分の考えをまとめる活動を行ったと回答する割合が高く、中学校では、「I C T機器を使って学校のプレゼンテーションを作成できる」と回答した生徒ほど、自分の考えがうまく伝わるように資料や文章、話の組立てを工夫して発表したと回答する割合が高かった。

さらに、学習場面での端末活用に関する質問では、自分で調べる、まとめ・発表・表現する、教員や子供同士でやり取りする、理解度に合わせて課題に取り組む、家庭学習で活用するなど、全ての項目で全国平均を約15ポイントから最大約60ポイント上回る結果が示されている。

(2) 学習履歴の活用

デジタルドリル等に蓄積された学習履歴を分析し、教員が児童・生徒の理解状況を把握して、次の指導や授業改善につなげている。特に、中学校では、採点支援システムを導入しており、成績分析ツールを活用して児童・生徒ごとに応じた対策を迅速に行っている。



(出典：枚方市行政調査資料)

7. ICT教育推進における課題及び対応策について

(1) デジタル・シティズンシップ教育

1人1台端末が貸与されることで、デジタルは日常的なものとなる中、デジタル機器の利点や危険性を理解し、安全かつ責任を持って行動するための理由と方法を主体的に学ぶデジタル・シティズンシップ教育を重視している。情報技術に関する人的・文化的・社会的な課題を理解し、法的・倫理的に振る舞う能力と技能を育成するため、児童・生徒の試行錯誤や議論、気づき、意見表明を大切にしている。

また、パスワード及びパスコードの設定、情報活用能力を位置づけた年間指導計画の作成、学校や家庭でのルールづくりなどにより、情報モラル及び情報セキュリティに関する指導を進めている。

(2) 健康面への配慮

端末使用時の「5つの約束」として、①目から30cm以上離して姿勢よく使用すること、②30分に1回は画面から目を離して20秒以上遠くを見ること、③就寝1時間前からデジタル機器を使わないこと、④遠くを見たり、まばたきをして目を大切にするこ



(出典：枚方市行政調査資料)

⑤学校や家庭のルールを守ることを示している。

また、授業や保健だより、掲示板等を通じて、養護教諭から目の疲労軽減や姿勢に関する情報を発信し、家庭との連携も図っている。

8. 今後の展開及び方向性について

(1) 生成AIを活用した学び

同市は、生成AIは学びを支える有用な道具になり得る一方、出力はあくまでも参考であり、必ずしも正しいとは限らないことから、最後は人が判断し責任を持つ姿勢を大切にしており、①生成AIの仕組みや得意・不得意なことなど、生成AI自体を学ぶ段階、②よりよい回答を引き出すための対話スキルやプロンプト（指示文）など、使い方を学ぶ段階、③各教科等の学

びにおいて、積極的かつ効果的に使う段階、④必要に応じて日常的に使う段階の４段階で活用を進める考えを示している。

７年度には、枚方市立第二中学校が生成ＡＩパイロット校として生成ＡＩの仕組みや利便性・リスク、留意点を学ぶ授業を行ったほか、英語科では英文の改善や想定質問の作成、社会科では北海道地方の農業・観光の課題について、立場や根拠を深める活動などに生成ＡＩを活用しており、いずれも生成ＡＩを生徒の学びを深めるための道具として位置づけている。

(2) 今後の方向性

８年度からは、全ての中学生及び希望する小学校５・６年生が、学習場面で生成ＡＩ（Google Gemini・Google NotebookLM）を利用できる環境を構築し、生成ＡＩも「学びのパートナー」として活用する取組を進めることとしている。

【府中市】

町会・自治会活動のデジタル化による活性化の取組について

1. 府中市公式LINEの概要について

府中市公式LINEは、子育て世代包括支援センター「みらい」の開設に合わせ、各種手続や講座等の予約を行うため、令和4年6月に運用を開始した。その後、対象や分野を段階的に拡大し、8年3月までに約100件のサービスを公開している。なお、8年6月24日現在の友だち登録者数は46,527人となっている。



府中市LINE公式アカウント
(出典：府中市行政調査資料)

2. 電子回覧板導入の経緯について

(1) 検討の背景

同市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年4月から4年6月まで自治会回覧を停止していたことから、コロナ禍においても安心して情報を共有できる方法として、回覧板の電子化について検討を開始した。電子回覧板は、紙の回覧板と比べ、データ送信により回覧に要する手間や時間を短縮できるとともに、比較的瞬時に受渡しが可能であるほか、受信者がデータを消去しない限り、いつでも情報を確認できるなどの利点があること、また、自治会に対して行ったアンケートにより、既に独自に電子回覧を運用する先進的な自治会が一部あることが判明したため、役員会等でSNSやLINE等を活用している自治会を中心に、情報リテラシーの高い20の自治会の協力を得て、4年6月から同年9月までの期間で、回覧板の電子化事業の試行的実施を行った。

(2) 試行内容及び手法の決定

試行では、①メール、②LINE、③電子回覧板専用アプリの3つの方法を用意し、各自治会が全ての方法を試用した上で、期間終了後にアンケートを実施したところ、4年9月12日から同月26日までの15日間に、26自治会から回答があり、どの項目においてもLINEについての評価が最も高かった。また、同市がDX推進の一環として、公式LINEの運営を開始していたことから、主管課である行政経営課と連携し、府中市公式LINEの一機能として電子回覧板を運用している。

3. 電子回覧板の運用について

(1) 配信方法

電子回覧板は、令和5年4月20日に第1回配信を行い、以後、原則として毎月20日正午に配信している。配信地域としては、市内を東部、中部、西部の3地域に区分し、利用者が友だ

ち追加後に電子回覧板のメニューから居住するエリアを設定することで、地域別の回覧物を受信できる仕組みとしている。なお、配信時には利用者がカテゴリーを選択し、各課からのお知らせを確認することができる。

(2) 配信地域

【東部】

⇒朝日町、押立町、小柳町、是政、清水が丘、白糸台、多磨町、紅葉丘、若松町

【中部】

⇒片町、寿町、幸町、栄町、新町、浅間町、天神町、日鋼町、八幡町、晴見町、府中町、分梅町、日吉町、本町、緑町、宮西町、宮町、美好町、矢崎町

【西部】

⇒北山町、住吉町、東芝町、西原町、西府町、日新町、本宿町、南町、武蔵台、四谷

(3) 周知及び登録方法

運用開始時には、「広報ふちゅう」令和5年4月11日号や市ホームページ、メール配信、紙の回覧板により周知している。利用者は、二次元コードから府中市公式LINEを友だち追加し、メニューの「電子回覧板」を選択した後、町名を登録する。登録後は、受信設定完了の案内が自動送信され、以後、毎月20日に対象地域の情報が配信される。

各種登録方法



(出典：府中市行政調査資料)

(4) 電子回覧運用ルール

- ・原則、電子回覧と紙の回覧を併用して行うこと。
- ・電子回覧の配信地域は、紙の回覧の範囲とそろえること。
- ・データは、A4縦で格納すること。
- ・毎月15日までに電子回覧データを全庁共用キャビネットへ配信地域ごとに分けて格納す

ること。

(5) 配信までの流れ

- ① 各課の電子回覧データが紙の回覧の内容と一致しているか確認する。
- ② 電子回覧データを配信地域、カテゴリー別に集約した後、行政経営課（公式LINE主管課）へ送付する。
- ③ 行政経営課にて電子回覧データを加工する。
- ④ 加工後のデータを使用し、LINE配信設定をする。
- ⑤ 毎月20日正午に配信する。

4. 利用状況及び課題について

(1) 配信者数の推移

電子回覧板の配信者数は、令和7年1月の4,257人から同年12月には6,059人へ増加しており、8年も増加を続け、同年1月は6,185人、6月は7,753人となっている。なお、6月の地域別内訳は東部2,504人、中部3,058人、西部2,191人となっている。

	東部	中部	西部	合計		東部	中部	西部	合計
令和7年1月	1,392	1,646	1,219	4,257	令和8年1月	2,013	2,410	1,762	6,185
2月	1,430	1,692	1,244	4,366	2月	2,061	2,479	1,801	6,341
3月	1,456	1,720	1,261	4,437	3月	2,196	2,638	1,923	6,757
4月	1,518	1,801	1,302	4,621	4月	2,306	2,802	2,026	7,134
5月	1,557	1,888	1,352	4,797	5月	2,432	2,978	2,140	7,550
6月	1,621	1,969	1,425	5,015	6月	2,504	3,058	2,191	7,753
7月	1,696	2,080	1,490	5,266					
8月	1,778	2,158	1,550	5,477					
9月	1,827	2,231	1,607	5,665					
10月	1,872	2,272	1,651	5,795					
11月	1,926	2,332	1,690	5,948					
12月	1,963	2,370	1,726	6,059					

配信者数一覧（令和7、8年）

（出典：府中市行政調査資料）

(2) 課題及び対応

回覧板をLINEへ完全に移行することについては、スマートフォンやLINEを使用できない高齢者が依然として多いことから、当面は紙回覧板との併用を継続する必要があると、職員の事務量の増加が課題となっている。また、スマートフォンやLINE初心者への対応としては、5年度に市内11文化センターにおいて、計20回のLINE使い方講習会を実施したが、配信者数の増加に課題が見られるため、さらなる周知の徹底を必要としている。

四谷文化センター地区公民館講座

LINE講座

使ったことがない… 安全面が心配… 挫折した…

未経験の方、スマホに不安がある方 大歓迎！

講師がゼロから指導します！LINEに挑戦してみませんか

日程：全2回
8月22日（火）及び29日（火）
午後2時～午後3時

会場：四谷文化センター 3階 講堂

対象：全日程に参加できる市民の方

定員：先着15名

費用：無料

※ご自身のスマートフォンをご用意ください

申込：7月4日（火）より受付開始
四谷文化センター1階事務室で受付

定員に達し次第締め切り ※電話申込不可

問合せ：四谷文化センター 042-367-1441（平日午前8時半～午後5時）

（出典：府中市行政調査資料）

5. 地域コミュニティアプリ「ピアZZ」について

(1) 導入の目的及び協働協定

同市は、地域コミュニティの活性化や住民同士のつながりの促進、地域活動（自治会活動等）への関心・参加のきっかけづくりを目的として、地域コミュニティアプリ「ピアZZ」を導入した。令和8年4月22日には、府中市、P I A Z Z A株式会社及び府中市自治会連合会が協働協定を締結し、自治会をはじめとする地域活動に関する情報発信の強化、地域活動団体や住民同士の交流・つながりの促進、地域活動に関する情報に触れる機会の拡大に取り組んでおり、府中市エリアは同年5月7日に開設している。



（出典：府中市行政調査資料）

(2) 費用及び役割分担

費用については、導入に係る市の負担はなく、利用者によるアプリの登録及び利用も無料であるが、通信料は利用者の自己負担となっている。また、役割分担としては、市は公共施設等へのチラシ配付や市関連団体への広報、SNSによる周知を担い、P I A Z Z A株式会社はチラシの制作・印刷・納品、関係団体向け説明会の実施及びイベント開催等による利用者拡大を担っている。

(3) 主な機能

主な機能は、次のとおりである。

- ・町会・自治会をはじめとする市内の地域活動の情報発信・共有
- ・個人や団体が主催するイベント等の情報交換・発信
- ・近隣の店舗情報や不用品の譲り合い等の日常的な情報交換
- ・市公式ホームページの新着情報などの行政情報の確認 など

(4) 周知方法

周知方法としては、「広報ふちゅう」令和8年5月15日号や市ホームページ、市公式LINE、自治会回覧、各施設へのチラシ配付により周知している。



（出典：府中市行政調査資料）

(5) 運用ルール

- ・アカウントは各課・各施設が作成すること。
- ・自治会等がグループを開設し、情報発信を行うことが可能。
- ・操作方法等の不明点は、原則としてP I A Z Z A株式会社へ問い合わせること。
- ・アプリの活用に当たり、P I A Z Z A株式会社による操作説明会の実施が可能。
- ・行政情報やイベント等の周知ツールとして活用すること。

(参考) 投稿画面 (アプリ版)

府中市地域コミュニティ課
行政
イベント 主催者

2日前

MAY 30 第43回府中市コミュニティ文化祭
2026年5月30日(土) 10:00 ~
2026年5月31日(日) 15:30

府中市コミュニティ文化祭は、文化センターを拠点に活動している団体が、日ごろの活動の成果を展示・発表し相互のふれあいや交流を深める催しです。

本年度も多彩なプログラムをご用意しております。

【第43回 府中市コミュニティ文化祭】
📅日時：2026年5月30日(土)・31日(日)
📍場所：市民活動センタープラッツ(ル・シーニュ5,6階)
🎫入場無料

🎤5階：発表の部(※発表は5月31日(日)のみ)
カラオケ・舞踊・民謡・フラダンス・よさこい など
🖼️6階：展示の部
絵画・手芸・陶芸 など

どなたでもご自由にご覧いただけますので、ぜひお気軽にお越しください！

皆さまのご来場をお待ちしております。

詳細はこちら👉
<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/event/community/komyunitexibunnkasai.html>

府中市 TOKYO F
第43回府中市コミュニティ文化祭
🌐 www.city.fuchu.tokyo.jp

#イベント #地域活動
コミュニティ文化祭

令和8年 5.30・5.31

(出典：府中市行政調査資料)

【渋川市】

インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援について

1. 渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例について

(1) 条例制定の背景

インターネットは、今や誰もがあらゆる場所で世界とつながり、様々な情報を入手・発信でき、私たちの生活においては必要不可欠なツールとなっている。

その一方で、匿名性の高さや情報発信までのハードルの低さから、誹謗中傷や個人情報・プライバシーの侵害等の被害が続発し、深刻な社会問題となっている。また、被害者が心理的、身体的に大きな負担を強いられるだけではなく、発信者自身が意図せず加害者となる事態も頻発している。さらに、インターネット上に発信された情報は拡散が容易であり、一度被害を受けると影響が長期間に及ぶ懸念がある。

このような状況を踏まえ、共生社会実現を目指す渋川市は、「誹謗中傷等は許さない」という姿勢を明確に示し、市民が加害者にも被害者にもならずインターネットの恩恵を享受できる環境の実現を目的として、令和4年4月に同条例を施行した。

(2) 共生社会実現のまち渋川市

共生社会とは、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとして人生を送ることができるとともに、様々な人が分け隔てなく生活し、人々の能力が発揮されている活力ある社会のことである。

渋川市は、令和元年10月11日に「共生社会ホストタウン」に登録されたことを契機に、国の動向（孤独・孤立対策、バリアフリー法改正、地域共生社会、女性活躍・多様性政策等）との政策面の接続を強化した。

多発する未曾有の災害や未知の感染症への対策など、多様化する多くの社会問題と直面する中、「自分らしく」「互いに寄り添い」「共に生きる」、共生社会実現のまちを目指す。

【共生社会実現に向けた取組】

- ・シンボルマークの制定
- ・「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言団体（80団体）との協働
- ・共生社会推進月間（毎年10月）における集中的な取組
- ・心のバリアフリーセミナー（D E T（障害平等研修）等）開催
- ・ユニバーサルツーリズムの推進
- ・バリアフリーマップの作成 ほか



共生社会実現のまち
渋川市

（出典：渋川市行政調査資料）

(3) 同条例策定までの経過及び議論

群馬県では、全国に先駆け、2年12月に「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を施行した。市町村では、大阪府大東市が令和3年4月に議員提案された「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を施行した。

国がインターネット上の誹謗中傷対策強化のため、プロバイダ責任制限法の改正や侮辱罪の法定刑引上げの検討を進める中、浜川市においても、被害から市民を守る体制整備に向けた検討を庁内調整会議において進めていた。

誹謗中傷に対する規制は、憲法で保障される表現の自由の制限であり、「公共の福祉」に基づく必要最低限の制限としなければならず、地方自治法では、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」としていることから、市民を守るための条例として制定を目指していた。また、条例制定に当たり、理念としての位置づけだけでなく、相談支援体制の整備や被害者支援の取組、加害者とならないためのインターネットリテラシー向上についても具体化していった。

この取組は、相談体制・教育現場・関係機関との連携・窓口の一元化など、行政内部の部局横断性が必要であったため、共生社会推進所管課が条例を所掌し、部局横断的な取組として推進した。

(4) 同条例における取組の成果、課題及び今後の方向性

条例の制定により、市として「誹謗中傷等を許さない」姿勢を明確化し、表現の自由に配慮しつつ、誹謗中傷等の防止、インターネットリテラシーの向上、被害者支援を一体的に推進するための基本的な枠組みを整理した。

相談時には、内容に応じて関係部署、法務局、警察、違法・有害情報相談センター等の適切な窓口につなぐ体制を整備し、学校・青少年向けの啓発を中心に、市民の年齢、立場等に応じた、加害者にも被害者にもならないためのインターネットリテラシー向上を推進する。

また、相談体制、教育現場、関係機関との連携など、複数の部署・機関に関わる取組であるため、庁内関係部署と連携しながら対応をしている。

(5) インターネットリテラシー向上に向けた取組の例

・浜川市インターネット上の誹謗中傷等対策・リテラシー向上に関する講演会や包括連携協定締結事業者と連携したインターネットリテラシー教室の開催

浜川市と包括連携協定を締結しているJCOM（株式会社ジェイコム埼玉）の協力により、児童と保護者を対象とした「インターネットリテラシー教室」を開催。保護者と子供たちが一緒にスマートフォンやタブレット、SNSを通じたトラブルとその対応、相手を傷つける投稿をしないこと、写真や動画を投稿する危険性などについて、学習。児童、保護者、教員がともに学ぶことにより、家庭や学校での継続的な理解促進につなげている。

浜川市インターネット上の誹謗中傷等対策・リテラシー向上に関する講演会

諦めず生きる。～一隅を照らす生き方について～

浜川市では、「浜川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を施行し、インターネット上で誹謗中傷を受けた方の精神的負担の軽減と、インターネットリテラシーの向上に努めており、その取組の一つとして、講演会を開催します。

講師
照謙山 心月院 尊清寺（伊勢崎市）
住職 高橋 美清 氏

【講師紹介】
モデルとして活動後、フリーアナウンサーへ転身、日本テレビ「おはよう天気」キャスターを経て、NHKのテレビ中継のメインキャスターとして、全国74局に出演。フリーアナウンサー時代に、インターネット上の誹謗中傷被害により仕事を奪われ、生活が一変。比叡山延暦寺での修行を経て、心月院を新寺建立する。この経験が同じように苦しむ人の役に立つと考え支援を行う。また、中学校や自治体主催の講演会に出演し、自身の体験やインターネット被害の現状を伝え、支援活動を行っている。現在は、手塚きく子先生監修、伊勢崎市保護区保護司会保護司、SIAネットセーフティ・アドバイザーとしても活躍。

日時 令和7年2月18日（火）
14:00～15:30（開場13:30）
会場 金島ふれあいセンター（浜川市金井1999番地）
定員 300人（お申込み不要・入場無料）

お問合せ 浜川市情報防災部危機管理室安全安心係
☎：0279-22-2130
✉：anshin@city.shibukawa.gunma.jp

浜川市は、「自分らしく」、「互いに寄り添い」、「共に生きる」『共生社会実現のまち』を目指しています。

（出典：浜川市行政調査資料）

2. 被害者支援の具体的な内容について

(1) 渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金

① 目的

インターネット上における誹謗中傷等により被った心理的、身体的または経済的な負担を軽減するため、当該情報の削除請求または発信者情報開示請求をする人に対し、補助金を交付する。また、補助金を交付することにより、市民の積極的な削除請求等を促し、インターネット上の誹謗中傷等の抑止を図る。

② 補助対象者

ア 渋川市に住所があること

イ 暴力団員ではないこと

ウ 渋川市が開設するインターネット上の誹謗中傷等相談窓口にて、インターネット上の情報に係る相談をしていること

エ 弁護士との契約により削除請求または発信者情報開示請求を行っていること

オ 市税を滞納していないこと

③ 補助対象経費

ア 削除請求をするために弁護士等との契約に基づき支払う着手金

イ 発信者情報開示請求をするために弁護士等との契約に基づき支払う着手金

④ 補助金額

着手金の2分の1以内の額、上限15万円（1千円未満切捨て）

⑤ 手続

交付申請書を提出後、交付決定される。対象事業完了後、実績報告書を提出し確定される。確定通知書を添えて補助金を請求する。

ア 交付申請

添付書類（見積書の写し、意見書（弁護士作成）、理由書、削除請求等に至った原因の内容等が分かる写真等）

イ 実績報告

添付書類（弁護士等との契約書の写し、領収書の写し）

ただし、渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金の実績はなし

(2) インターネット上の誹謗中傷相談窓口の設置

①職員が相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言

②相談者に適した支援窓口を紹介

③相談専用電話

ア 相談日

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

イ 時 間

午前8時30分～午後5時15分

ウ 場 所

渋川市役所危機管理課

④ 電子メール

24時間受付

⑤ 関係機関との連絡調整体制

「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」

(インターネット上の誹謗中傷の被害者支援の連携協力に関する協定書を締結)

(3) 誹謗中傷の防止に向けた啓発及び教育

① 啓発

- ・広報しぶかわ、渋川市ホームページに掲載
- ・チラシ、ポケットティッシュの啓発品を配付（学校を通じて子供と保護者へ周知）

② 教育

群馬県では、青少年が安全・安心にインターネットを利用できるようにするため、県民に親しみのある「尾瀬」をモチーフに、ぐんまちゃんをイメージキャラクターとするセーフネット標語「おぜのかみさま」の研修用スライド、アニメーション、紙芝居などを活用し、普及・啓発をしている。

セーフネット標語「おぜのかみさま」		
標語	【標語の内容】	【子供たちを守りたい】
お	おくらない（写真）	児童ポルノ被害から
ぜ	ぜったいあわない（ネットで知合った者）	性犯罪の被害から
の	のせない（個人情報）	個人情報の漏えいから
か	かきこまない（悪口など）	ネット上のいじめから
み	みない（有害サイト）	有害サイトから
さ	さがさない（出会い）	SNSやゲーム、マッチングアプリから
ま	まもる（ルール）	ネット依存から

3. 取組の実績、成果及び課題について

(1) 実績及び成果

相談窓口を渋川市役所の危機管理課に設置し、相談を聞き取る専門的な相談窓口の紹介や一般的な解決方法を紹介するなどの初動対応を実施している。

○渋川市役所の相談窓口における件数

	相談窓口		無料弁護士相談
令和４年度	電話	５件	—
	対面	５件	—
	メール	０件	—
	計	１０件	４件
令和５年度	電話	１件	—
	対面	２件	—
	メール	１件	—
	計	４件	２件
令和６年度	電話	３件	—
	対面	１件	—
	メール	０件	—
	計	４件	１件
令和７年度	電話	—	—
	対面	—	—
	メール	—	—
	計	—	—

○公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまＳＮＳ相談

令和４年度	２３６件
令和５年度	１７４件
令和６年度	１２９件
令和７年度	集計中

(２) 課題

全国的に少ない事業のため、公的機関の研修受講機会がなく、相談を受けて関係機関を紹介している状況。

４．今後の展開及び方向性について

(１) 条例制定により、渋川市として「誹謗中傷等を許さない」姿勢の明確化の推進

(２) 表現の自由に配慮しつつ、誹謗中傷等の防止、インターネットリテラシー向上、被害者支援を一体的に推進するための基本的な枠組みの整理

(３) 相談時に、内容に応じて関係部署、法務局、警察、違法・有害情報相談センター等の適切な窓口につなぐ体制の整備

- (4) 学校・青少年向け啓発を中心に、市民の年齢、立場等に応じた、加害者にも被害者にもならないためのインターネットリテラシー向上の推進
- (5) 相談体制、教育現場、関係機関との連携など、複数の部署・機関に関わる取組であるため、庁内関係部署とさらなる連携強化

産業観光企業委員会行政調査報告から

【広島市】

広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）の管理運営等について

1. スタジアムの概要及び特徴について

広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）は、広島市中区の中央公園内に整備されたサッカースタジアムで、サンフレッチェ広島の新たな本拠地として令和6年2月に供用開始した。同スタジアムは、中国四国最大の商業地である紙屋町や八丁堀地区に近接した「街なかサッカースタジアム」として広島市中心部の活性化及びにぎわい創出に寄与しているほか、スタジアムに隣接して整備されている芝生広場にはにぎわい施設等が整備され、スタジアムとの複合化を図ることで、幅広い世代が日常的に集い楽しめる空間が形成されている。



スタジアム外観（出典：広島市HP）



スタジアム位置図（出典：広島市行政調査資料）



サッカースタジアム等配置図及び鳥瞰（出典：広島市行政調査資料）

(1) スタジアムのコンセプト

① みんなのシンボルとなる「希望の翼」

スタジアムを柔らかく包み込むような翼をモチーフにした大屋根と、広島歴史ある都市景観に配慮し、水平線を強調した立面による新たな広島らしさを発信。

② スタジアムパークがつなぐ「交歓の環」

スタジアムの多機能化と広場エリアの複合化との連携を図り、多様な世代・属性の方が新たに集う場となることで、「交歓の環」を広げ、「みんなでつくるサッカースタジアム」を実現。

③ 開かれた回遊型スタジアムパーク

中央公園全体の空間づくりとして、広島城や旧広島市民球場跡地とペデストリアンデッキでつながるとともに、本川の水辺空間との連携を行うことで、新たな回遊空間を生み出し、中国四国最大の商業地である紙屋町・八丁堀地区ともつながる、にぎわいのある開かれた「街なかスタジアム」を実現。

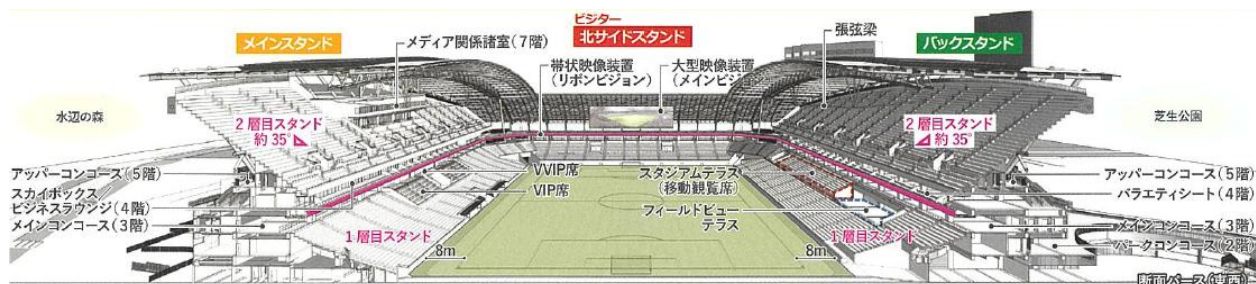
(2) スタジアムの概要

- ① 名 称：広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）
- ② 敷 地 面 積：49,914 m²（建築面積：26,056 m²／延床面積：65,878 m²）
- ③ 施 設 規 模：地上7階（最高高さ42.6m）
- ④ 施設構造（躯体）：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ⑤ 施 工 期 間：令和4年2月～5年12月（1年11か月）
- ⑥ 事 業 主 体：広島市
- ⑦ 所 有 者：土地 国（公園管理者は広島市）、建物（スタジアム） 広島市
- ⑧ 観 客 席 数：28,520 席
- ⑨ 整 備 費 用：285 億 7,088 万円

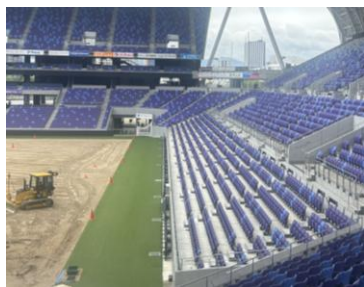
(3) スタジアムの特徴

① ピッチとの一体感を高めた臨場感あふれる観戦環境

スタンドとピッチの距離が8mと近接しており、迫力あるプレーを間近に感じることができる。また、メインスタンド及びバックスタンドは2層式で、2層目の段床勾配は約35度となっており、高い位置の座席からでもピッチを見やすい構造となっているほか、北サイドスタンドは下層スタンドのみ、南サイドスタンドはワンスロープ型で、サポーターが一体となって応援することができる。このほか、3階には幅員約10mの360度コンコースが設けられており、混雑時でも安全に移動できるほか、離席時もプレーを見逃さずに移動することができる。



断面パース（出典：広島市行政調査資料）



スタジアム内観



スタジアム内観



メインコンコース (3階:バックスタンド側)

メインコンコース

(出典：広島市行政調査資料)

② 多様な観客席

席種はＪリーグ最多の 43 席種で、様々な観戦ニーズに対応するバラエティシートのほか、専用バルコニーを備えたスカイボックスやビジネスラウンジ、選手の入場を見ることができるトンネルラウンジ、VIP 席等が設けられ、多様な利用者が、それぞれの目的に応じた観戦を楽しむことができるようになっている。また、キッズルームやキッズスペースに加え、感覚過敏等の特徴がある子供たちとその家族が安心して観戦できるセンサリールームを常設するとともに、感覚刺激によるパニックに備え、室内には、外部からの音や光を遮り、静かに過ごせる場であるカームダウンスペースも設置している。



コーナービューシート



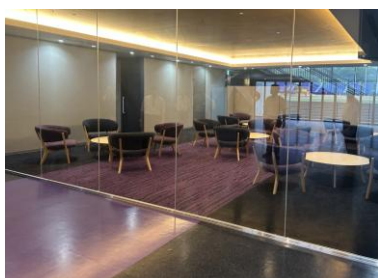
スカイボックス (4階:メインスタンド側)

スカイボックス

(出典：広島市行政調査資料)



ビジネスラウンジ



トンネルラウンジ

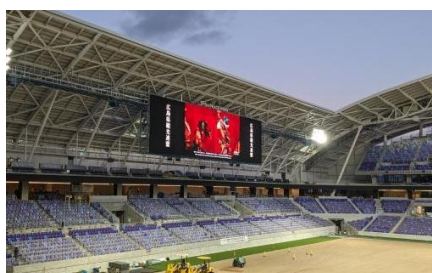


センサリールーム (右) とカームダウンスペース (左)

(出典：国土交通省HP)

③ 迫力ある演出

横 32m、縦 9 m の国内最大規模の大型ビジョンや横 16m、縦 9 m のサブビジョンのほか、スタンド中間部のリボンビジョン、照明・音響設備を備えている。また、試合時には山側から花火を上げる演出があり、試合の日にはハーフタイムにショーのような演出を行っている。



メインビジョン (出典：広島市HP)



リボンビジョン (出典：広島市HP)



ショーの様子

(出典：広島市行政調査資料)

④ 13 の技術を結集した先端エコスタジアム

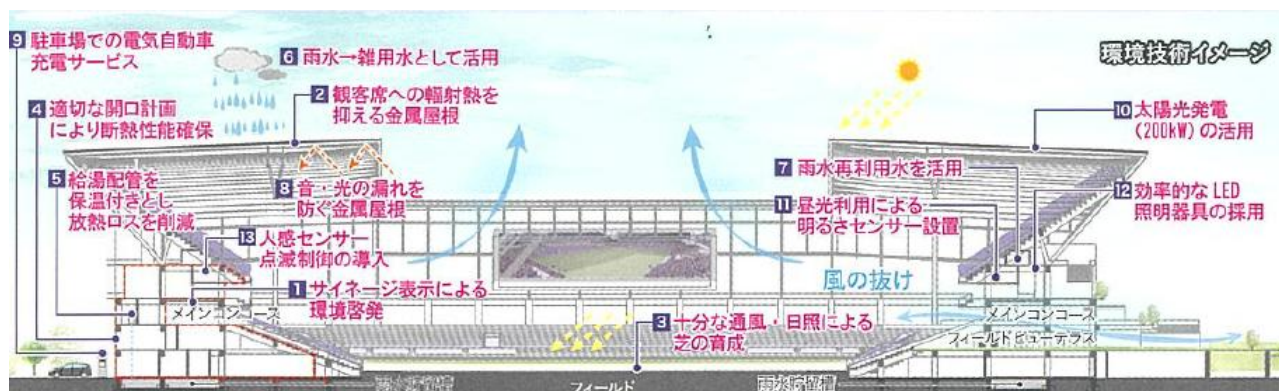
施設の省エネルギー性能において、Z E B R e a d y (※1) を達成している。また、建築物省エネルギー性能評価制度 (B E L S) において、スタジアムでは国内初となる最高ランクの B E L S ★★★★★ (※2) の評価を取得しているほか、環境性能の評価として、C A S B E E 広島 (※3) において、最高ランクである S ランクを達成している。

なお、サッカースタジアム等整備事業の実施に当たっては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、新築建築物の Z E B 化支援事業 (レジリエンス強化型の新築建築物 Z E B 実証事業)) の採択を受け、補助金の交付決定を受けている。

(※1) Z E B R e a d y : 建物で通常想定される年間のエネルギー消費量が、再生可能エネルギーを除く省エネの取組により、50%以上削減した建築物の省エネルギー指標

(※2) B E L S : 建築物の省エネルギー性能に関する第三者認証による評価で、星の数で5段階評価される

(※3) C A S B E E 広島 : 広島市建築環境総合性能評価システムのことで、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建築物の品質を、本市の地域特性等を加味して、総合的に評価するシステム

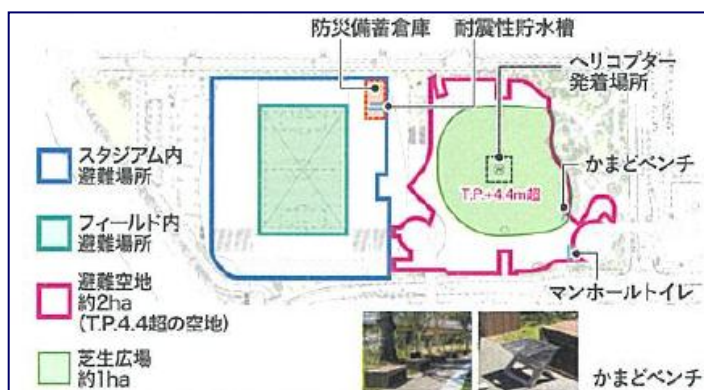


環境技術 (出典：広島市行政調査資料)

⑤ 大規模災害に備えた防災拠点

同スタジアムは、土砂災害、洪水、高潮、地震、津波に対応した指定緊急避難場所に指定されている。災害時には3階のコンコースに毛布などを敷いて滞在できるほか、状況によってはスタンドも避難スペースとして使えることから、安定的に使えば、約3万人が一時的に逃げ込むことができる。

同スタジアムには、防災備蓄倉庫や耐震性貯水槽が整備されているほか、隣接する芝生広場には5基のかまどベンチが整備されており、災害時等には炊き出しや暖を取ることができる。また、マンホールトイレが20基設置できるよう整備されている。雑用水は3日分の貯留ができ、災害時にも継続して利用できるほか、常用・非常用発電機により72時間の電力の供給が可能であることに加え、インフラ途絶時に避難者が3日間トイレの利用が可能であることなどから、おおむね3日間避難者の受け入れ場所として使用できる設備を備えている。



防災・避難計画（出典：広島市行政調査資料）

給水	・上水系統の受水槽に緊急遮断弁を設け、給水管破裂による水源喪失防止 ・受水槽近傍まで給水車が寄りつき、市水本管途絶時に給水可能
雑用水	・雑用水は3日分の貯留ができ、災害時にも継続して利用が可能
電力	・常用・非常用発電機による72時間供給可能
避難	・サイネージに火災エリアを表示し、聴覚障害者も迅速・安全に避難が可能
トイレ	・インフラ途絶時に避難者が3日間トイレの利用が可能 ・マンホールトイレの整備
ガス	・ガス設備は大地震（震度6弱）に十分耐えられる中圧ガスを引き込む
浸水冠水	・電気・発電機室は2階に設置し、機能停止を防止 ・1F LをTP+4.4m超とし、浸水に対応したレベル設定
E V	・火報と連動し、非常用電源に接続した避難用E Vは災害時にも利用可能

2. 整備の背景及び開業までの経緯について

広島市におけるサッカースタジアム整備の背景には、サンフレッチェ広島のJリーグ優勝や、旧ホームスタジアムである陸上競技場の施設上の課題があった。旧スタジアムは陸上トラックがあるため、フィールドまでの距離があり観戦時の臨場感に欠ける、屋根やトイレの数などがクラブライセンスの施設基準を満たしていない、郊外に立地しながら駐車場が不足している、公共交通機関の輸送量が十分でないなどの課題があったことから、サッカースタジアムの整備を求める声が高まった。

このような中、平成25年1月に公益財団法人広島県サッカー協会等から、広島県、広島市及び広島商工会議所に対し、サッカースタジアム建設早期実現のため、約37万筆の署名が集まった旨の報告があった。これを受けて同年6月に、サッカー関係者や学識経験者等で構成する「サッカースタジアム検討協議会」が設置され、建設に向けた本格的な検討が開始された。その後、紆余曲折を経て31年2年にスタジアムの建設場所が現在地（中央公園）に決定し、建設・完成に至った。

建設場所については、広島港周辺、旧広島市民球場跡地、中央公園広場の北側などが候補地として検討されたが、旧広島市民球場跡地については、敷地の狭さや原爆ドームが近いことによる景観上の制約、大人数が集中した場合の交通混雑への懸念があった。また、広島港周辺については、港のにぎわい創出につながる可能性があったものの、アクセス面に課題があったことから、最終的には中央公園に決定された。

なお、戦後、広島平和記念公園を設計した建築家の丹下健三氏は、同公園の設計に当たり、平和記念資料館、原爆死没者慰霊碑、原爆ドームを南北一直線に結ぶ「平和の軸線」を提唱し、その延長線上に、平和の象徴としてスポーツ施設ができてよいのではないかと考えていたと言われており、中央公園を建設場所とすることは、この考えと一致するものであった。

その一方で、周辺には市営住宅があり、住民の理解を得ることが重要な課題であったことから、音が漏れにくい設計や警備体制の確保など、懸念事項への対応を一つ一つ重ねながら整備が進められた。

時 期	内 容
H24. 11	サンフレッチェ広島 J 1 リーグ優勝①
25. 1	スタジアム建設署名約 37 万筆
25. 6	サッカースタジアム検討協議会を設置（広島県、広島市、広島商工会議所、県サッカー協会）
25. 12	サンフレッチェ広島 J 1 リーグ優勝②
26. 12	検討協議会が旧市民球場及び広島みなと公園の 2 候補地を提言
27. 12	サンフレッチェ広島 J 1 リーグ優勝③
28. 3	旧市民球場跡地のスタジアム建設案を公表（サンフレッチェ広島）
28. 8～9	県知事、市長、商工会議所会頭、サンフレッチェ広島会長が意見交換し、中央公園広場を追加候補地とすることに合意
29. 1	作業部会が基町の明日を考える会（基町地区社会福祉協議会、基町連合自治会の役員等）の会合に出席し、「広島市中央公園へのサッカースタジアム建設候補地撤回申入れ書及び質問書」を受領
30. 6	県、市、商工会議所が基町地区住民説明会を開催し、基町地区の将来を見据えたまちづくりとサッカースタジアムについて説明
30. 9～10	県、市、商工会議所が基町地区で個別説明会を計 6 回開催し、基町地区の将来を見据えたまちづくりとサッカースタジアムについて説明
31. 2	県知事、市長、商工会議所会頭、サンフレッチェ広島会長が意見交換し、建設場所や事業主体等の基本的事項を合意
R 元. 5	基本方針を策定（県、市、商工会議所）
2. 3	基本計画を策定（市）

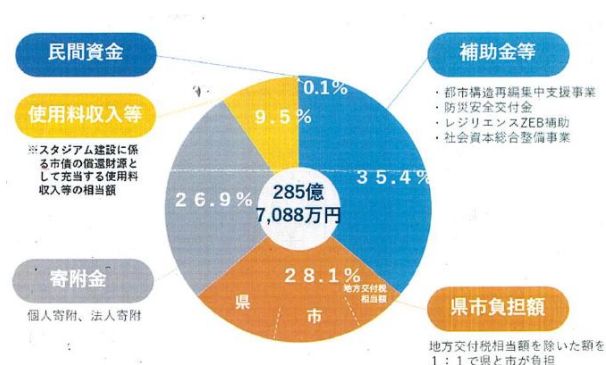
3. 事業費及び資金調達について

(1) 整備費用

スタジアムの整備費用は、埋蔵文化財発掘調査、コンサルタント費用や隣接する広場エリアに関する整備なども含めて 285 億 7,088 万円で、財源は補助金等、県・市負担金、寄附金、使用料収入、民間資金等である。

財源については、補助金等が 35.4%で、都市構造再編集中支援事業、防災・安全交付金、レジリエンス Z E B 補助、社会資本総合整備事業が活用されている。

また、寄附金は 26.9%で約 77 億円であり、内訳としては、ふるさと納税を活用した個人寄附が約 6 億円、企業等からの寄附が株式会社エディオンからの 30 億円やマツダ株式会社から



整備費用（出典：広島市行政調査資料）

の20億円を中心に、約70億円となっている。なお、企業からの寄附については、商工会議所の会頭などが自ら県内企業を回って呼びかけを行ったことが多額の寄附につながったと考えられている。

なお、県・市負担金は約28%で約80億円であるが、地方交付税相当額を除いた額を県と市が1対1で負担しており、広島市の実質負担額は約30億円となっている。

(2) 管理運営

開業後の管理運営は指定管理者制度を導入しており、令和5年12月から、サンフレッチェ広島を運営する株式会社サンフレッチェ広島が指定管理者となっている。

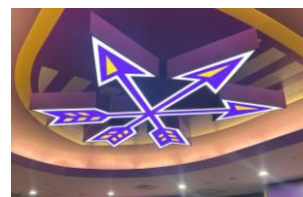
スタジアム運営については、利用料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用している。事前に積算した支出（維持管理経費等）と収入（利用料金）の差額を、市は指定管理料として支払っており、指定管理者は利用料金と指定管理料で施設を運営している。また、指定管理者は、自主事業に係る目的外使用料と収入の一部を市に納付することとなっており、指定管理料と相殺すると、6年度実績で、広島市は年1億円の黒字となっている。サッカーは野球などと異なり試合数が限られることから、黒字部分については、純粋なスタジアムの運営収入ではなく、ショップやミュージアム、飲食店、スタジアムツアー、イベント利用などのサッカー以外の収入を組み合わせることで、複合化によって収益確保を図っている。

① 指定管理者制度

ア 指定管理者：株式会社サンフレッチェ広島

イ 指 定 期 間：令和5年12月28日～15年3月31日

ウ 指定管理料：5,200万円（6年度）



指定管理者がロッカールームの天井に整備した三本の矢（フレッチェ）

② 指定管理の収支状況（6年度実績）

区分	計画（ア）	実績（イ）	差引（イ）－（ア）
収入（a）	7億4,088万1千円	8億7,834万7千円	1億3,746万6千円
指定管理料	5,200万円	5,200万円	0千円
利用料金	5億4,067万9千円	6億7,122万5千円	1億3,054万6千円
その他	1億4,820万2千円	1億5,512万2千円	692万円
光熱水費等立替払分等	3,500万円	4,192万円	692万円
繰入金	1億1,320万2千円	1億1,320万2千円	0千円
支出（b）	7億4,088万1千円	8億7,834万7千円	1億3,746万6千円
管理運営費等	6億2,767万9千円	7億6,514万5千円	1億3,746万6千円
市への納付	1億1,320万2千円	1億1,320万2千円	0千円
差引（a）－（b）	0千円	0千円	0千円

(3) 修繕

大規模修繕の財源確保のため、ネーミングライツ料や寄附金（企業版ふるさと納税）を基金に積み立て、修繕実施に充填することとしている。大規模修繕以外の修繕については、原則として100万円未満は指定管理者が、それ以上は市がそれぞれ対応することとなっている。

① ネーミングライツパートナーについて

ア 命名権取得者：株式会社エディオン

イ 呼 称：EDION PEACE WING HIROSHIMA

(日本語表記：エディオンピースウイング広島)

ウ 呼称使用期間：令和6年2月1日から16年1月31日まで(10年間)

エ 命 名 権 料：10億円(1年間当たり1億円)

4. にぎわい創出の取組及び地域への効果について

(1) 試合開催時以外のにぎわい創出の取組

① 複合機能による多目的な活用の取組

ア 会議・商談

スタジアム内の多種多様な会議室を、会議や研修など様々な用途で利用できる。

イ パーティー

VIPラウンジを使ったパーティープランで宴会・歓送迎会・忘年会・パーティーなど、希望するプランに応じて利用することができる。

ウ フォトウエディング

撮影も可能で、通常は立ち入ることのできないピッチやスタンド、ロッカールームなど、非日常の空間で撮影を行うことができる。

エ 入社式等各種イベント

スタンド、コンコース等を利用し、各種式典や説明会、展示会、物産展、周年パーティー、学会等を開催することができる。コンコースでは、リレーマラソンや自転車試乗体験も行われているほか、令和8年1月には、広島市二十歳を祝うつどいが初めて同スタジアムで開かれた。

オ 修学旅行

修学旅行生・社会見学生を対象に観客席(スタンド)を利用して昼食会場を提供している(1ブロック120席単位で、1時間5千円)。

カ ミュージアム

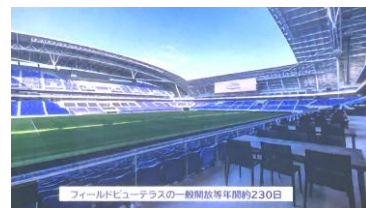
サッカーが日本に伝わった後、戦後の広島の復興の希望となって現在まで紡がれてきたサッカー王国広島の歴史を年表でたどることができる。

キ スタジアムツアー

最先端集客施設である同スタジアムを周遊できるスタジアムツアーが設けられており、初心者からニッチなファンまで楽しめ、観光スポットとして訪れたいと思えるような体験と見学を提供している。

<多目的な活用の主な実績>

- ・スタジアム利用者数：123万人(サッカー以外：約50万人)
- ・フィールド利用：年間90日(プロ興行：約40日、
一般・イベント：約50日)
- ・スタジアムツアー：年間約190日(1日当たり2回から3回)



フィールドビューテラス

(出典：広島市行政調査資料)

- ・ウェディングフォト撮影：年間約 50 日（約 70 組）
- ・フィールドビューテラスの一般開放：年間約 230 日（読書、飲食等）

② スタジアム設置後の効果

サンフレッチェ広島と広島経済大学の経済波及効果の算出によると、1 試合当たり約 11 億円の経済効果があるとされている。

また、来場者の回遊状況にも変化が見られており、スタジアム来場者のうち街へ出る人の割合は、旧スタジアムでは試合前が約 11%、試合後が 31%であったのに対し、新スタジアム開業後（7 年 5 月時点）は、試合前が約 59%、試合後が約 54%となっている。これにより、以前は街なかでサンフレッチェ広島のユニフォームを着た人を見かけることは少なかったが、現在は、試合日にユニフォームを着た人が街なかで買い物をしたり、試合後に飲食店へ流れる様子が見られている。また、近隣の商店街や飲食店においては、スタジアムで試合やイベントがある日に合わせて商品や弁当を用意する動きが見られ、サンフレッチェ広島の試合日に合わせた応援弁当の販売などもあり、スタジアム整備により人の流れ等が変わっている。

③ 試合・イベント時以外のにぎわい創出の取組

広場エリアには、市民の憩いから多様なイベントの開催などが可能な天然芝エリアである芝生広場のほか、水辺広場や商業施設を整備し、スポーツやイベント等の開催などの公園機能に加え、飲食、物販、キッズプレイパーク、フィットネス、BBQ 施設などのバラエティに富んだテナントがそろうにぎわい機能により、日常的に人が集い、憩える空間を創出している。

なお、同スタジアムと広場エリアが一体的に機能し、連携したにぎわいを創出するための魅力的な空間づくりを目指し、各指定管理者が中心となった「ひろしまスタジアムパーク運営協議会」を設立している。



芝生広場と芝生広場へのアクセス

（出典：広島市行政調査資料）

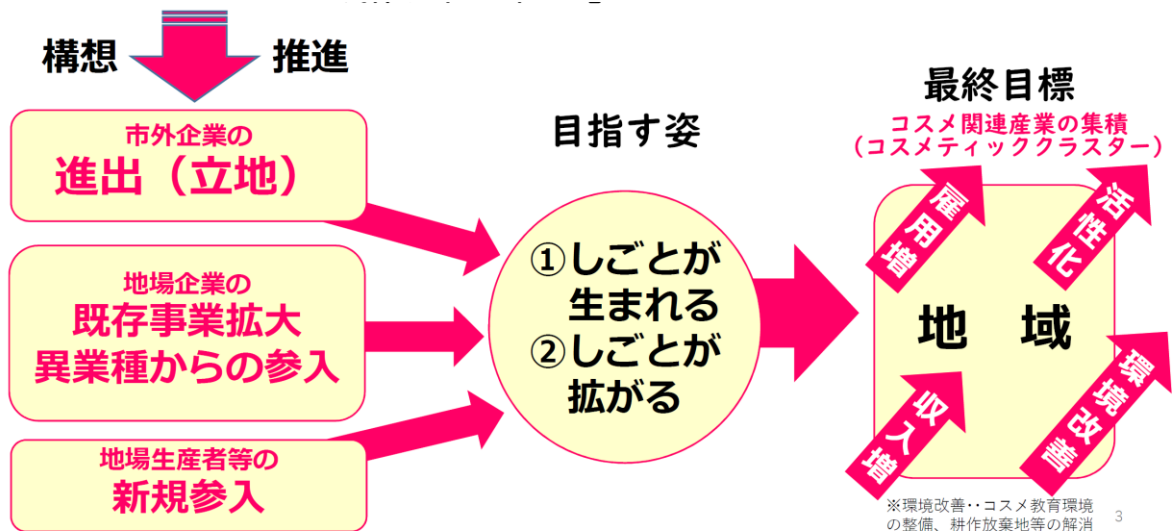
【唐津市】

唐津コスメティック構想に基づく地域産業の振興及び特産品の販路拡大について

1. 唐津コスメティック構想（以下、「コスメ構想」と言う。）及び経緯等について

(1) コスメ構想とは

唐津市、玄海町を中心とする佐賀県、ひいては北部九州にコスメティック産業の集積地をつくり、コスメ関連の自然由来原料の供給地となることを目指す取組。



（出典）唐津市行政調査資料

(2) 目指す姿

① 仕事生まれる

- ・複数のコスメ関連の工場や研究機関などが唐津に進出
- ・地元企業と進出企業がつながる
- ・唐津の工場がアジア向けコスメの製造を受託（⇒輸出）
- ・学生（コスメ人材）の活躍・定着

② 仕事広がる

- ・地元農林水産業者が耕作放棄地などを活用して、コスメ原料素材を生産
- ・地元企業が美容健康商品を開発・製造・販売
- ・コスメに関連するサービス業が発達
- 観光とのコラボ、ファムトリップ 体験 視察
- 地元宿泊業者等が美容健康サービスを展開
- ⇒地域の産業振興、経済の活性化

(3) コスメ構想の始動

① 経緯

平成24年1月 アルバン・ロバート・ミュラー氏（仏化粧品企業／仏コスメティックバレー

協会の前会長）が唐津市に来る

ミューラー氏が「日本版コスメティックバレー※１」の可能性を地元企業に提案

※１ コスメティックバレーとは・・・

フランスの化粧品・香水産業が集積した世界有数の産業クラスター（企業や研究機関の集積地）のこと。1994年に設立され、フランスのシャルトル市を中心に発展した。

25年４月 仏コスメティックバレー協会と唐津市との協力連携協定を締結

９月 唐津市がコスメ専門部署を設置

コスメ産業を推進する体制づくりが必要と考える

11月 産学官連携組織ジャパン・コスメティックセンター（ＪＣＣ※２）設立

※２ ＪＣＣとは・・・

美容・健康産業の集積地をつくる「コスメ構想」の推進母体として、企業、大学、行政（佐賀県、唐津市、玄海町）などで構成された産学官連携組織である。また、コスメティック分野のビジネス環境を産学官の連携により整備し、多様な人材の交流と技術の集積による地域資源を活かした経済活動の活性化及びグローバル市場への展開を図る推進体制を構築することにより、唐津市、玄海町を中心とした佐賀県、ひいては北部九州におけるコスメティック産業の集積と雇用の創出に寄与することを目的としている。入会状況である正会員数については、設立時は４社であったが、令和８年３月末現在は107社である。

27年４月 ＪＣＣが一般社団法人へ移行

② ＪＣＣの主な活動内容

- ・国際取引の支援（海外クラスターとの提携、輸出入の支援）
- ・製品開発・販路開拓支援（会員企業の販路開拓・販売強化、地域サプライチェーンの構築）
- ・原料開発の支援（地産原料探索と開発）
- ・地域ブランドの構築（情報発信、イベント企画）
- ・クラスター機能の整備（産学連携支援・人材育成体制の整備）
- ・産業集積の促進（企業誘致・進出立地への支援、起業創業・新規参入への支援）

２．コスメ構想に基づく概要について

平成25年９月、唐津市にコスメの専門部署が創設されて以来、コスメ構想の実現に向け、ＪＣＣなどと連携し、地域資源を活かした経済活動の活性化と雇用の創出を目指した取組を進めている。

(1) 地産素材の活用（化粧品原料供給基地としての取組）

地域の豊かな自然に育まれた自然由来原料に注目し、化粧品の原料として供給できないかなど、素材の探索・研究・産地化に取り組んできた。

また、これまでに市内離島の椿をはじめ、ミカン花（未利用資源）、ホーリーバジル、ローズマリーなどの素材を化粧品原料として多くの企業へ供給している。



▲椿



▲ホーリーバジル



（出典）唐津市行政調査資料

ア 商品化・販売されたもの

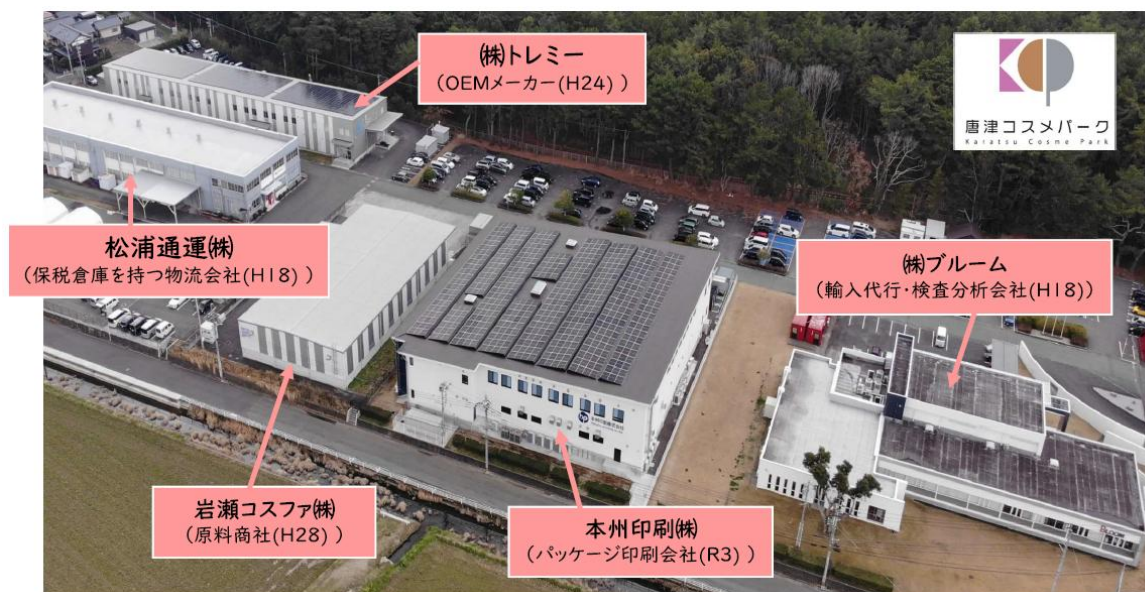
化粧水、リップクリーム、シャンプー、リンス、石鹸 など

イ 商品化した企業数と商品数

佐賀県産素材53社、201種類（うち唐津産素材40社、159種類）

（2）関連産業の集積

唐津市内には、もともと浜玉町に、3社からなるコスメ関連企業のミニ集積地（現：唐津コスメパーク）があった。コスメ構想の始動後は、集積を促進させるため、唐津市では、コスメ関連事業者に特化した独自の補助制度を設けたり、J C Cなどの関係機関と協力した誘致活動を積極的に行うことで、市内のコスメ関連企業は徐々に増加している。コスメ構想の始まりの地である唐津コスメパークは計5社となり完売した。パーク内では、現在、約250人が仕事をしており、環境に配慮した製品づくりなど、SDGs達成に向けた事業にも積極的に取り組んでいる。



（出典）唐津市行政調査資料

(3) コスメ環境の整備

唐津市と佐賀大学は、令和7年3月31日に「唐津市と国立大学法人佐賀大学との化粧品科学に関する連携協定」を締結した。この協定は、佐賀大学のコスメティックサイエンス学環の創設（8年4月）を踏まえ、コスメ構想並びに大学の化粧品科学分野の教育研究の両者を推進し、地域の産業振興並びに人材育成を図るとともに、地域の持続可能な発展を図ることを目的としている。



（出典）唐津市行政調査資料

また、無印良品とのコスメイメントを7年8月から8年2月まで全4回にわたり、無印良品唐津の協力を得て実施した。若年層から中高年まで幅広い客層が見込まれる無印良品において、唐津産コスメの展示販売や情報発信、市内のコスメ事業者によるワークショップなどを開催し、唐津産商品の魅力やコスメ構想等について、知ってもらう機会となった。

(4) 国際取引の拡大

平成25年4月のフランス・コスメティックバレー協会と唐津市との協力連携協定締結を皮切りに、JCCにおいても、同協会を含む海外のコスメクラスターの団体と連携協定を締結した。

また、令和3年7月にはフランスで設立された世界的なコスメクラスターを束ねる団体であるグローバルコスメティッククラスター（GCC）にも加盟し、情報発信や商取引の拡大に取り組んでいる。

○海外輸出支援事業

外部機関と連携し、JCC会員及び地域企業の輸出入を促進

- ・海外展示会 共同出店／出展支援
- ・海外市場・法改正セミナー

3. 事業の効果（企業誘致による市内の雇用及び地域経済）について

(1) コスメ関連企業の市内への立地及び雇用実績（令和7年8月末まで）

○立地実績 計17社

コスメ関連企業の誘致数：10社

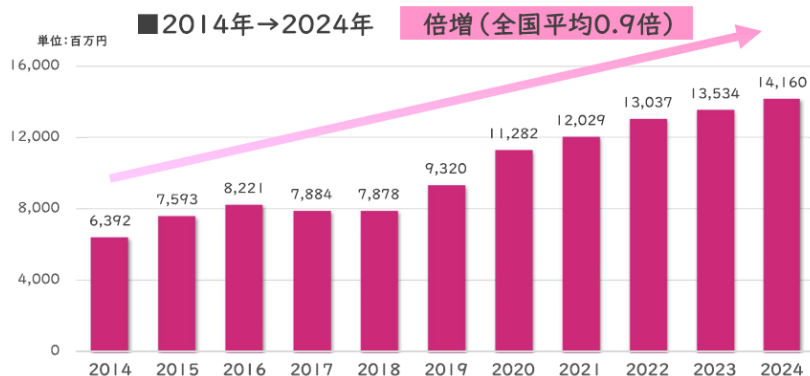
コスメ産業への新規起業数：7社

○立地企業の雇用実績（正規・非正規、市内・市外在住を問わず） 延べ300名以上
特徴として、

- ・働く人の7割以上は女性であり、年代別では20代～40代が多い。
- ・女性管理職や正規登用もある反面、パート勤務など、生活スタイルに合った勤務ができる。
- ・各社、産休育休制度や介護看護休暇制度あり。
- ・メンタルヘルスやハラスメント対策を充実するなど、各社働きやすい職場づくりに尽力。

若者や女性、子育て世代が働きやすい環境があると言える。

(2) コスメティック構想の成果（佐賀県内の化粧品生産額の推移）



（出典）唐津市行政調査資料

4. 現在の課題及び今後の展開について

現在の課題

- ・コスメ商品等のPR不足：唐津産コスメ商品、コスメ構想、市やJCCの取組等「コスメのまち唐津」としての認知度や知名度が不足。
- ・コスメ原料の供給地化：原料供給力の確保、原料となる新規原料素材の探求、商品開発後の出口戦略。地元農業者の高齢化や既存作物の生産調整（廃作）等に伴う軽量で扱いやすい作物栽培への転換。
- ・コスメ関連企業の立地：規模、用途が適合する用地等の不足、集積地としての機能の不足（進出関係）。地場事業者のコスメ産業へ新規参入するきっかけがない（起業・創業・新規参入関係）。

解決のために

○唐津コスメブランドの情報発信

市内外でのリアルイベントの開催等で、唐津産コスメ商品、コスメ構想などを多くの人に知ってもらおう。

- ・唐津コスメの魅力を体感してもらえるイベントの開催、パンフレットの製作、SNSなどを活用した情報発信など。

○コスメ原料産地化や産業集積による関連産業及び地域の活性化支援

- ・市内でコスメ関連産業の振興に取り組む生産者や事業者を支援するため「コスメティック関連産業振興促進事業補助金※3」を令和7年度に創設。

※3 コスメティック関連産業振興促進事業補助金（全国でも珍しいコスメ関連産業に特化した補助金）とは・・・

唐津市において、コスメ関連産業の振興に取り組む生産者や事業者に対する補助制度である。

① コスメ原料栽培促進事業

対 象 者 原料栽培に取り組む生産者等

対象経費 原料栽培に要する経費（初年度に限る）

補 助 額 1千平方メートル当たり6万5千円

② コスメ原料商品化促進事業

対 象 者 コスメ関連事業者（市内事業者に限る）

対象経費 市内原材料を使った商品化に要する経費

補 助 額 1／3（限度額 1件当たり30万円）

③ コスメ製造拠点施設等整備促進事業

対 象 者 コスメ関連事業者

対象経費 製造拠点施設等の立地に要する経費

補 助 額 1／3（限度額 1件当たり1千万円）

コスメ構想の推進の先に、美容健康産業の集積と関連産業の振興により、地域の雇用と活性化、持続可能な経済の循環の流れを生み出していく。

【福岡市】

水道DXの推進について

1. 福岡市水道DXについて

(1) 福岡市水道局におけるDXの位置づけ

福岡市水道局では、DX技術を積極的に活用することにより、業務の効率性と生産性を高め迅速で利便性の高いサービスの実現を目指すため、水道DXの推進を掲げ各種取組を実施している。事業運営のあらゆる分野において戦略的にDX技術の活用を検討し、業務の効率性・生産性を向上させ、水道事業の安定経営の持続に寄与している。

(2) 維持管理業務におけるDX技術の活用イメージ

水源（ダム）の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊カメラを活用した涵養林の保全 ・特殊ドローンを活用した堆砂量の測定 ・AIを活用した水運用の効率化 ・IoTセンサを活用した堤体管理 など
浄水施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・IoTセンサを活用したポンプ設備点検 ・スマートグラスを活用した遠隔作業支援 ・IoTセンサを活用したポンプ設備の絶縁監視 ・AIを活用した薬品注入の設定支援 など
導・送・配水施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星画像を活用した漏水調査 ・IoTセンサを活用した漏水調査 ・AIを活用した更新計画の策定支援 ・モバイル端末での配水施設の維持管理 など
給水装置の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事の遠隔完了検査 ・給水装置工事のオンライン申請 ・地下埋設物確認申請システム ・スマートメーター導入 など

2. DX活用事例について

(1) IoTセンサを活用したポンプ設備の点検

① 概要

ポンプ設備は水道事業に不可欠な設備であるが、目視確認では異常が分からず、気づいたときには要交換の状態の場合が多い。ポンプの維持管理においては「いち早く異常を察知すること」、「異常内容を把握し、適切なメンテナンスを行うこと」が重要なポイントであることから、振動を検知するIoTセンサにより、ポンプ設備の劣化状況を監視するもの。

② 導入経緯

従来は、目標耐用年数の経過により設備を更新する時間計画保全を行っており、作業員が

現地で点検を実施し、点検員の感覚（聴覚や触診などの五感）で異常を確認する定期的な修理や更新を実施してきたが、I o Tを活用し、悪くなった機器のみを更新する状態監視保全に移行可能か検討を行うため、令和2年7月から3年3月31日の期間で実証実験を行った。

その後、4年度に実証実験の結果を踏まえ、福岡市で最も古い浄水場のポンプ（5台）に実装した。同ポンプは設置から既に30年以上が経過しており、従来の時間保全計画で維持管理を行う場合は更新が必要だが、現在進捗中の浄水場再編事業に合わせ、12年度まで延命化させる必要があった。そのため、I o Tセンサを実装し、状態監視保全により監視体制を強化することで、ポンプ設備を延命化し、ライフサイクルコストの削減につなげている。

<期待される効果>

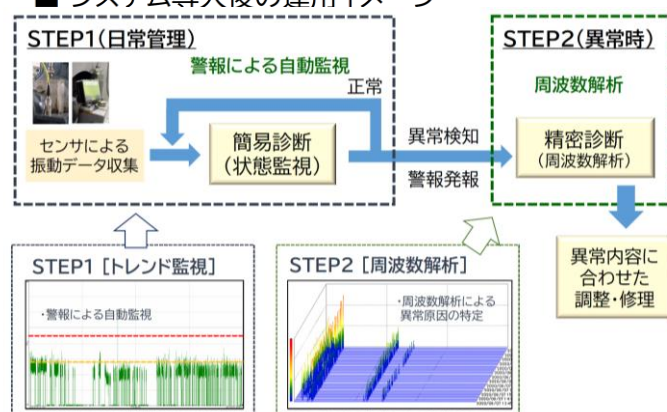
点検の効率化・高度化	・点検員が現地で確認していた振動を遠隔・自動で確認することで、保守管理体制を強化するとともに、故障を早期に検知
状態監視保全への移行	・周波数解析により故障原因を特定し、機器の劣化状態に合わせた効果的なメンテナンスを実施 ・最小限の効果的なメンテナンスを実施（オーバーメンテナンス抑制）
設備の延命化、ライフサイクルコストの削減	・経過年数で定期的に行っていた修理（8年ごと）や更新（30年）を、劣化状況に合わせて実施することが可能

■ IoT振動センサの活用イメージ



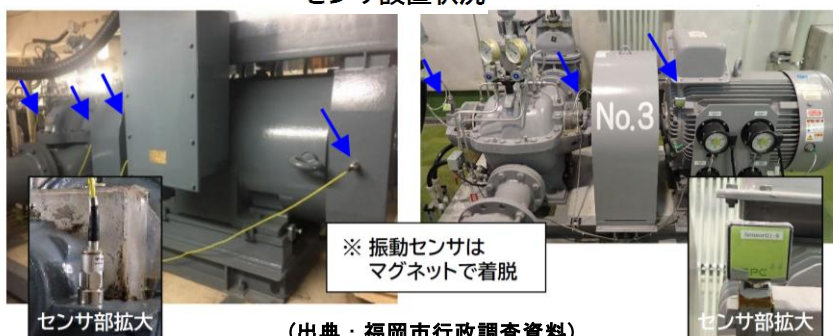
(出典：福岡市行政視察資料)

■ システム導入後の運用イメージ



(出典：福岡市行政調査資料)

センサ設置状況



(出典：福岡市行政調査資料)

③ 費用

- ・実証実験（２、３年度）：事業者負担
- ・実装（４年度）：792万円

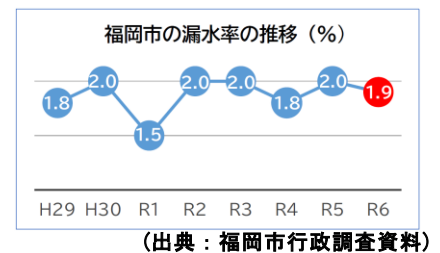
④ 効果

時間計画保全から状態監視保全への移行により、ポンプ更新費用が約１億円削減される見込み。

(2) 人工衛星画像及びＩｏＴセンサを活用した水道管漏水調査

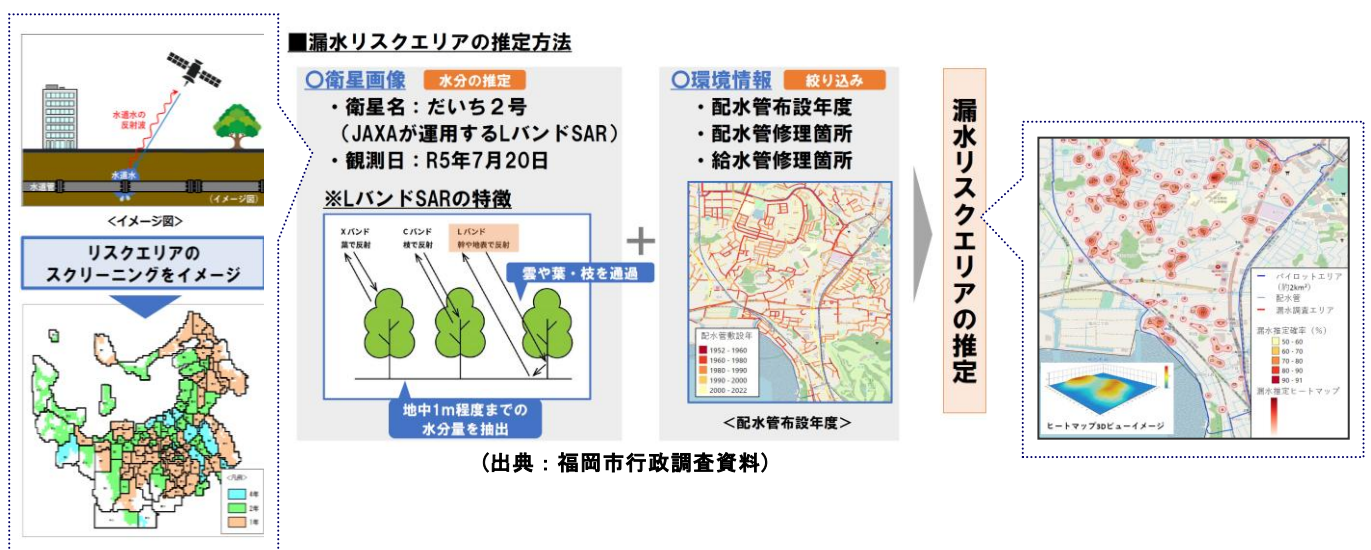
① 概要

福岡市の配水管は延長約 4,100km で、調査員が年間約 3 千 km を音調調査等により漏水調査を行うほか、計画的な配水管の更新や、水圧・流量をきめ細かくコントロールする配水調整システムなどにより漏水率を低く維持してきた。引き続き限られた水資源を有効に活用し、低い漏水率を維持するため、従来手法に新技術を組み合わせ、より効率的・効果的な漏水調査システムの構築を目指し、人工衛星画像及びＩｏＴセンサを活用した漏水調査に取り組んでいる。



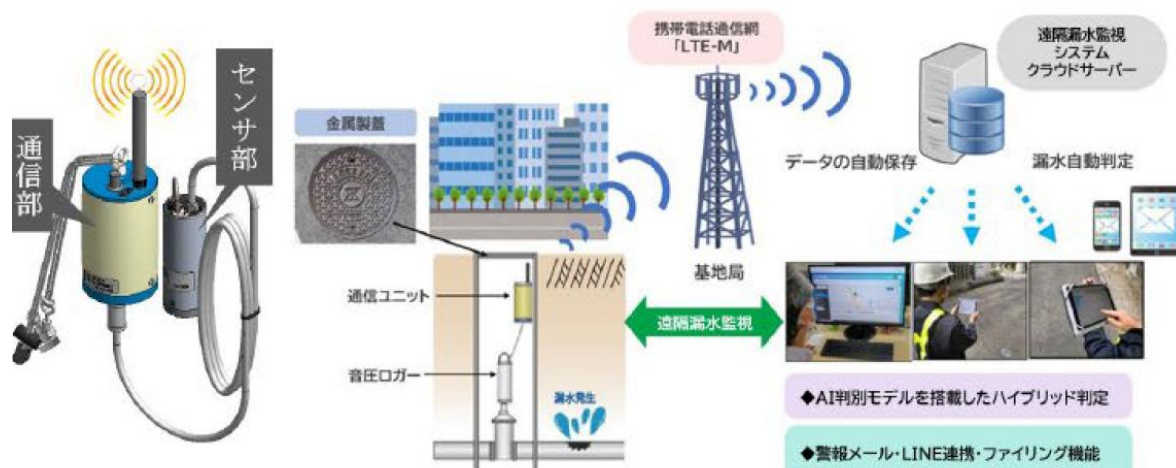
ア 人工衛星画像を活用した水道管漏水調査

JAXAが運用するだいち２号の雲や葉などを通過するＬバンドＳＡＲと呼ばれる電波を用いた衛星画像を活用して地表の水分量を解析し、漏水の可能性が高い箇所をピンポイントで推定する。さらに、配水管の布設年度、管種、漏水修理箇所及び給水管修理箇所などの環境情報を取り込んでＡＩ解析を行うことで、推定ポイントを絞り込み、絞り込まれた推定ポイントの集まり具合や確率を基にヒートマップを作成し、漏水リスクエリアを推定する。

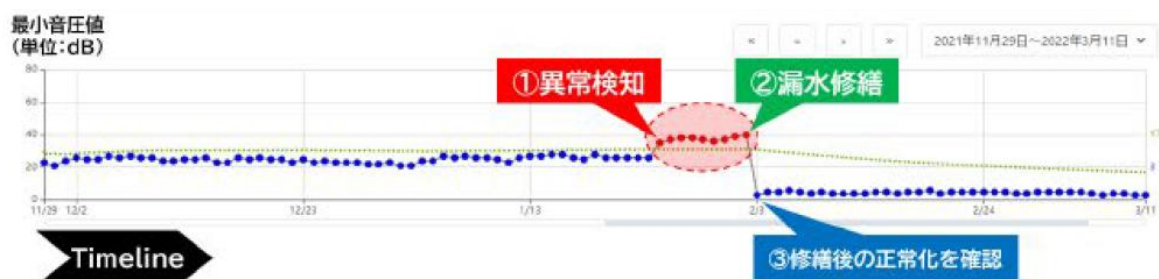


イ IoTセンサを活用した水道管漏水調査

弁栓類に設置したIoTセンサで水道管に伝播する漏水音を感知し、通信機器を介してインターネット回線から事業者のサーバーに送信する。そこで漏水音圧データを独自のアルゴリズムで分析するとともに、パソコンやスマートフォンで常時監視できるようになっており、漏水の可能性が高い警報が出た場合は、LINEやメールで通知が届く。なお、音圧値の測定は、周囲の環境が最も静かな深夜2時から4時の間に自動的に行われるよう設定されている。



I o Tセンサを活用した水道管漏水調査の流れ（出典：福岡市行政調査資料）



（出典：福岡市行政調査資料）

② 導入経緯

ア 人工衛星画像を活用した水道管漏水調査

低い漏水率・水の有効利用を継続するため、従来手法に加えて新たな漏水調査手法を検討したもので、福岡市のスタートアップ公共調達サポート事業（※1）を活用し、5年度に実証実験を行った。実証実験において、パイロットエリア（2km²）での音調調査で発見した13か所の漏水のうち、7か所の漏水が人工衛星画像から推定した漏水リスクエリア内で発見され（的中率 54%）、有識者による事業検討委員会において、「詳細調査前のスクリーニングとして効果あり」との評価を受け、6年度に市内全域で実装した。

（※1）福岡市では、先端技術を活用した社会課題の解決に向けた実証実験を伴走型（フルサポート）で支援しており、よりスタートアップ等の成長を後押しするため、公共調達をサポートする取組「スタートアップ公共調達サポート事業」を実施している。同事業の取組の1つに「先端技術公共調達サポート」があり、実証実験でよい結果が得られれば、直接、契約（公共調達）につながる前提で公募を実施する。

イ I o Tセンサを活用した水道管漏水調査

音調調査等による漏水調査は、交通量の多い交差点などでは振動、騒音等の影響で漏水の判別が難しく危険が伴うこと、また、現在の漏水調査は既に発生している漏水を発見するもので、基本的に年1回であり、漏水発生から発見までに一定の時間を要していることから、漏水による二次被害の影響が大きい主要国道等の水道管について、漏水の早期発見・修理につなげることを目指してモニタリングを検討し、3、5、6年度に実証実験を行った。3年度は弁栓類にI o Tセンサを設置し実証実験を行ったものの、環境音（雨風等）の影響による誤報や漏水検出度の低下が見られたことから、5、6年度に、I o T漏水監視機器により測定された日々のデータを一定期間学習することで、漏水の有無を自動判定するA I漏水検知アルゴリズムを併せて使用し、再度実証実験を行った。

実証実験の結果、管種、口径、分岐、流れなどの条件によって振動を検知できる範囲が大きく変動することから、センサの設置に当たっては、間隔をしっかりと検討する必要があるものの、同監視システムの全体判定精度は93.08%であり、高いI o Tセンサの感度や、A Iによる空振り抑制の機能等が効果的に機能していることから、有識者による事業検討委員会において、「漏水検知のモニタリング技術として効果あり」との評価を受け、6年度に本格実装（50基）した。また、7年度には18基追加し、重要箇所の常時モニタリングが可能となった。

③ 費用

ア 人工衛星画像を活用した水道管漏水調査

- ・実証実験（5年度）：事業者負担
- ・実装（6年度）：8,789千円

イ I o Tセンサを活用した水道管漏水調査

- ・実証実験（3、5、6年度）：事業者負担
- ・実装（6年度）：7,632千円

④ 効果

ア 人工衛星画像を活用した水道管漏水調査

6年度に水道管漏水調査について市内全域を対象に調査を実施したところ、乾季である冬場の的中率は43%で、スクリーニングの結果としては、一定の効果が見られた。また、同調査については、4年ごとに策定している漏水防止調査計画のより効率的・効果的な策定に寄与している。

〇調査結果（精度検証）[冬場]

配水管延長 (km)	漏水事故対応数 (全市)	漏水可能性エリア内での 漏水事故対応数	
4260.58	53箇所	23箇所	43.40%

（出典：福岡市行政調査資料）

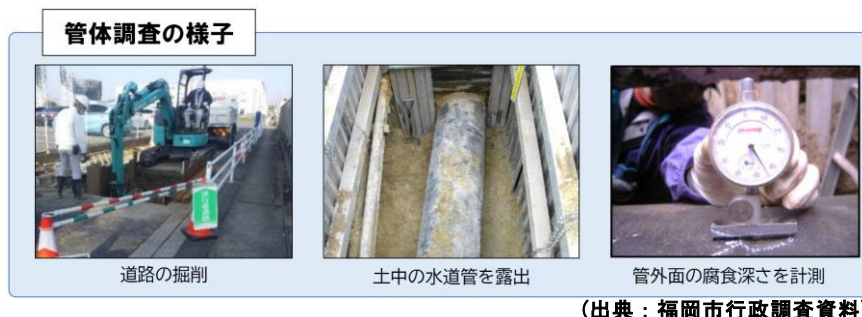
イ I o Tセンサを活用した水道管漏水調査

漏水早期発見・対応による二次被害防止に寄与している。

(3) A Iを活用した水道管劣化予測

① 概要

これまで、道路を掘削し、埋設されている水道管の一部を実際に調査・分析する管体調査を行ってきており、累計約 500 件のデータが蓄積されていることから、管路情報、漏水履歴、管体調査結果のデータと A I 技術を掛け合わせ同データを基に、市内全体の水道管の劣化状況を予測し、計画的な水道管更新を行うもの。



② 導入経緯

計画的に水道管更新を続けるためには、劣化予測の精度を上げることが非常に重要であるが、管体調査には時間、労力、費用がかかることから、調査件数を大きく増やすことは難しい。そこで、約 4 千kmの配水管を効果的・効率的に更新するため、より精度の高い配水管劣化予測を検討することとし、4 年度に株式会社クボタと協定を締結し、A I を活用した水道管劣化予測の実証実験を行った。

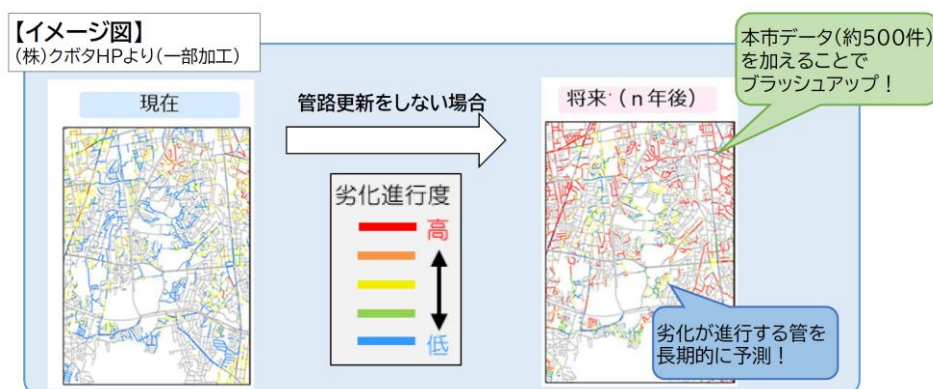
福岡市の配水管は 99%がダクトイル鋳鉄管であり、株式会社クボタはダクトイル鋳鉄管を扱うメーカーとして管の腐食メカニズムに高い知見を有するとともに、全国の約 6 千件の調査データを用いて、東京大学と共同開発した統計的分析により、管の埋設環境（土壌）ごとの劣化進行度を時系列で予測することができる。その後、実証実験を踏まえ、5 年度に実装した。なお、さらなる予測精度の向上には、引き続き調査・データ蓄積が必要であるため、4 年度から更新工事で発生する撤去管を年間約 60 か所程度収集し、管の劣化状況を調査してデータを蓄積している。

③ 費用

- ・実証実験（4 年度）：事業者負担
- ・実装（5 年度）：14,300 千円

④ 効果

より適切な順番で配水管を更新することによる効率的な管路更新に寄与している。



(4) 特殊カメラとドローンによる水源涵養林点検

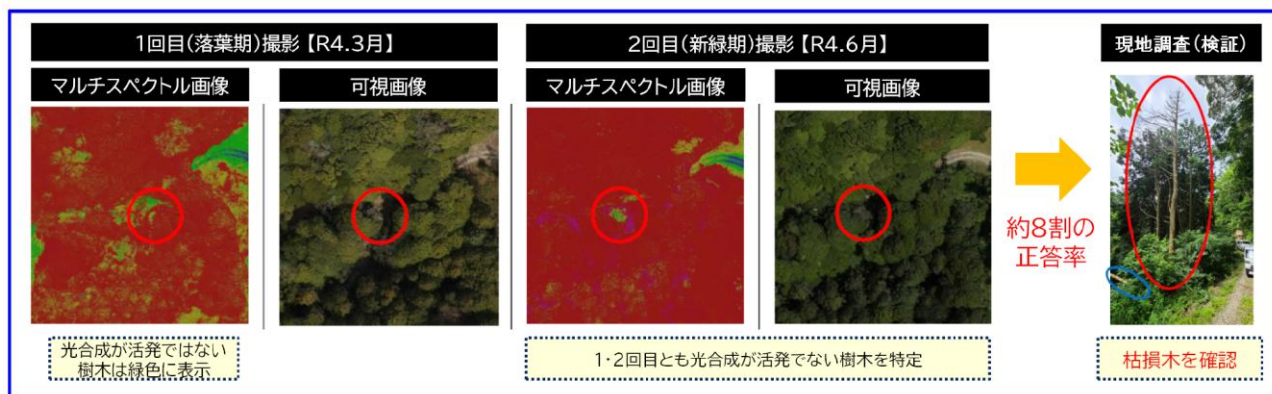
① 概要

樹木の生育状況が判別可能なマルチスペクトルカメラを搭載したドローンを活用し、倒木の恐れがある枯損木などを効率的に検出して倒木事故の未然防止を図るもの。

② 導入経緯

福岡市水道局では、水道水源として市内に3つのダムを所有しており、合計で566haの水源涵養林を所有している。日常点検は職員の目視により行っているが、エリアが広範囲に及ぶこと、樹齢50年を超える高木が多いこと、涵養林のほとんどが急傾斜地であることから、正確性、効率性、安全性を確保した上で点検作業を行うことが課題となっている。また、水源涵養林の一部は国道などの主要道路に隣接しており、実際に枯損木が道路側へ倒れ、通行する車両を直撃し、国道の交通を遮断するなどの被害が発生したケースもある。近年は、豪雨や台風などの災害が激甚化する傾向にあることから、枯損木をより早期に発見し、倒木事故の未然防止を図ることが課題である。

このような中、3、4年度に、九州電力株式会社と共同で、福岡市が所有するダム水源涵養林の一部エリアにおいて植物の光合成の状況が判別できるマルチスペクトルカメラを搭載したドローンによる空撮を行い、倒木等の可能性がある枯損木を抽出する技術の実証実験を行った。撮影した画像を基に枯損木の可能性が高いと判断した箇所について、実際に現地で目視による検証作業を実施したところ、約8割の箇所が実際に枯損木であり、正確に判別できることが確認できた。また、効率的で安全に点検作業を実施することが可能となるほか、事前に枯損木の可能性がある樹木を把握して現地調査を行うことができ、調査員の現地作業が大幅に削減できることが確認できた。



(出典：福岡市行政調査資料)

③ 効果

ドローン導入による点検調査日数は、主要幹線道路に隣接する水源涵養林約41ha当たり20日程度から4日程度に削減される見込みである。

建設消防委員会行政調査報告から

【名古屋市】

救急救命体制の充実（日勤救急隊）について

1. 日勤救急隊とは

隔日勤務である通常の救急隊と異なり、日中に限定して活動する救急隊。

名古屋市では、119番通報が多い昼間の時間帯（青空（Blue）の時間帯）に限定して活動しており、名古屋市域の全体を守る救急隊という意味から、市章の「八」を連想させる「EIGHT」を付して、「Blue EIGHT（ブルーエイト）」と呼んでいる。

名古屋市 市章



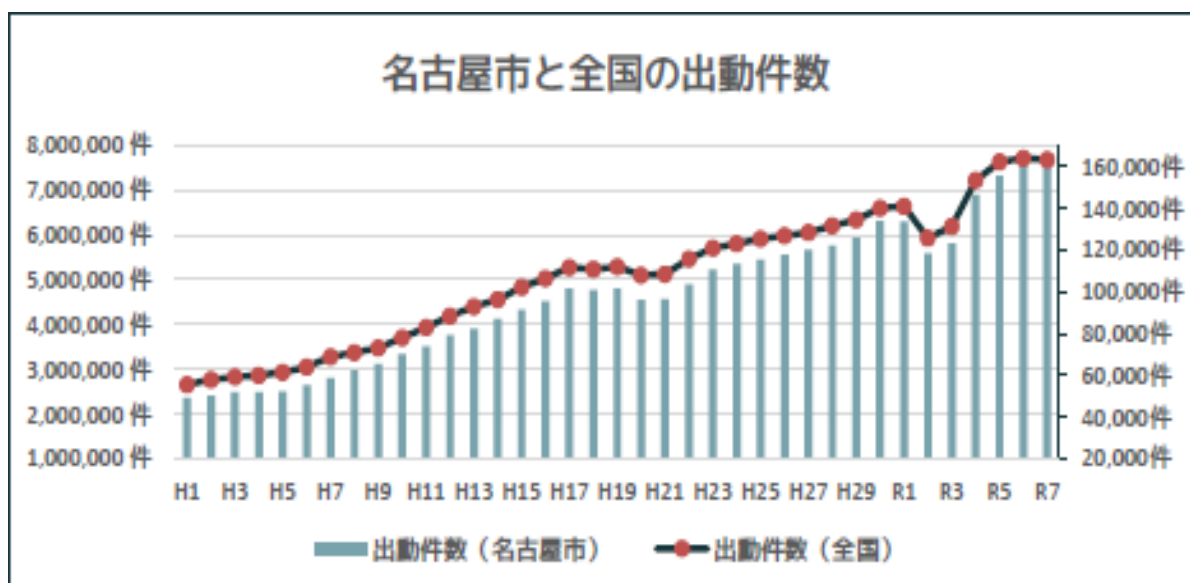
（出典：名古屋市HP）

2. 日勤救急隊の運用について

（1）導入の背景

① 救急出動件数の増加

名古屋市の救急出動件数は、平成元年の48,959件から令和7年には160,412件へと増加している。全国の救急出動件数についても同様に増加傾向にあり、平成元年の約266万件から令和7年には約769万件となっている。コロナ禍による一時的な減少はあるものの、全体としては右肩上がりの増加傾向が続いている。

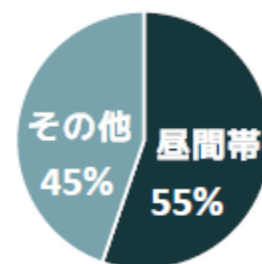


（出典：名古屋市行政調査資料）

※参考（7年の名古屋市における救急出動状況：1日当たり439件、3.3分に1件、名古屋市民の16人に1人、1隊当たり3,208件出動）

② 昼間帯への需要集中

救急出動の時間帯分析では、昼間帯（８時から 17 時台）の出動割合が 55%を占めている一方、夜間帯（18 時から翌 7 時台）は 45%となっている。つまり、救急需要の過半数が昼間帯に集中していることが明らかとなっている。



（出典：名古屋市行政調査資料）

このような分析結果から、24 時間均等に救急隊を配置するだけではなく、需要の高い時間帯へ重点的に人員を配置する必要性が高まったことが日勤救急隊導入の背景となっている。

(2) 導入の経緯

令和 4 年度に新型コロナ「第 7 波」と猛暑が重なるとともに、高齢化等による救急需要の増加も相まって救急体制がひっ迫。

5 年度以降も感染症流行の影響等により、一層の需要増加が見込まれた。

⇒限られた人員を効果的に運用し、稼働率の高い昼間帯の需要対策ができる日勤救急隊を 2 隊増隊。

救急隊の増隊経過

年度	隊名	隊数
令和 5 年	本部第 5 救急隊（日勤救急隊）	2
	本部第 6 救急隊（日勤救急隊）	
令和 6 年	中村第 2 救急隊（日勤救急隊）	1
令和 7 年	千種第 2 救急隊（日勤救急隊）	1
令和 8 年	緑第 2 救急隊（日勤救急隊）	1
計		5

（出典：名古屋市行政調査資料）

※令和 3 年度に 2 隊、4 年度に 1 隊増隊（いずれも隔日勤務の救急隊）

(3) 救急隊の配置状況

名古屋市では、令和 8 年 4 月 1 日時点において、常設救急隊 51 隊体制で運用している。内訳は本署 17 隊（各区に 1 隊ずつ・中区は 2 隊）、出張所 25 隊、本部救急隊 6 隊（うち 2 隊は日勤救急隊として運用）、消防署配置の日勤救急隊 3 隊（6～8 年度に増隊したもの）となっている。

日勤救急隊については、市内各地域の需要分析結果を踏まえて配置されており、救急要請件数の多い地域や昼間帯の出動頻度が高い地域及び指令から現場に到着するまでの時間が 6 分以上かかっているエリア（※ 1）を中心に運用されている。

また、専用車両保管のための車庫等のハード面が整っていることも要件となるため、そちら



(出典：名古屋市行政調査資料)

救急出動件数は令和４年から７年にかけて約８千件増加しているにもかかわらず、平均現着時間は６分台を維持している。これは日勤救急隊が昼間帯の需要増加を効果的に吸収している結果であると考えられる。

② 副次的効果

日勤救急隊の導入により、救急活動の充実だけでなく様々な副次的効果も得られている。

第一に、働き方の多様化への対応である。日勤勤務という選択肢が増えることで、職員のライフスタイルに応じた勤務が可能となった。

第二に、定年延長等への対応である。体力に不安がある隊員や高齢の隊員でも勤務しやすい環境を整えることで、経験豊富な人材の活用につながっている。

第三に、経費削減効果である。人員配置や庁舎整備の面から、最小のコストで最大の効果を発揮する体制となっている。特に仮眠室整備が不要である点は、施設整備費の抑制につながっている。

導 入 効 果

●救急需要対策

- ✓救急出動件数が増加する中であっても、平均現着時間を維持

●副次的効果

- ✓働き方の多様化及び定年延長への対応による職員の負担軽減
- ✓人員配置及び庁舎整備の観点から、最小の経費で最大の効果を発揮

昼間帯の出動件数及び現着時間の推移

	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
出動件数	80,597 件	85,089 件	88,604 件	88,736 件
平均現着時間	6.61 分	6.38 分	6.37 分	6.46 分

(出典：名古屋市行政調査資料)

(6) 広報

名古屋市では、日勤救急隊の導入に伴い、市民への周知に併せて救急車適正利用の啓発にも力を入れた。

具体的には、FacebookをはじめとするSNSを活用した情報発信を行うほか、企業と連携したイベント開催、救急相談ダイヤルである「#7119」の周知を目的としたパステルなどの広報グッズを作成した。

これらの取組により、市民の救急医療に対する理解促進や救急車の適正利用につなげている。



(出典：名古屋市行政調査資料)



名古屋市消防局 × 東山ポートハウス

救急車
ブルーエイト
コラボレーションイベント

【期 間】：2025年 9月 7日(日)～13日(土)～救急医週間～
【会 場】：東山動植物園内 東山ポートハウス
【内 容】：上記期間中、救急車「ブルーエイト」ボートに乗船していただいた、お子さま(幼児～小学6年生まで対象)に、ブルーエイトグッズをプレゼントさせていただきます。また、希望者には救急隊員が着用している「感染防止衣」を着用して記念撮影もできちゃいます。

★ブルーエイトグッズはなくなり次第終了となります。
★ブルーエイトペダルボートは3人乗りです。
★乗船には料金がかかります。(1台/30分 1,400円)
★東山動植物園の営業時間は9:00～16:50
ペダルボートの最終受付時間は16:20です。

9月9日は「救急の日」
協力：名古屋市消防局



名古屋市消防局【公式】
@NagoyaShobo

名古屋市消防局の救急車「ブルーエイト」デザイン
オリジナルバスケース

ICカードなどを入れたまま、そのままタッチOK
通勤・通学など、便利に使えます！

販売期間は令和8年3月31日まで！
また、販売はなくなり次第終了となります。

ご注文は以下のURLまで
aichi-selp.net/webstore.html

迷った時は!!
#7119
突然の病気やケガで、救急車を呼んだ方がいいか迷った時は、
専門家のアドバイスがもらえる「救急安心センターなごや」へ！

名古屋市消防局
オリジナルバスケース

(出典：名古屋市行政調査資料)

3. 課題及び今後の取組について

(1) 課題

- ・運用開始から5年目を迎えるが、職員への周知により一層力を入れる必要がある。
- ・増加する救急需要に対応するための体制づくりを継続的に行う必要がある。

(2) 今後の取組

- ・職員の希望に沿った働き方を可能な限り実現できるように、人事配置における希望聴取を引き続き行っていく。
- ・増加する救急需要に対応するための体制づくりとして増隊を行うのか、あるいは運用体制の見直しを行うのかの検討を行う。

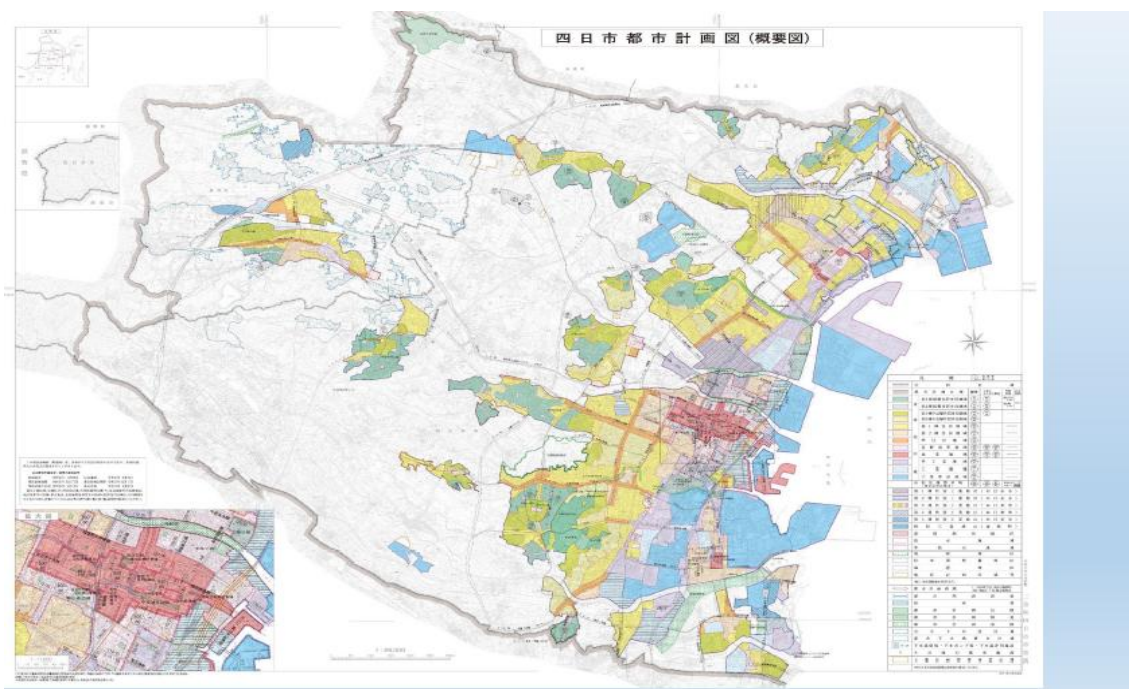
【四日市市】

ウォーカブルなまちづくりについて

1. 四日市市の都市形成と課題について

(1) 四日市市の都市形成

四日市市は、製造品出荷額全国上位を誇る工業都市であり、臨海部の工業集積により発展した。その一方で、高度経済成長期には公害問題を経験し、その反省を生かした都市政策や土地利用を形成している。資料の都市構造図では、市街化区域と自然環境が複雑に共存する特徴的な都市構造が示されている。



(出典：四日市市行政調査資料)

(2) 課題

歴史的な経緯を踏まえた都市形成を進める一方で、中心市街地では、近鉄四日市駅とＪＲ四日市駅の回遊性不足や広幅員道路による分断が課題となっていた。

2. 「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画策定の経緯と目的について

(1) 計画策定の経緯

四日市市は、東西交通の要衝に位置し、古くから東海道の宿場町、港町として栄え、近年では臨海部の産業集積に加え、内陸部において世界最先端の半導体工場が立地するなど、我が国固有数の産業都市となっている。さらに、新名神高速道路をはじめとした広域幹線道路網の整備が進むとともに、リニア中央新幹線の東京－名古屋間の開通により、スーパー・メガリージョン形成の中で中部圏域の一翼を担う都市として、さらなる飛躍が期待されている。そこで、四日市市では、県内最大の人口規模を持つ中部圏域有数の産業都市として、さらなる中核的役割を果たし、圏域の活力を牽引し続けていくに相応しい駅前空間の実現に向けて、関係者等と

もに、平成30年度に「近鉄四日市駅周辺整備基本構想」（以下「基本構想」）を策定した。基本構想では、「賑わい・もてなし空間の創出と回遊性の向上」、「まちづくりと連動した交通機能の配置」、「中央通りを活用した空間の魅力向上」といった基本的な3つの方向性を掲げた。基本構想の策定後には、「四日市市総合計画」（令和元年12月）、「四日市市立地適正化計画」（2年3月）を策定し、新しい生活様式や防災・減災、国土強靱化、SDGs及びまちづくりDXなど社会情勢の大きな変化を踏まえつつ、2年度からは有識者、交通関係者、商工関係者、市民及び行政等が様々な立場や観点から幅広く意見交換を行う「中央通り再編関係者調整会議」を設置し、具体の整備に向けて関係者等とともに基本計画の策定を進めた。

また、3年3月には本計画範囲内に位置する交通結節点（バスターミナル）の整備計画である「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」が国土交通省・三重県・四日市市の合同で策定・公表され、中部地方初となる「バスタプロジェクト」が国直轄事業化として決定した。それらの取組や中央通り再編関係者調整会議における2回の中間取りまとめを経て、5年5月末に「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画が取りまとめられた。この基本計画は、中央通り再編関係者調整会議だけでなく、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「デザインワーキング」、「市民ワークショップ」等、多くの関係者の意見が反映されており、これを着実に実施していくことで四日市のまちなかが市民にとって誇りになり、来街者にとって訪れて楽しい場所となることを目指している。

中央通り再編事業の検討体制について



四日市市

30

■検討体制について



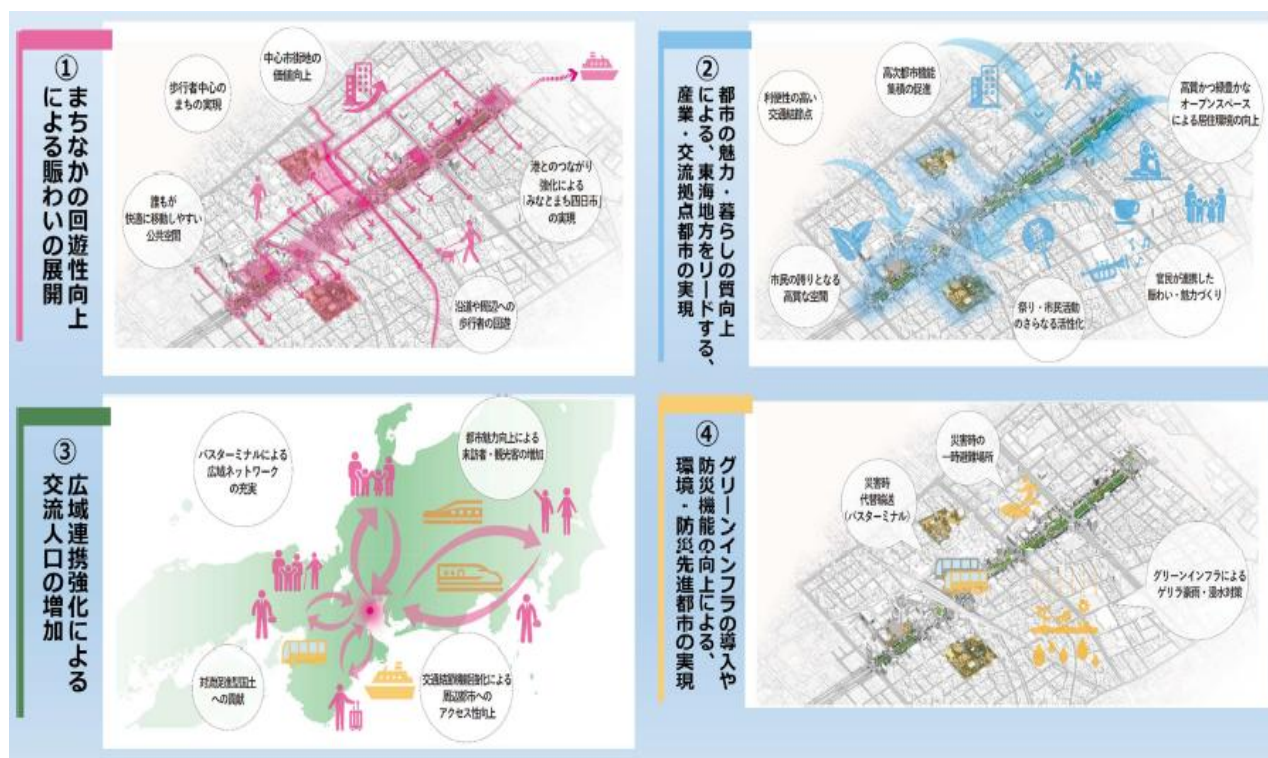
（出典：四日市市行政調査資料）

(2) 計画策定の目的

この基本計画では、4つの目標を設定している。まず、基本構想で示した3つの方向性から「①まちなかの回遊性向上による賑わいの展開」、「②都市の魅力・暮らしの質向上による、東海地方をリードする、産業・交流拠点都市の実現」、「③広域連携強化による交流人口の増加」を目標に設定し、社会状況の変化を踏まえ、新しい生活様式に対応するゆとりあるオープンスペースの創出や次世代モビリティ等のスマート技術への対応といった視点を追加した。さらに新しい視点として、災害に対して強くしなやかに対応するために「④グリーンインフラの導入や防災機能の向上による、環境・防災先進都市の実現」を4つ目の目標として設定した。

これらの目標を達成するために、基本計画では、中央通りの整備方針やデザイン、交通結節点のデザイン等を定めている。中央通りにおいては、これまで車中心であった空間を大きく再編し、ゆとりある歩行者空間を創出していくこととしており、加えて歩行者と自転車の安全な分離を図るために連続的な自転車道を整備することとしている。さらに、市民や来街者が歩いて楽しく感じることができるよう、クスノキ並木の緑の良好な景観などを生かした高質で魅力ある空間づくりを行うこととしている。

近鉄四日市駅周辺やJR四日市駅周辺においては、交通結節点として効率的で快適な交通機能の配置に合わせて、「より美しく、より快適な、もてなしの空間」を目指しており、このような高質で魅力ある空間づくりには、「デザイン」を重要としている。ここでいう「デザイン」とは、表層の色彩や仕上げのこののみを示すのではなく、施設等のモノの配置・大きさから形態、色彩、仕上げといったハード的な視点に加え、空間の利活用などのソフト的な視点も対象とし、ひととモノの適切な関係性を構築していく行為全般を意味しており、基本計画は再編を行う中央通り全長約1.6km、幅員70mの広大な空間全体を「デザイン」し、関係者が一丸となってまちづくりに取り組むための指針となっている。



(出典：四日市市行政調査資料)

3. 「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画のコンセプトについて

中央通りでは、歴史の中で育まれてきたクスノキ並木の豊かな緑を生かし、自然との関わりの中で質の高い暮らしを実現する「グリーンインフラ」となる“ニワ”に、近年道路空間再編の主流になりつつある、歩行者を中心として交通だけでなく滞留や活動の場といった機能も取り入れた「ウォークブル」な“ミチ”を掛け合わせた、“ニワミチ”をコンセプトとした。

「ニワミチよっかいち」という言葉には、緑とひとの豊かな関係をとともに育んでいきながら、自由に立ち寄り、気兼ねなく時を過ごせる「ニワ」の役割に加え、歩行者中心の考え方に基きつつ、市民が自分の空間として使い、様々な出来事に出会い、歩きたくなるような「ミチ」の役割を担っていきたいという意味が込められている。

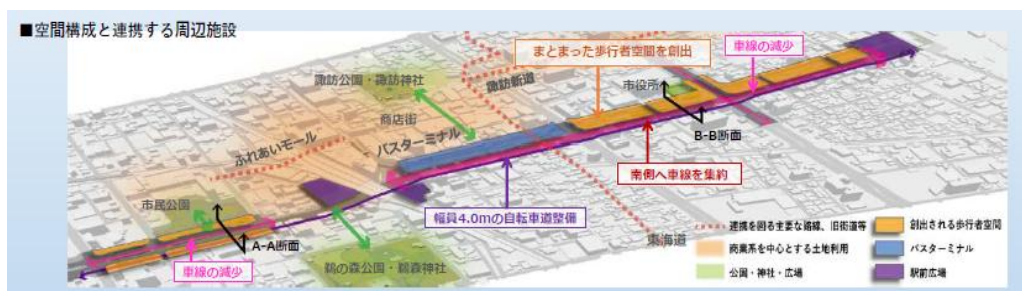
“ニワミチ”の実現は、都市の発展の過程で公害を経験してきた四日市市が、環境先進都市として今まで以上に環境に配慮し、人々に生まれ、選ばれ、住みたくなるまちになる「リーディングプロジェクト」となるものとしている。



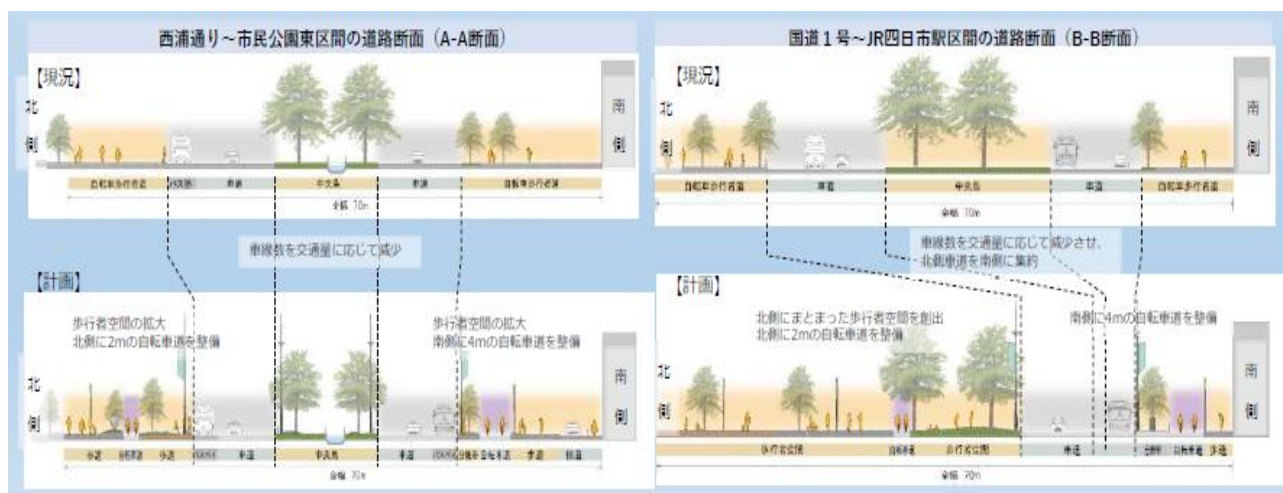
(出典：四日市市行政調査資料)

4. 「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画における4つの視点と整備方針について

中央通りを中心とした中心市街地については、①賑わい・もてなし空間の創出と回遊性の向上「顔・賑わいづくり」、②まちづくりと連動した交通機能の配置「交通機能強化」、③中央通りを活用した空間の魅力向上「空間の魅力向上」、④社会情勢の変化への対応「スマート化、レジリエンスの向上」の4つの視点を基に整備が行われている。特に、国道1号線からJR四日市駅の間においては、双方片側3～4車線であったところを少なくとも1車線ずつ削減し、車線を並木空間の南側に集約することで、並木空間の北側にまとまった歩行者空間やバスターミナル（国直轄事業）を整備することとしている。



(出典：四日市市行政調査資料)



(出典：四日市市行政調査資料)

5. 整備の進捗状況について

(1) 近鉄四日市駅西側

近鉄四日市駅西側は先行整備区間となっており、自動車と自転車、歩行者の走行空間の分離を行うとともに、ベンチの整備による滞留空間の確保や夜間照明の整備を行うことで、ウォークアブル空間が創出されている。また、AIカメラなどの先進機器を設置し、人流データの解析も行っている。



(出典：四日市市行政調査資料)

(2) 近鉄四日市駅東側

近鉄四日市駅東側においては、令和7年12月に近鉄四日市駅と四日市あすなろう鉄道四日市駅、現在整備中のバスターミナルを結ぶ円形デッキ（通称「よんまるテラス」）、8年6月によんまるテラスと近鉄百貨店四日市店を結ぶ直線デッキが完成し、安全で円滑な移動環境が創出されたとともに、まちを眺める視点場や待ち合わせの場所としても機能している。また、近鉄百貨店四日市店内連絡通路も8年6月に完成し、近鉄四日市駅やよんまるテラスへのアクセス向上が図られるとともに、同連絡通路に中央通り整備の経過が分かるパネルを展示することで、通行者の中央通り整備に対する関心を高める取組を実施している。



(出典：四日市市行政調査資料)

(3) 国道1号～J R四日市駅前

車線を並木空間の南側に集約する工事が行われ、今後は中央通り公園や並木空間の北側におけるまとまった歩行者空間やバスターミナルの整備を本格化していくこととしている。



(出典：四日市市行政調査資料)

6. 中央通り公園の整備について

国道1号～J R四日市駅の区間に創出される歩行空間では、賑わい創出等を目的にP a r k - P F I（公園設置管理整備）を活用した公園整備を行うこととしている。

<第15回中央通り再編関係者調整会議時点の計画案>



(出典：四日市市行政調査資料)

7. 官民連携の取組について

中央通りの再編により新たに生み出される空間を市民活動や賑わい創出の場として活用していくため、整備段階から市民ワークショップや利活用ワークショップなどの社会実験を開催し、

「当該空間をどのように使いたいのか」、「どのような施設があるとよいか」などを検討している。こうした社会実験は行政側から民間側へ寄っていく取組であり、官民連携の取組として民間の声を聞きながら、賑わいづくりの持続可能性の調査を進めている。ちなみに、令和4年に実施した「はじまりのいち」においては、四日市市役所前にある歩道における休日の歩行者通行量が、社会実験前と比較して約6倍に増えるとともに、利用者アンケート調査では約7割が居心地が良いと回答しており、これまで活用されていなかった並木空間の可能性を感じることができる結果が出ている。

実施期間	令和4年9月22日 ～令和4年10月16日 (25日間)	令和6年2月23日 ～令和6年3月3日 (10日間)	令和6年11月6日 ～令和6年11月27日の平日 (16日間)	令和7年5月31日 ～令和7年6月1日 (2日間)
社会実験名	はじまりのいち	中央通り ストリートサーキット	ニワミチスポットてらす	ニワミチJOYnt Park Days
実施場所	・市役所前中央分離帯 ・市役所東広場 ・国道1号～三滝通り間の歩道部	・国道1号～三滝通り間の歩道部 ・市役所東広場 ・仮設スケートボードパーク	・ユマニテックプラザ前歩道部	・中央通り歩道部(市民公園前) ・商店街公園通り ・仮設スケートボードパーク
主な実施内容	・市の主催で実施 ・くすの木並木、市役所東広場に飲食・物販等59店舗が出展 ・JAZZFESTIVAL等既存イベントとの連携含め12のイベントを開催 ・仮設スケートボードパークを設置	・スポーツ庁が主催し、市・(株)CTY・TOPPAN(株)の協力で実施 ・ちょっとした運動やスポーツを楽しめる9つのしかけを配置(けんけんぱ、ボール投げ、スラックライン等) ・ベンチプレス大会等のイベントを実施 ・キッチンカー等6店舗の飲食店が出展	・観光協会と四日市市が主催で実施 ・キッチンカー等22事業者が出展	・観光協会と四日市市が主催で実施 ・キッチンカー14事業者が出展 ・テントブースに16事業者が出展 ・パフォーマンスに7団体が出演
開催フェイチャー				

社会実験実施状況

(出典：四日市市行政調査資料)

8. 今後の展開について

リニア中央新幹線の東京～名古屋間の開通に向けて、市民公園東交差点～近鉄四日市駅区間、近鉄四日市駅～国道1号区間、国道1号～JR四日市駅区間のハード整備、バスタ四日市整備(国直轄事業)及び中央通りの利活用に関する取組を継続していき、四日市市民や来街者にとって魅力のあるまちづくりを進めていく。

【世田谷区】

空き家対策について

1. 世田谷区の空き家の状況（本市との比較）について

(1) 世田谷区の概要

世田谷区は東京23区の西南部に位置し、面積は58.05km²、総人口931,922人、世帯数は512,169世帯となっており、令和8年6月現在東京23区中、人口及び世帯数とともに第1位となっている。3年6月策定の世田谷区第四次住宅整備方針によると、住居系用途地域が全体の9割以上を占め、このうち第一・二種低層住居専用地域で5割以上を占める「住宅都市」である。

なお、国土交通省の7年都道府県地価調査によると、平均価格は722,200円/㎡となっており、鹿児島市と比較すると高価格で土地取引が行われている不動産需要が高い地域であることが分かる。



（出典：世田谷区行政調査資料）

（単位：円／㎡）

市区名	基準地数	平均価格	最上位の価格	最下位の価格
世田谷区	45	722,200	1,090,000	333,000
鹿児島市	64	95,300	260,000	4,500

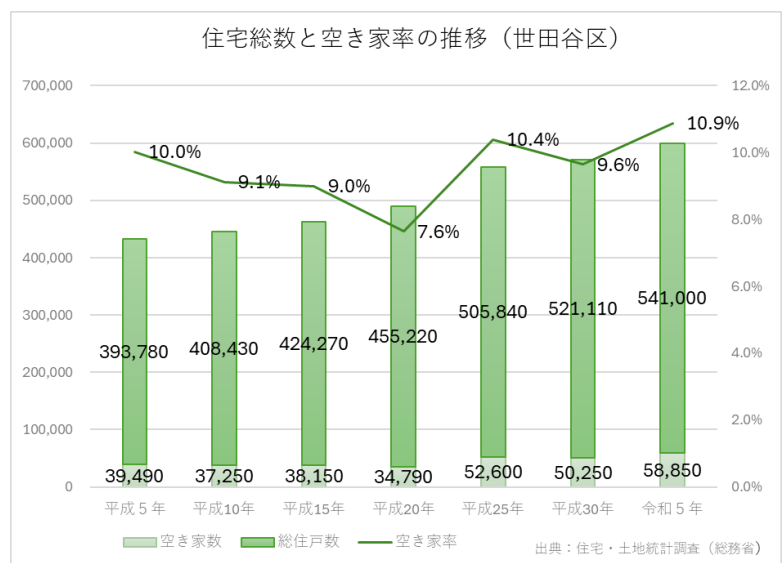
（出典：7年都道府県地価調査（国土交通省））

(2) 住宅総数と空き家率の推移

統計法に基づき、5年ごとに実施されている「住宅・土地統計調査（総務省）」によると、令和5年調査時点において、世田谷区は、総住戸数541,000戸のうち、空き家数は58,850戸となっている。空き家数は多いものの、総住戸数も多いことから、空き家率としては10.9%となり東京都の平均値である。

また、空き家数の推移を見て

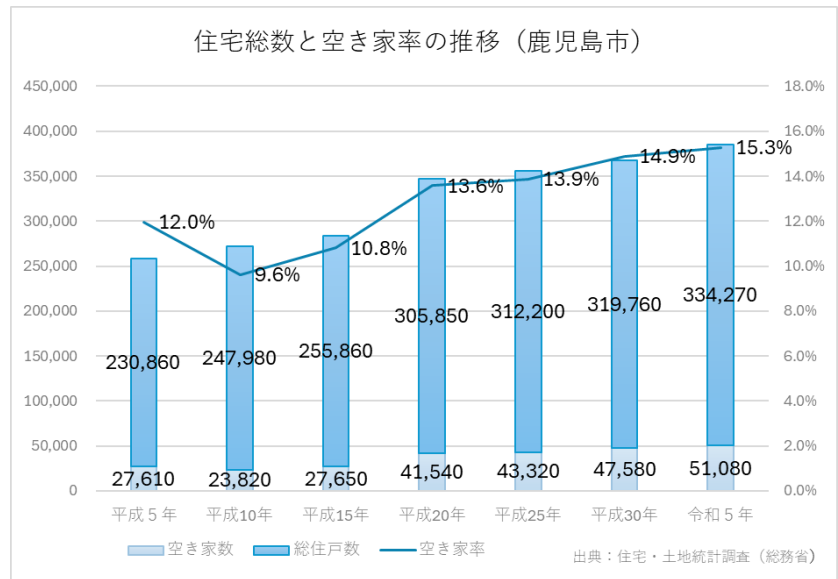
みると、平成20年までは3万戸台だったものの、平成25年から5万戸台になっており、相続発生に伴い空き家が増加していることが確認される。



（出典：世田谷区行政調査資料）

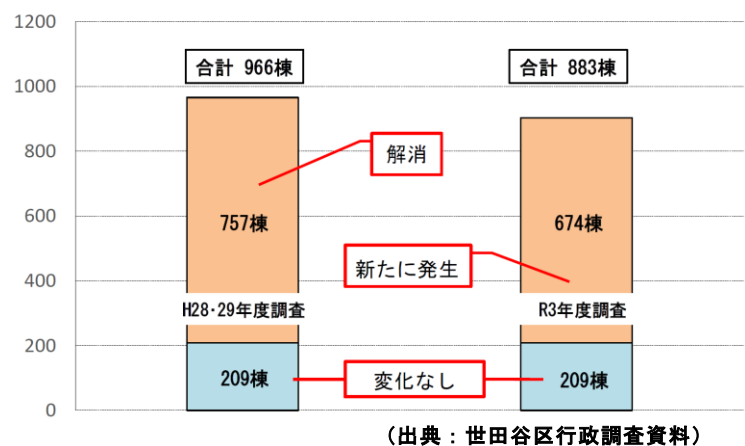
その一方で、同調査による令和5年調査時点の本市の総住戸数は334,270戸、空き家数は51,080戸であり、空き家率は15.3%となっている。

空き家数の推移としては、平成15年までは2万戸台だったが20年には4万戸台、令和5年には5万戸台と増加していることが分かる。本市は、世田谷区と比較し高齢化率が高く、相続発生に伴う空き家の発生は今後も急速に増加していくことが予想され、喫緊の課題となっている。



(3) 世田谷区の空き家等の実態

世田谷区では、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）に基づく、空家等対策計画を検討するに当たり、区内全域の空き家等の現状を把握することを目的として、空き家等の現地調査を行っている。なお、調査は外観目視で行い、私有地に立ち入らない範囲で居住・管理状態を確認したものであり、実際の棟数とは差異が生じていると考えられる。



この空き家等実態調査は過去2回実施しており、平成28、29年度調査と5年後の令和3年度の調査結果を比較したところ、5年以上空き家であると確認されたものは、約2割、209棟に留まっていることが判明した。つまり、平成28、29年度調査時点で空き家と判断されたもののうち、757棟は市場への流通等で解消したものの、新たに674棟が5年のうちに、発生していることになり、相続によって発生したものが流通するというサイクルを繰り返していることになる。

ちなみに209棟のうち、約半分の100棟ほどは適切に管理されており、5年以上空き家であることだけで、すぐに管理不全等の問題に結びつくものではないことも判明したことから、既に発生している空き家への対策だけでなく、発生していく空き家で膠着してしまうもの、管理されないまま放置されるものへの対策が重要であることが分かった。

(4) 行政における空き家対策部署の人員配置

世田谷区では、防災まちづくり担当部建築安全課に空き家対策専任の部署が設置されており、係長1名、職員4名（技術職2名、行政職2名）で取組を実施している。なお、各支所に区民の相談窓口が設けられているため、各支所へ寄せられた相談内容で空家法の適用事例となるケースが当該部署に上がってくるという仕組みになっている。空き家対策においては、建築物の構造等の技術的な知識だけでなく、民法や空家法など法律の知識を使う場面が多いことから、行政職の職員でも対応が可能となっている。

その一方で、本市では、建築部建築指導課建築物安全推進係において、係長1名、職員4名（建築技師）で空き家対策を兼務で実施している。その他、消防局と連携し、鹿児島市空き家対策計画において、消防局予防課長が空家等対策連絡調整会議の委員となっているほか、空き家の適正管理の防火に関する相談担当課として実施体制に入っている。

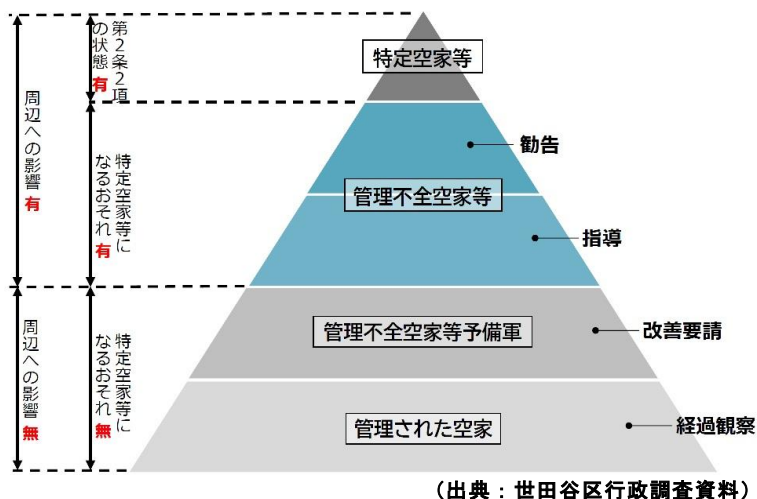
2. 管理不全空家等への対策について

(1) 管理不全空家等

令和5年の空家法改正により、法第13条に新設されたカテゴリーである。「空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態」の空家等とされ、市区町村長は指導・勧告の権限を与えられている。法改正以前は「特定空家等」に対して助言・指導・勧告の権限があったものの、その予備軍ともいえる状態の空家等への対応策がなく、自治体独自の条例に基づき、独自の措置を規定するしかなかったが、法改正により全国的に対策が可能となった。

市区町村長はこうした「管理不全空家等」に対し指導を行うが、指導をしてもなお状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することになるおそれ大きいと認めるときは、具体的な措置につい

て勧告することができ、勧告されたまま固定資産税の賦課期日を迎えると、地方税法第349条の3の2第1項「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」が適用されなくなる。家屋を取り壊すことで、土地の固定資産税額が上がることを嫌って、家屋を放置するケースに対しては、この適用除外は効果が期待される。



(2) 管理不全空家等への措置状況

令和8年6月現在の措置状況等として、管理不全空家等とした37棟のうち、19棟は対応中、18棟は所有者で対処（解体、樹木の剪定、補修等）され、管理不全空家等を解消済となっている。管理不全空家等というカテゴリーができる以前も、世田谷区は特定空家等になるおそれのある空き家等の所有者と対話を試みていたが、対処していただくことが難しかった。しかし、法的に位置づけられ、固定資産税が上がるとされたことで、約半数の方に対処していただいたことは、この制度の効果が大きかったと言える。特に、世田谷区のように土地の評価額が高い地域においては、住宅用地特例により軽減される固定資産税の金額が大きいことから、顕著に効果が現れたと推測される。

3. 特定空家等への対策について

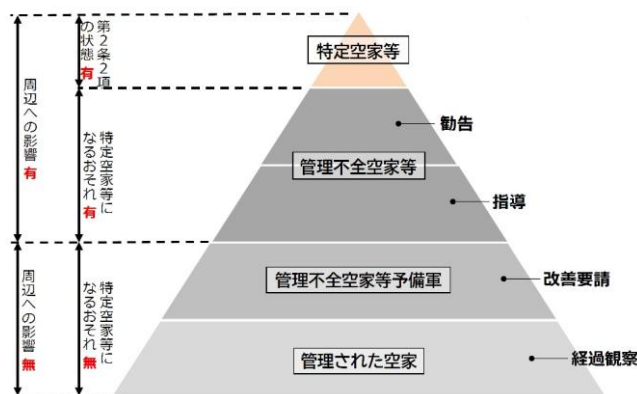
(1) 特定空家等

特定空家等は、空家法が制定された当初からある制度であり、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のいずれかに該当する空き家等として空家法第2条2項に定義されている。

特定空家等については、助言または指導、勧告、命令、最終的には代執行まで実施することも可能となっている。なお、管理不全空家同様、勧告を受けた場合、固定資産税の住宅用地特例の対象外となる。

(2) 特定空家等への措置状況

特定空家等の認定については、各自治体で運用に差が見られ、積極的に認定する自治体もあるが、世田谷区では、代執行まで進めることを前提として慎重に特定空家等を認定しており、これまで認定した15棟のうち、13棟は解消済となっている。なお、残り2棟は最近特定空家とされたばかりの物件のため、今後対応を進めていく予定となっている。解消済の13棟については、最終的には所有者等の対応があり、いずれも代執行に至る前に解消されている。



（出典：世田谷区行政調査資料）

具体的には、無接道の物件について、不動産業者の協力により解消したケースや、報道機関での特集をきっかけに所有者から反応があったケースなど、行政の粘り強い対応と民間との協力体制により困難な案件を解決に導いている。

4. 助成金について

世田谷区では、独自の空き家解体に関わる助成金は設けていない。不動産流通が盛んであり、売却すれば高値がつく地域であることから、公的補助を行うことの妥当性に加え、空き家であれば助成金が受け取れるとなると、助成金の要件を満たすまで放置されるケースが出てくることが危惧されるからである。ただし、東京都で助成制度が設けられていることから、都の制度を利用することで負担軽減を図っている。

(1) 木造住宅の耐震化支援事業

耐震化が不十分な住宅を解消することを目指し、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅へ、無料での耐震診断士派遣や補強設計・改修工事、建替え、除去工事に要する費用の一部を助成する制度である。除去工事の助成金額は、除去工事に要する費用の2分の1の額と50万円のうち、低い額となっている。

問題となる空き家等については、旧耐震の建築物が多いことから、空き家等解体の際の費用について相談を受けた際は案内を行っている。

(2) 不燃化特区における老朽建築物除去助成

首都直下地震による木造住宅密集地域からの延焼による市街地焼失を防ぐため、木造住宅密集地域のうち、特に改善が必要な地区での老朽建築物の除去や建替え費用の助成を行い、地区内の建築物の不燃化を支援する制度である。

除去する老朽建築物の延床面積1㎡あたり27,000円を限度としており、実工事費と限度額の少ない方の金額で助成を行っている。

助成金の交付を受けられる方 **老朽建築物の除去を行う者**（委任状、承諾書を求める場合があります）

◇老朽建築物除去助成金に類する補助金等の交付を受け、又は受けることになっている方は、対象外となります。

助成の内容

- 老朽建築物及びそれに附属する工作物の除却工事費及び除却後の敷地の整地費を助成します。
- ただし、除却する老朽建築物の延床面積 **1㎡あたり27,000円**を限度とします。（千円未満切捨て）
- 法人の助成金交付額より消費税住民税額を控除した金額となります。

実工事費 **限度額:27,000円/㎡**

※延床面積は、登記簿等公的機関により交付された書類に記載された数値とします。 ※4の場合は、助成額が異なります。

●着工15日前（土日祝日除く）までに認定申請が必要です。（除却工事の着手は、認定後となります。着工後の申請はできません。）

（参考）助成金のシミュレーション

除去する老朽建築物	1 老朽建築物除去助成
延床面積 100㎡	(1) 実際にかかった経費…………… 2,800,000円 （千円未満切捨て）
実際にかかった除却費:2,800,000円	(2) 除却費の限度額…………… 2,700,000円 （千円未満切捨て） （100㎡×単価27,000円） ※(1)と(2)を比較し、額の少ない方が助成金額となります。
	老朽建築物除去助成額 約270万円

（出典：世田谷区不燃化特区パンフレット（R8年4月版））

制度を利用できる地区が限定されているものの、この助成金で、木造建築物の解体費用をおおよそ賄えることから、対象となる家屋についてはこの制度を利用していただくことで金銭的な負担を大幅に軽減することが可能となっている。

5. 老朽建築物について

空家法の対象となる「空家等」は、「居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地」と定義されており、居住者がいる場合は適用できない。世田谷区では、空家法で言う「特定空家等」に該当するような管理不全である老朽建築物に居住者がいるケースが増加しており、対応に苦慮している。

建築基準法等、他の法令での対応も考えられるが、現に人が居住している家屋への対応は、周囲への影響だけではなく、住人の権利も考慮した対応が必要であることから、空き家になるのを待たせないのが現状である。こうした危険な老朽建築物の居住者は、周囲から孤立しており、人間関係も希薄であるケースが多いほか、住人が高齢であり、認知症を発症するケースもあることから、福祉部署と連携し、福祉的な観点からのアプローチも必要となっている。

6. 財産管理制度について

民法には、空家問題解決に利用できる規定がいくつかあるが、令和5年の空家法改正に伴い、空家法第14条に市区町村が民法の規定を適用できることが明確に示された。

なお、予納金が必要となるが、土地の売却益や相続人の財産（預貯金等）で報酬等の費用を相殺できる場合、余剰金が還付される。

(1) 不在者財産管理制度

所有者の所在が不明の場合、その財産を管理・保全するための制度である。所在は不明であるが生存を前提としていることから、不在者のために財産を維持管理することを目的としている。

市区町村長は、家庭裁判所に対し不在者財産管理人の選任を請求することができ、選任された不在者財産管理人は、財産の管理・保全のほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって不動産の売却等を行うことができる。なお、不在者財産管理人が不在者の財産を管理するために必要な費用（不在者財産管理人に対する報酬等）に不足が出る可能性がある場合、申立人は相当額の予納金を納付する必要がある。

世田谷区では、これまで2件申し立てている。いずれも無接道のケースであったことから、選任された不在者財産管理人が対応に困らないよう、売却先の交渉や解体の際の通路確保等を行政側で目途をつけた上での申し立てである。

(2) 相続財産清算制度

相続人の存在が不明の場合、相続財産を管理・清算するための制度である。不在者財産管理制度と異なり、所有者は死亡しており、相続人の存在が問題となっている。市区町村は、相続財産清算人の選任を請求することができ、不在者財産管理制度同様、予納金の納付が必要となる。

世田谷区では、これまで2件申し立てており、2件のうち、1件は空家法第14条での申し立てとなっている。事前に家系図を作成し、近隣や親族への聞き込み、公証役場への確認を行い、相続人の不存在的確証を得た上で申し立てているが、空家となって5年以上経過してから、血縁関係のない者へ遺言により相続登記されたケースが発生した。予納金から費用を負担する必要があるほか、仮に相続人がいるにも関わらず建物を解体してしまった場合、トラブルになる可能性が高いことから、慎重な運用が求められている。

(3) 所有者不明建物管理制度

民法改正により、令和5年4月1日から施行された新しい制度である。不在者財産管理制度及び相続財産清算制度においては、財産を人単位で管理する必要があり、問題となっている空家だけでなく、その他の財産まで把握する必要があることから、長期化して管理人・清算人の報酬がかさみ、予納金も高額になる傾向にあった。そうしたデメリットを解消すべく、問題となっている土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度として新設された制度となっており、今後は、各制度のメリット・デメリットを判断し、ケースに応じてどの制度を適用すべきか判断が求められることになる。

7. せたがや空き家活用ナビについて

(1) 事業概要

世田谷区では、弁護士会及び宅建協会といった専門家団体等15団体と「世田谷区における空き家等対策に関する協定」を平成31年に締結し、官民連携を図ってきた。

しかし、空き家解消に向けた相談にはなかなかつながらなかったことから、令和3年より公募により選定された空き家活用株式会社と「空き家の所有者と事業者とをマッチングするシステムに関する協定」を締結し、空き家活用株式会社の運用する「せたがや空き家活用ナビ」へ相談窓口を一本化した。

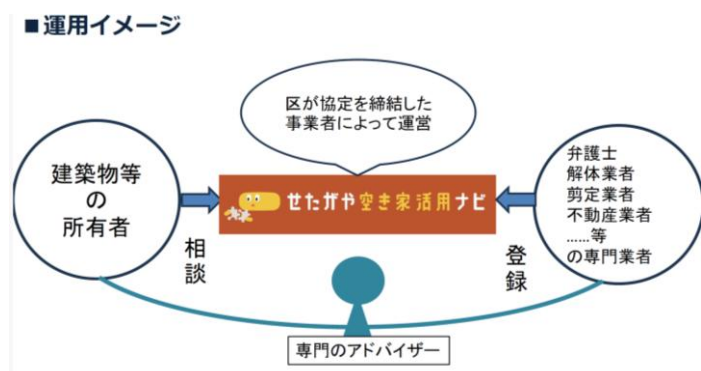
空き家問題は、家財整理や相続、売却、登記等複数の問題を内包しており、住民にとっては、自らの抱える問題を洗い出し、どの団体に相談するか整理することが困難であった。また、世田谷区は不動産価格が高く、売却金額の妥当性を判断するため、業者へ相見積もりを依頼した場合、各業者からの積極的な営業が行われることも多く、対応が煩雑であるという心理的なハードルもあった。相談窓口の一本化はこうした住民の声に応えた形となっている。

事業概要としては、インターネット上に設置した窓口「せたがや空き家活用ナビ」で所有者等から相談を受けた内容を専門のアドバイザーが整理し、登録事業者へ情報提供を行い、登録事業者は案件に対して提案を提示し、所有者等はその提案の中から比較検討した上で、依頼する業者を選定できるという仕組みとなっている。

所有者等の相談は無料であるが、運営者は登録事業者から費用を徴収することで採算性が確立された事業



(出典：世田谷区行政調査資料)



(出典：世田谷区行政調査資料)

運営を行うこととされている。なお、運営者が採算性を確立し事業運営を行うため、ゼロ予算事業となっている。登録事業者は、所有者等と何らかの契約が締結された場合、所有者等の情報提供料及び面談設定支援に伴う報酬として手数料を支払うこととされており、「せたがや空き家活用ナビ利用規約」によると、不動産売買（仲介）については売買金額の1.5%、不動産売買（買取）については売買金額の3%とされている。また、解体や荷物撤去、庭木剪定・伐採は請負金額の10%とされている。

こうした手数料は発生するものの、専門のアドバイザーが、通常では受注できなかったような難しい案件を受注できる状況まで整理してくれることから、登録事業者にとってもメリットの大きい制度となっている。取組事例として、無接道のため解体を断られ続けていた案件に対し、登録業者が解体業務を請け負えるよう、アドバイザーが隣地所有者と交渉を行い、作業用通路を確保したケースなどがある。

3年11月に運用開始された「せたがや空き家活用ナビ」であるが、8年6月23日現在までの約4年半の実績としては、相談数が374件、マッチング件数は96件となっており、主な成約内容としては、売買、賃貸、荷物撤去、リフォーム及び剪定伐採などとなっている。開設前、空き家所有者から自主的に相談

項目	累計数
空き家所有者相談数	374件
空き家登録件数	121件
マッチング件数	96件
登録事業者数	142件

（出典：世田谷区行政調査資料）

がくるケースがほぼなく、近隣住民からの苦情しか寄せられていなかったことから考えると、一定の効果があったと評価される。

こうした実績の要因としては、現在、協定を締結している空き家活用株式会社の社員であるアドバイザーの力によるものが大きく、不動産に関する知識はもちろん、相談者に寄り添い問題を解決する人間力や熱意が不可欠となっている。協定は8年10月で有効期間満了となり、再度公募が予定されているが、新たな協定締結後も熱意を持ったアドバイザーの確保はこの事業の鍵であるとともに、課題にもなっている。

新たな公募の手法としては、令和5年の空家法改正により創設された「空家等管理活用支援法人」の制度を利用し、新たな運営者を支援法人として指定することとしている。この制度は、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、市区町村の補完的な役割を果たすことを狙いとした制度であり、国土交通省の調査によると、7年3月31日までに95法人（64市区町村）が指定され、120法人（98市区町村）において指定が検討されている。

（2）対面相談、セミナーの開催

相談につなげるためには、住民への周知広報が必要であることから、セミナー開催等、周知啓発活動を行い所有者等の登録を促している。チラシを作成するほか、完全予約制で区内5支所での対面相談会を実施している。所有者等が区外に居住しているケースも多いことから、電話・インターネットでの相談をメインで行っているものの、不動産売買は大きな決断になることから、対面での相談のニーズも多く、こうした声に応える形になっている。

また、空き家活用ナビと区内に支店を持つ銀行が、セミナーを共催している。「空き家」だ

と興味を示さない層も「相続」というワードに興味を示していただけること、また、当該金融機関の銀行口座を持っている方が来場していただくこともあり、効果的な広報手段となっている。

8. 周知広報について

(1) ガイドブック「せたがや家の終活」

世田谷区空家等対策計画（第2次）において、空き家の発生抑制を掲げており、そのための施策として、「せたがや家の終活」を発行している。なぜ家の終活が必要か、何から始めればよいかといった知識だけでなく、やらなかった場合どうになってしまうのかなどのエピソードを入れた読み物となっており、自宅の将来について考えられる内容となっている。単なる制度紹介ではなく、読み物とすることで、自然とやる気を出してもらえる作りとなっており、別冊の「本格終活シート」には、エンディングノートによくある緊急連絡先や家系図に加え、所有する不動産の情報や今後の意向を書き込める仕様になっている。



（出典：世田谷区行政調査資料）

令和6年11月から配布しており、印刷部数4,500部のうち、3,748部がすでに配布されている。出先機関への配架がメインにもかかわらず、これだけの部数が手に取ってもらえていることから、住民からの反響が大きいことが分かる。

国土交通省発行の「住まいのエンディングノート」は、「せたがや家の終活」の別冊「本格終活シート」に近い形で、自らの情報を書き込むページと知識がメインになっているが、それに加え、具体的な事例を元にしたエピソードを入れ、より手に取ってもらいやすい形にした「せたがや家の終活」は、いかに興味を持って手に取ってもらえるか、そして実行に移してもらえるかという住民の動機づけに着目している点で、効果的な取組と言える。

(2) 三区共同セミナー

近隣の品川区、大田区と連携し共同で、外部の講師を招き「家の終活」をテーマとした講演会を開催した。小さいセミナーや個別相談会では、足を運んでいなかった住民も、大きいセミナーで話を聞くだけなら気軽に来場しやすいというメリットがある。



（出典：世田谷区行政調査資料）

(3) 民間主催のセミナー（世田谷区後援）

空き家対策には民間も力を入れており、世田谷区は後援という形で関与している。公認会

計士・税理士であり、社会人落語家として活動する参遊亭英遊氏による落語で相続や空き家について学べるセミナーが行われており、住民から好評を博している。

9. 空家等実態調査における学生調査員の活用について

区内全域の空き家等の現状を把握することを目的として、世田谷区では5年おきに空家等実態調査を実施している。令和8年度空家等実態調査においては、空き家の社会課題としての認識の高まりを受けて、学びの場として活用するため、大学生を調査員に起用した。

調査を行うだけではなく、コンテストを開催し、参加した学生による研究結果発表も企画している。

(1) 調査手法

電力会社より提供された推定空家リスト及び区保有の空家データベースを突合させ、抽出した5千棟程度の推定空家を対象とし、ビブスを着用した学生調査員が道路等の公共空間から、建物の外観を目視により調査する。なお、学生調査員で2～4人のチームを編成し、チームの人数に応じて、各チームへ対象物件を割り振っている。

調査員のサポートや調査結果の精査、資料の作成・集計業務は業者に委託。

(2) 費用面

学生調査員の管理が必要であることから、費用面としては学生調査員を起用しなかった場合と同程度となっている。

(3) メリット

- ・相続や高齢化で家の処分を検討する際、子どもが親の意思を確認できておらず、対応に困ってしまう場面が多く、学生へ学びの機会を提供することで、こうした問題に早くから家族で向き合って話し合うことにつながる。
- ・学生調査員として街を歩くことで、机上では気づけない学びを得られる。
- ・空き家の近隣の住民から学生調査員に声をかけてもらえることが多く、その中で有益な情報や困りごとを聞くことができる。
- ・大学の先生方や研究者からも興味を示していただいております、今回の調査結果を分析し、調査結果をフィードバックしてもらうことができる。

議会のうごき

市 議 会 日 誌

(令和8年6月～9月)

6月

- 5日 ○議運委 会派名の変更、令和8年第2回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、付議予定の「第14号議案 鹿児島市宿泊税条例制定の件」に係る意見聴取手続）、「第155号議案 令和7年度鹿児島市交通事業特別会計補正予算（第3号）」の正誤表の提出、動画投稿サイトにおける永谷議員の発言、全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式、議員の健康診断の実施について協議

第2回定例会 令和8年第2回定例会は、6月11日から6月29日までの19日間にわたって開かれた。

この定例会では、宿泊税の円滑な導入に向け、宿泊事業者が実施するシステム改修に対する補助金等に要する経費を含む「令和8年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）」など、議案28件を議決した。

- 11日 ○本会議 第2回定例会の会期を19日間と決定。令和8年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）など議案25件を一括上程、市長提案説明
- 12日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、議案の付託、陳情の付託、本会議出席者について協議
- 17日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 18日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 19日 ○本会議 個人質疑（5人）。中島蔵人議員の発言取消しを許可。議案25件を関係常任委員会に付託
- 議運委 発言通告と質疑のあり方、本会議出席者による議場への扇子持込み、議会生中継の不具合について協議
- 22日 ○議運委 議会改革について協議
- 総環委 自動車購入の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、特定個人情報保護評価書（個人住民税に関する事務全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施、第二次鹿児島市公共交通ビジョン改定版（素案）及び鹿児島市地域公共交通利便増進実施計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果等、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備素案に関するパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 防福こ委 鹿児島市防災会議条例一部改正等の件など議案10件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、ネーミングライツ提案型施設の追加、健康福祉局所管施設の指定管理者募

集、こども未来局所管施設の指定管理者募集について説明を受け、質疑

○市文委 鹿児島市印鑑条例一部改正の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決・承認。報告事項として、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者、鹿児島市文化財保存活用地域計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、教育委員会所管施設の指定管理者募集、鹿児島商業高等学校の活性化、市立学校におけるいじめの重大事態の発生について説明を受け、質疑

○産観企委 鹿児島市宿泊税条例制定の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。所管事務調査として、スタジアム整備について質疑。報告事項として、観光交流局所管施設の指定管理者募集、下水汚泥堆肥化場の更新について説明を受け、質疑

○建消委 新たに生じた土地を確認する件など議案9件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、非線引き都市計画区域における開発許可制度見直しの基本的な考え方、鹿児島市渋滞対策基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、建設局所管施設の指定管理者募集、市営自転車等駐車場の駐車対象車種の追加（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、防火水槽撤去工事に伴う周辺建物への損傷に係る対応について説明を受け、質疑

25日 ○議運委 追加議案の取扱い、陳情の付託及び取扱い、閉会中の継続調査の件、議員派遣の件、6月29日の本会議運営、動画投稿サイトにおける永谷議員の発言、質疑のあり方等、第六次総合計画後期基本計画（素案）、議会生中継の不具合、民間が実施するイベントチラシへの西議員の氏名掲載について協議

29日 ○本会議 教育委員会委員の任命について同意を求める件など議案3件を一括上程、提出者説明及び委員会付託省略、いずれも同意。鹿児島市防災会議条例一部改正等の件など議案25件について、5常任委員長の審査報告、討論（2人）。鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件など議案10件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案15件についても、いずれも原案可決・承認。議員派遣の件を議決。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

7月

6日 ○議運委 会派異動に伴う協議（会派等現況の確認、議運委員の会派割振り、常任委員の会派割振り、常任委員会正副委員長の会派割振り、特別委員及び同正副委員長の会派割振り、議会選出役職の会派割振り、議席、議員控室）、民間が実施するイベントチラシへの西議員の氏名掲載について協議

7～10日

○行政調査（市文委：枚方市・府中市・渋川市）

○行政調査（産観企委：広島市・唐津市・福岡市）

○行政調査（建消委：名古屋市・四日市市・世田谷区）

14～17日

- 行政調査（総環委：岐阜市・目黒区・相模原市）
- 行政調査（防福こ委：練馬区・川崎市・常総市）
- 27日 ○議会協議会 第六次鹿児島市総合計画後期基本計画（素案）について説明を受け、質疑
- 28日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和8年度桜島火山対策事業費、令和9年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項等、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 29日 ○総環委 陳情1件を審査、陳情第70号第1項を採択、第2項を不採択。
○防福こ委 陳情2件を審査、陳情第73号を不採択。報告事項として、高用量インフルエンザワクチンの定期接種化の見送りについて説明を受け、質疑
○市文委 陳情1件を審査、陳情第67号を不採択。報告事項として、鹿児島市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例（仮称）素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
○産観企委 陳情第68号の取下げを確認。報告事項として、鹿児島市交通事業経営計画の見直し骨子（案）について説明を受け、質疑。各種審議会等委員の選出
○建消委 陳情1件を審査、陳情第66号を不採択。陳情第69号の取下げを確認
- 30日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 31日 ○議運委 令和8年第3回市議会定例会、議会改革、令和8年熊本地震による災害に対する本市議会の対応、委員会の行政調査を議員が欠席することについて協議

8月

- 24日 ○産観企委 所管事務調査として、スタジアム整備検討に係る候補地選定等の今後の方向性について質疑
- 26日 ○議運委 令和8年第3回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員、9月1日の本会議運営）、議会改革（市議会ホームページの見直し、会議用システム「クラウド型文書共有システム」の変更、委員会への議員個人パソコン・タブレット端末の持込み）、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、令和8年度議員研修会、市議会だより編集委員の選任、こども市議会探検「市議会に行ってみよう！」の開催結果、令和8年熊本地震等による災害に対する本市議会の対応、共同墓地の草刈りに関する入船議員の対応について協議

9月

第3回定例会 令和8年第3回定例会は、9月1日から10月1日までの31日間にわたって開かれた。

この定例会では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギーや飼料価格等の物価高騰の影響を受けた事業者の支援に要する経費を含む「令和8年度鹿児島市一般会計補正予算（第2号）」など、議案46件を議決した。

なお、令和7年度の決算関係議案15件は、決算特別委員会及び産業観光企業委員会において、閉会中に審査する。

- 1日 ○本会議 第3回定例会の会期を31日間と決定。令和8年度鹿児島市一般会計補正予算（第2号）など議案46件を一括上程、市長提案説明
- 2日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会、議案の付託及び取扱い、陳情の付託、議会改革、令和9年度議会費の予算措置、令和8年熊本地震等による災害に対する本市議会の対応、共同墓地の草刈りに関する入船議員の対応、最終本会議における西郷隆盛生誕200年・没後150年記念ポロシャツの着用について協議
- 7日 ○本会議 代表質疑（自民党市議団、公明党）
- 8日 ○本会議 代表質疑（立憲社民無所属、市民連合）
- 9日 ○本会議 代表質疑（自民党真政会）
- 10日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の氏名、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、最終本会議における西郷隆盛生誕200年・没後150年記念ポロシャツの着用、共同墓地の草刈りに関する入船議員の対応について協議
- 15日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 16日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 17日 ○本会議 個人質疑（4人）。決算特別委員会を設置し、一般・特別会計（企業会計を除く）決算関係議案9件を付託。その他の議案37件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
○決算委 正副委員長の互選（委員長に向江かほり委員、副委員長に西洋介委員）
- 18日 ○総環委 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、特定個人情報保護評価書（個人住民税に関する事務全項目評価書）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市DX／AX推進計画の素案に関するパブリックコメント手続の実施、今後のDX推進に向けた体制整備、システム標準化移行の一部再延期、第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画改訂（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
○防福こ委 工事請負契約締結の件など議案6件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（素案）に係るパブリックコメント手

続の実施、健康福祉局所管施設の指定管理者募集（再公募）、第10期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業・認知症オレンジシティかごしま推進計画素案に係るパブリックコメント手続の実施、第五次かごしま市食育推進計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市立宮川幼稚園の今後の運営について説明を受け、質疑

○市文委 グランドピアノ購入の件など議案7件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、第二次鹿児島市教育振興基本計画改定版（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市立学校空調設備の運用指針等、鹿児島市教育DX推進ビジョン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑

○産観企委 工事請負契約締結の件など議案10件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、次期鹿児島市農林水産業振興プランの素案に係るパブリックコメント手続の実施、カゴシマシティビューの運行体制見直し、医事業務体制の見直し、鹿児島市交通事業経営計画（令和8年度見直し）素案に係るパブリックコメント手続の実施、桜島フェリーの運賃等改定について説明を受け、質疑

○建消委 町の区域の変更に関する件など議案9件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、中央公園への民間活力導入に関するサウンディング型市場調査（第2回）の結果及び今後の対応等、鹿児島市宅地開発等に関する条例の一部改正（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市水辺景観エリア夜間景観基本計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等、谷山駅周辺地区土地地区画整理事業 第7回事業計画変更、「鹿児島市耐震改修促進計画」の改定素案に係るパブリックコメント手続の実施、「鹿児島市空き家等対策計画」の改定素案に係るパブリックコメント手続の実施、時差出勤の社会実験、市営自転車等駐車場の駐車対象車種の追加（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑

29日 ○議運委 追加議案の取扱い、陳情の付託及び取扱い、閉会中の継続調査の件、議員派遣の件、10月1日の本会議運営、鹿児島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、議会改革（会議用システム「クラウド型文書共有システム」の変更、陳情の取扱い）、令和8年度議員研修会、令和9年度議会費の予算措置、共同墓地の草刈りに関する入船議員の対応について協議

30日 ○議運委 共同墓地の草刈りに関する入船議員の対応について協議

10月

1日 ○議運委 共同墓地の草刈りに関する入船議員の対応及び本日の関連する新聞報道に対する議会としての対応について協議

○本会議 決算特別委員会の正副委員長互選結果報告。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程、提出者説明及び委員会付託省略、同意。令和8年度鹿児島市一般会計補正予算（第2号）など議案31件について、5常任委員長の審査報告。特定事業契

約締結の件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の議案30件についても、いずれも原案可決。陳情7件を上程、委員長報告省略、討論（1人）。風力発電事業における景観形成ガイドラインの適切な運用及び住民周知の徹底についてなど陳情4件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも不採択。その他の陳情1件については、採択。陳情2件の取下げを許可。議員派遣の件を議決。議案、陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

総 環 委・・・・・・・・・・総務環境委員会
防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉こども委員会
市 文 委・・・・・・・・・・市民文教委員会
産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会
建 消 委・・・・・・・・・・建設消防委員会
議 運 委・・・・・・・・・・議会運営委員会
桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会
都市整備・・・・・・・・・・都市整備対策特別委員会
決 算 委・・・・・・・・・・決算特別委員会

令和 8 年第 3 回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 70 号	受理年月日	令 8 . 6 . 3
件 名	八重山自然遊歩道の安全管理と事故発生時の責任所在について（1 項）		
結 果	令和 8 . 10 . 1 第 3 回定例会で採択		
付託委員会	総務環境委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、本年 9 月の工事着工に向けた手続が進められている風力発電事業について、風車本体と八重山自然遊歩道が近接していることや、事故による被害が発生した際の責任の所在が不明確であることから、1 項＝年間 1 万人が利用する同遊歩道の安全管理のため、本市は事業者には安全対策を求めるとともに、運用を注視し問題があるときは改善指導を行うこと。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、環境影響評価書によると、事業名称は（仮称）かごしま郡山風力発電事業、事業者の名称はかごしま郡山風力合同会社、事業実施区域は本市及び薩摩川内市の行政界付近、事業規模は風力発電所出力が最大 3 万キロワット、風力発電機の基数が 8 基、高さが最大 159 メートルとなっており、同遊歩道への事業者の考え方としては、同事業については、準備書時より風車配置の見直しを行い、山頂や遊歩道に直接改変が及ばない計画とするとともに、極力離隔を確保する計画とし、遊歩道の利用者に対する安全対策については関係機関と協議を継続して実施するとしている。また、今後のスケジュールとしては、工事着工を 8 年 9 月予定、商業運転を 10 年 10 月予定としているが、関係法令に基づく許認可手続や関係機関との協議状況等により変動する可能性があるとのことである。</p> <p>本市としては、事業者が提出した評価書に対して、国から 7 年 10 月 29 日付で変更を要しない旨の通知が出されており、環境影響評価制度は、風力発電設備の構造や安全性そのものを審査する制度ではないものの、遊歩道を含む周辺環境との位置関係や利用状況等を踏まえた審査の結果、国としては、同遊歩道を含め、環境の保全について適正な配慮がなされていると判断されたものと考えている。また、同設備と道路との離隔距離については、電気事業法等において定めはないことに加え、同設備の建設に当たっては、2014 年の同法の制度改正や 2017 年の同設備に関する J I S 規格の改正などにより、安全性や信頼性の面で高い水準が求められており、これらの関係法令等に基づき、安全性を確保することを前提として事業が実施されるものと考えている。なお、陳情文書表に記載のある秋田市や男鹿市の事故については、これらの改正前の基準で建てられた風力発電設備において発生したものである。</p> <p>1 項については、本市に改善指導を行う権限はないものの、本市としては、これまでも事業者に対</p>			

し、同設備の安全確保及び安全対策の徹底について要請するとともに、今後も同遊歩道の安全管理の徹底について引き続き強く求めていきたいと考えており、具体的には、工事期間中における誤侵入防止柵の設置や、稼働後における注意喚起看板の設置、設備の異常時や台風接近時・落雷後の安全確認などについて、事業者と協議している。また、勤務時間内外を問わず、事業者と本市との連絡体制についても、建設に入る前に整備していく必要があると考えている。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、1 項については、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。

令和 8 年第 3 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 70 号	受理年月日	令 8 . 6 . 3
件 名	八重山自然遊歩道の安全管理と事故発生時の責任所在について（2 項）		
結 果	令和 8 . 10 . 1 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	総務環境委員会		

（委員会における審査経過）

本件は、本年 9 月の工事着工に向けた手続が進められている風力発電事業について、風車本体と八重山自然遊歩道が近接していることや、事故による被害が発生した際の責任の所在が不明確であることから、2 項＝同遊歩道や展望所の利用者に風車ブレード落下や部品飛散による事故、尾根改変による土砂流出、水害発生による事故があった場合の事業者・本市・県・国の責任の所在を明確にすること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、環境影響評価書によると、事業名称は（仮称）かごしま郡山風力発電事業、事業者の名称はかごしま郡山風力合同会社、事業実施区域は本市及び薩摩川内市の行政界付近、事業規模は風力発電所出力が最大 3 万キロワット、風力発電機の基数が 8 基、高さが最大 159 メートルとなっており、同遊歩道への事業者の考え方としては、同事業については、準備書時より風車配置の見直しを行い、山頂や遊歩道に直接改変が及ばない計画とするとともに、極力離隔を確保する計画とし、遊歩道の利用者に対する安全対策については関係機関と協議を継続して実施するとしている。また、今後のスケジュールとしては、工事着工を 8 年 9 月予定、商業運転を 10 年 10 月予定としているが、関係法令に基づく許認可手続や関係機関との協議状況等により変動する可能性があるとのことである。

本市としては、事業者が提出した評価書に対して、国から 7 年 10 月 29 日付で変更を要しない旨の通知が出されており、環境影響評価制度は、風力発電設備の構造や安全性そのものを審査する制度ではないものの、遊歩道を含む周辺環境との位置関係や利用状況等を踏まえた審査の結果、国としては、同遊歩道を含め、環境の保全について適正な配慮がなされていると判断されたものと考えている。また、同設備と道路との離隔距離については、電気事業法等において定めはないことに加え、同設備の建設に当たっては、2014 年の同法の制度改正や 2017 年の同設備に関する J I S 規格の改正などにより、安全性や信頼性の面で高い水準が求められており、これらの関係法令等に基づき、安全性を確保することを前提として事業が実施されるものと考えている。なお、陳情文書表に記載のある秋田市や男鹿市の事故については、これらの改正前の基準で建てられた風力発電設備において発生したものである。

2 項については、万が一、同設備に起因する事故が発生した場合、その責任は事業者にあると考え

ており、事業者ともそのことは確認している。一方、本市の許認可手続等に瑕疵がある場合や、同設備が危険な状態にあるとの連絡を事業者から受けながら遊歩道を閉鎖しなかった場合など、事故の状況や原因等に応じて本市に責任が生じる可能性もあることから、本市に関連がある場合は適切に対応したいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、2項については、「ケースに応じて本市に責任が生じることもあるとの考えが示されたことを踏まえると、現時点で責任の所在を明確にしておくことが重要であることから、本件については採択したい」という意見、「陳情項目に示された事故が発生した場合における事業者、本市、県及び国の責任の所在を現時点で明確にすることは困難である一方、本市としても誠意を持って対応したいとの考え方が示されたことから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

令和 8 年第 3 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳情 第 73 号	受理年月日	令 8. 6. 22
件 名	鹿児島市での民泊開業に関する条例制定について		
結 果	令和 8. 10. 1 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、本市において民泊の営業許可申請がなされている施設について、申請地が住宅密集地域であり、騒音やごみ出し、違法駐車等の懸念に対し、近隣住民が強い不安を抱えているほか、東京都新宿区では民泊に対する苦情が増加し、住居専用地域における営業日の制限や違法営業に対するパトロールが実施されており、また、新聞報道によると国においては、民泊で住宅地等の居住環境が損なわれる場合には、その地域における民泊の営業を条例で禁止できる旨を自治体に通知する方針が示されていることから、1 項＝近隣住民の反対が多い地域では営業を許可しないこと。2 項＝営業日数を極端に制限すること。3 項＝私道に囲まれ密集した住宅地域では営業を許可しないこと。4 項＝行政の指導に対して改善が見られない場合は営業許可を取り消すこと。5 項＝目に余るクレームが多い場合は営業許可を取り消すこと。以上の事項を想定した民泊開業に関する条例の制定について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、民泊については、法令上の明確な定義はないが、一般的に住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供することを指している。市内で民泊を開業する場合には、旅館業法に基づく市長の許可または住宅宿泊事業法に基づく県知事への届出のいずれかの手続が必要となり、旅館業法に基づく事務は本市が、住宅宿泊事業法に基づく事務は県が所管している。また、旅館業法に基づく簡易宿所は住居専用地域では営業できないのに対し、住宅宿泊事業法に基づく宿泊施設は住宅等として取り扱われるため、住居専用地域においても営業することができるが、年間の営業日数は180日以内に制限されている。なお、陳情文書表に記載された「ステイ鹿児島市役所前」は、旅館業法に基づく簡易宿所営業施設であり、本件は令和 8 年 5 月 7 日に許可申請を受理し、同年 6 月 9 日に現場検査を行い、許可要件の審査を経て、同月10日に許可したところである。

国は、同年 7 月15日付で、「住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等について（技術的助言）」を通知しており、住宅地の静穏な居住環境や教育施設等の清純な環境が損なわれるおそれがある場合や、定住人口や地域コミュニティの維持が困難となるおそれがある場合には、条例で届出住宅に係るゼロ日規制が可能であることのほか、騒音等への対応として、騒音計によるモニタリングや一定期間のデータ保存を事業者が条例で義務づけるなどの例が示されている。

1 項～3 項＝国からの通知は、住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係る規制に関する技術的助言であることから、旅館業法に基づく簡易宿所営業について、本市条例により規制を設けることは困難であると考えている。なお、住宅宿泊事業法に基づく事務は県が所管しており、保健所設置市である本市も所管できるが、本市としては、住宅宿泊事業は県下一円で統一的行う必要があることから、現時点で同事業を所管することは考えていない。

4 項・5 項＝旅館業法に基づき許可した簡易宿所営業施設の管理運営や衛生管理等に問題がある場合や法令違反がある場合には、指導、勧告、改善命令等の措置を行うことができ、命令に従わない場合や重大な法令違反が認められる場合は、営業停止や営業許可の取消しを含め、同法に沿って行政処分を行うことができることから、本市としては適切に対応していきたいと考えている。なお、許可時には、ごみ出しや騒音等により周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう事業者伝えており、過去5年間で苦情が1件あったが、指導により改善が図られている。また、住宅宿泊事業については、これまで県から本市へ苦情に関する情報提供はないが、年間180日を超えて営業しているとして県から指導を受けた事業者が、本市へ旅館業法に基づく申請を行い、許可を受けた事例が1件あり、県と市が連携して対応したところである。

なお、住宅宿泊事業を所管している中核市は約20市あり、そのうち、宿泊税を最初に導入した金沢市について、今後、同事業を所管するに至った経緯や宿泊税との関係を確認したいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「国の通知を根拠とした陳情であり、5項目の一部は通知内容とも合致していることに加え、本市は9年度から宿泊税を導入し、民泊事業者からも徴収予定であり、現行では住宅宿泊事業を県が所管し、本市に権限はないが、住宅宿泊事業を所管し独自の条例を制定している金沢市の経緯について当局が調査する考えを示したことから、その回答を待ったため、本件については継続審査としたい」という意見、「1項から3項は住宅宿泊事業法に関するものであり、同事業の事務が本市に移管されない限り県において対応されるものであること、4項及び5項に係る旅館業法に基づく営業許可の取消し等については国が定めており、本市においては適切な対応がなされていることから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、「住宅宿泊事業に関する市独自の条例制定については、9年度から宿泊税を導入することも踏まえ、検討する時期に来ていると考えることから、本件については採択したい」という意見、「本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

令和 8 年第 3 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳情 第 67 号	受理年月日	令 8. 5. 29
件 名	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについて		
結 果	令和 8. 10. 1 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、中学生は社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え、判断する力を育むことが求められること、また、令和 8 年 3 月、沖縄県名護市辺野古沖における修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆した事故が発生したことから、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習について、政治的中立性、適正性及び安全性を確保するため、1 項＝公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。2 項＝保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。3 項＝教育委員会または学校に保存されている過去 3 年間の修学旅行・平和学習等の計画書、実施要項、実施報告等を確認し、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったか確認すること。4 項＝3 項に該当または懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項＝平和に関する教育の政治的中立性に関する基本方針については、市教育委員会としては「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」（令和 8 年 4 月 7 日付文部科学省通知）及び教育基本法第 14 条の趣旨に沿って確認するとともに、市立中学校においても、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動が禁止されていることに留意することや、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないよう留意することなどが職員会議等で全職員に指導されたことを確認している。また、国政選挙等が行われる際には、「教職員等の選挙運動の禁止等について」（直近は 8 年 1 月 26 日付同省通知）を示し、特に教育公務員については、同法等における教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持、または反対のために政治的活動をすることの禁止を周知している。

2 項＝沖縄県での事故を踏まえ、国から発出された 8 年 4 月 7 日付の通知を受け、市教育委員会としては市立学校に安全確保の徹底を通知し、指導している。また、修学旅行を実施する前に、目的、訪問先、活動内容、緊急連絡体制等を明らかにした実施計画を市立学校から提出させ、安全管理体制等を確認するとともに、市立学校においては、修学旅行や校外学習の目的、活動内容等について、学年保護者会や文書配付等により丁寧な説明を行っているほか、訪問先での安全確保を図るため、訪問

先を所管する警察や消防等の外部機関に対し、当日の日程を添付した上で安全確保等について文書で依頼し、協力を要請している。さらに、市教育委員会としては、県の「学校における危機管理の手引」を基に、各学校に危機管理マニュアルの作成を求めるとともに、その中で事前措置、事故発生時の対応、事故後の対応等についても指導しているところであるが、今後、校外学習等での事故の防止などについても記載するよう指導したいと考えている。

３項・４項＝修学旅行については、毎年度各学校から提出された計画書の内容を確認しており、今回、改めて過去３年間の計画書や実施要項等を確認したところ、過去３年間でほぼ全ての学校が修学旅行を活用して長崎を訪問し、また、２校が広島で平和に関する学習を行っていたが、いずれも政治的中立性または安全管理上の懸念が残る行程・教育活動は確認されなかった。また、校外学習については、各学校へ調査を行った結果、県内で平和に関する学習を行っている学校が１６校確認されたが、いずれも知覧特攻平和会館等における展示資料の見学や講話の聴講等であり、政治的中立性または安全管理上の懸念が残る行程・教育活動は確認されなかったとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

令和 8 年第 3 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳情 第 66 号	受理年月日	令 8. 5. 21
件 名	風力発電事業における景観形成ガイドラインの適切な運用及び住民周知の徹底について		
結 果	令和 8. 10. 1 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、(仮称)かごしま郡山風力発電事業に関し、鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインに基づく説明会が薩摩川内市では開催されたのに対し、本市では開催されておらず、景観影響に関する地域住民への十分な説明がなされていない状況が続いていることなどから、1 項＝同事業における景観への影響について、地域住民に対する具体的な説明を事業者を求めること。2 項＝景観に影響が及ぶ可能性のある地点を明示するよう事業者を求めること。3 項＝景観シミュレーション等の資料を住民に公開するよう事業者を求めること。4 項＝市民を対象とした説明会の開催を事業者を求めること。5 項＝県景観条例第 2 条に基づき、同ガイドラインの趣旨が適切に運用されるよう、本市として事業者に指導を行うこと。以上の点について要請されたものである。

本件に対する事業者や県の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、環境影響評価書によると、事業の名称は(仮称)かごしま郡山風力発電事業、事業者の名称はかごしま郡山風力合同会社、事業規模は風力発電所出力が最大 3 万キロワット、風力発電機の基数が 8 基、高さが最大 159 メートル、事業実施区域は本市及び薩摩川内市の行政界付近であり、今後のスケジュールは工事着工が令和 8 年 9 月予定、商業運転が 10 年 10 月予定となっている。

同ガイドラインについては、景観の保全の観点から県内における風力発電施設の建設等に当たって、事業者が遵守すべき基準や調整手順を示すことにより、景観上の影響を未然に防止することを目的に平成 22 年 4 月に施行された。事業者が遵守すべき基準として、主要な眺望景観及び地域固有の景観を阻害しないこと、周囲の景観との調和を図ることとし、位置については山の稜線を乱さないようにすることなどのほか、同施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点または地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村において、景観法第 8 条第 1 項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとすることが記載されている。また、調整手順としては、事業者は周辺住民等への説明に努めるとともに、関係市町村の長から要請があった場合は説明会を開催すること、知事は提出された協議書類を基に事業者と協議する場合、基準への適合の有無についての判断の参考とするため、関係市町村の長の意見を聴くこととされており、その意見を踏まえ、基準に適合すると認めるときは事業者はその旨を通知し、適合しないと認めるときは同施設の建設等の中止を勧告するものとされている。

同ガイドラインに係る経過等については、令和7年9月29日に事業者が県に対し、同ガイドラインに基づく協議書類を提出したことから、同年10月2日に県から本市へ協議書類に対する意見照会があり、同月23日に本市から県へ回答した。また、同年11月26日には、県から事業者に対し、同ガイドラインの基準への適合通知書が出されている。

なお、同事業と本市景観計画との関係については、同施設は届出対象となる建築基準法に規定する工作物に該当しないため、同計画の規制を受けず、当該風力発電施設の建設場所は八重の棚田地区景観計画の区域外となっている。

本市の考え方としては、同ガイドラインは県が独自の指針・手引きとして策定・運用しているものであることから、その趣旨の適切な運用についても県において行われるものであると考えている。また、同ガイドラインに基づく県から本市への意見照会の際に、本市としては事業者が6年末から環境影響評価に関する説明会において、景観に係る説明も行っていることや、県からの意見照会が市景観計画等に照らした回答を求めるものであったことから、特に懸念等はないと回答するとともに、事業者へ説明会の開催は要請しておらず、現時点においても要請する予定はないところである。

なお、事業者が作成した主要な眺望点と景観への影響に係る資料によると、同ガイドラインで定める基準である垂直視角が1度以上となる稜線視点場が複数あるが、同ガイドラインでは、同施設が公園等（環境学習施設等）と一体となって整備される場合においては、当該風力発電施設を見る場合に限り、当該公園等を稜線視点場とはしない取扱いとなっている。また、景観に関する資料については、環境影響評価に関する説明会で配付されているほか、環境影響評価書については事業者のホームページ等で公開されているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「風力発電施設に関して特別に設けられた同ガイドラインに照らした場合、建設予定の風力発電機8基のうち半数が垂直視角1度の基準を超えているにもかかわらず、本市は県からの意見照会に対して特に懸念等はないと回答していること、また、現時点においても同ガイドラインに基づく説明会が本市では開催されておらず、景観に著しく影響を及ぼす大規模な開発計画について、情報公開の観点から説明会の開催を求めることは重要であることから、本件については採択したい」という意見、「同ガイドラインは県において運用されるものであること、また、事業者が行った環境影響評価に関する説明会において景観に係る説明がなされていることなどから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

議長会報告

(令和8年6月～令和8年9月)

(1) 開催状況

年月日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和8. 7. 23 (木)	鹿児島県市議会議長会 定期総会 於：阿久根市	・提出議案 28 件の審議等 について	・「道路整備等公共事業関係予算 の確保について」など議案 28 件を可決し、関係省庁等に要望 活動を行うことを決定

(2) 議決された要望等**①鹿児島県市議会議長会関係****鹿児島県市議会議長会定期総会（令和8. 7. 23 開催）****道路整備等公共事業関係予算の確保について**

本県は、多くの離島や半島などを抱える厳しい地理的条件に加え、特殊土壌であるシラスに覆われ、台風などの自然災害に対し脆弱な地域である。また、主な交通手段として自動車交通への依存度が高い本県にとって道路は、経済活動を支える重要な社会基盤であると同時に、安全で快適な住民生活を維持するための生命線である。

さらに、少子高齢化が進行しており、救急医療体制の構築や地方への医師派遣など、活力ある地域づくりを推進し、地域が安全で安心できる社会の実現を図る上でも、道路整備の重要性・必要性は、一層増大している。

また、地方創生及び国土強靱化を推進し、真に必要な道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが求められている。

しかしながら、本県の道路整備は依然立ち遅れており、これまで以上のスピードで整備を進めていかなければならないとの危機感を持っている。

さらに、近年は、台風の大型化や局地的に大雨をもたらす線状降水帯等に見られるように、記録的な暴風や大雨等により、河川氾濫や土砂災害が発生し、住民の生命・財産に被害が生じており、河川や砂防対策も急がれている。

国においては、地域活性化や住民生活に不可欠な道路整備の必要性及び地方財政の危機的状況に十分配慮し、継続的・安定的な道路整備が行えるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応し、必要な道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源を創設すること。
- 2 令和9年度道路関係予算は、資材価格及び賃金水準などの上昇も加味した上で所要額を満額確保すると

ともに、激甚化・頻発化する自然災害や切迫する大規模地震などから地域の安全・安心の確保と、我が国の生産性向上の観点から道路ネットワーク整備を推進し、今後増大する老朽化対策費用等の抜本的な対策を行うため、道路整備に必要な予算・財源を例年以上の規模で着実に確保すること。

- 3 国土強靱化実施中期計画に基づく取組を着実に進めるため、必要な道路整備予算を通常予算とは別枠で満額確保することにより、継続的に道路整備に取り組むこと。

東九州自動車道の建設整備促進について

東九州自動車道は、九州東海岸地域を連絡し、九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道とともに九州を循環する高速道路ネットワークを形成し、東九州はもとより、九州全体の産業、経済、観光、文化等の一体的発展と浮揚に貢献する路線である。また、災害時における緊急輸送道路や代替道路の確保など、今後の安全安心な地域づくりを進める上でも必要不可欠である。

東九州自動車道の整備状況は、平成28年度に「日南東郷～油津間」「夏井～志布志間」が事業化、29年度に「日南北郷～日南東郷間」が供用開始、令和元年度に「油津～南郷間」「奈留～夏井間」が事業化、3年度に「志布志～鹿屋串良間」が、4年度には「清武南～日南北郷間」が供用開始となるなど早期完成に向けた整備が進んでいる。また、「南郷～奈留間」については、令和6年4月に事業化され、早期の全線開通が望まれているところである。

鹿児島県大隅地域及び宮崎県南那珂地域は、地理的条件に加え、地域の発展・振興の基盤となる高速道路ネットワークの未整備区間があることから、この地域全体の活性化と自立的発展の確立を促進し、一体的浮揚を図るためには、東九州自動車道の早期整備は不可欠である。

については、東九州自動車道の建設を促進するため、道路事業に必要な予算を長期的かつ安定的に確保し、下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 日南・志布志道路（日南東郷～油津間）（夏井～志布志間）、油津・夏井道路（油津～南郷間）（奈留～夏井間）及び南郷奈留道路の供用予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- 2 暫定2車線区間における4車線化の優先整備区間である「末吉財部IC～隼人東IC間」の事業中区間の早期完成及び残る優先整備区間の早期事業化を図ること。
- 3 鹿屋串良JCTの志布志方面からのオフランプ合流箇所への安全性向上に向けた抜本的対策を図ること。
- 4 鹿屋串良JCT～野方間の付加車線増設の早期実現を図ること。

南九州西回り自動車道の整備促進について

南九州西回り自動車道は、平成29年11月に「出水阿久根道路」が全線開通し、「芦北出水道路」についても、県境～出水IC間において橋梁などの工事が進められており、令和10年度中に全線開通することが公表されている。

また、「阿久根川内道路」については、阿久根IC～（仮称）西目IC間及び（仮称）湯田西方IC～薩摩川

内水引 I C 間においては、約 9 割の用地が取得済みで全区間で工事が進んでいる。また、(仮称) 大川 I C ～ (仮称) 湯田西方 I C 間においても令和 6 年度から用地買収に一部着手し、調査・設計が実施されるなど、着実に整備が進められている。

しかしながら、八代市・芦北町・津奈木町・水俣市・出水市・阿久根市・薩摩川内市・いちき串木野市を結ぶ南九州西岸地域は、自然環境、産業、観光等で豊かなポテンシャルを持ちながらも地域の発展に必要な社会基盤の整備が大きく立ち後れており、特に高速交通機関が十分に発展していない本地域においては、高規格道路をはじめとする道路網の整備が大きな課題となっている。

また、本自動車道の沿線には、九州電力株式会社川内原子力発電所が立地しており、原子力災害発生時に大きな役割を担う重要な道路でもある。激甚化・頻発化する災害による脅威に対応し、また、平時・災害時を問わず安定的な人流・物流を確保するためにも、未整備区間を早期に解消し、国道 3 号とのダブルネットワークを構築することが極めて重要である。

ついては、地元住民の地域づくりへの熱意、南九州西回り自動車道の早期完成への永年の熱望を御賢察いただき、次の事項について、特段の御高配を賜るよう要望する。

記

- 1 芦北出水道路の早期完成を図ること。
- 2 阿久根川内道路の供用開始予定年次の明示及び早期完成を図ること。
- 3 阿久根川内道路の全区間における用地取得及び工事着手など更なる整備促進を図ること。
- 4 暫定 2 車線区間における 4 車線化の優先整備区間である「美山 I C ～伊集院 I C 間」の事業中区間の整備促進及び残る区間の早期事業化を図ること。

高規格道路「鹿児島東西幹線道路」の早期整備について

「鹿児島東西幹線道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道などの道路と一体となって広域幹線ネットワークを形成する高規格道路として、必要不可欠な路線である。

また、この道路は、鹿児島都市圏の有機的な交流・連携機能を一層高め、物流、経済活動の飛躍的な向上並びに交流人口の拡大を図るものであるとともに、鹿児島市域の東西交通軸を強化し、市民生活の利便性を向上させる骨格道路であることから、その整備は急務となっている。

鹿児島 I C から高麗通線付近までの区間は「鹿児島東西道路」として、平成 13 年度に事業化され、25 年 9 月には、関係各位のご尽力により、新武岡トンネルを含む鹿児島 I C から建部 I C までの約 2.2 km 区間が供用開始され、現在、東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事等に取り組まれている。

この道路は、鹿児島 I C を経由する広域交通と、市域周辺の団地等から流入する都市内交通が混在することによる武岡トンネル付近の抜本的な交通渋滞解消に向けて、広域交通を分担する道路として整備が急がれている。さらに、平成 30 年 10 月には、南九州西回り自動車道における唯一の未着工区間であった阿久根川内道路が、令和 4 年 10 月には暫定 2 車線区間における優先整備区間である美山 I C から伊集院 I C 間の 4 車線化も工事着手されるなどの着実な整備に伴い、今後、武岡トンネル付近における交通量の更なる増加が見込まれ、渋滞が一層深刻化することが懸念されることから、田上 I C から甲南 I C（仮称）までの整備区間の早期完成

が望まれるところである。

ついては、東西幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 田上ＩＣから甲南ＩＣ（仮称）までの区間の早期完成を図ること。
- 2 甲南ＩＣ（仮称）以東については、早急に事業に着手すること。

高規格道路「鹿児島南北幹線道路」の早期整備について

「鹿児島南北幹線道路」は、九州縦貫自動車道や整備が進む南九州西回り自動車道、「鹿児島東西幹線道路」などの道路と一体となって広域幹線ネットワークを形成する高規格道路として必要不可欠な路線である。

また、この道路は、鹿児島都市圏の有機的な交流・連携の促進に資するとともに、鹿児島市の南北交通軸の強化により、市域内の国道１０号、２２５号等の幹線道路の慢性的な渋滞を解消し、経済の活性化を図るとともに、市民生活の利便性を向上させる骨格道路である。

しかしながら、平成６年１２月に地域高規格道路の「計画路線」として指定を受け、また、令和３年６月策定の『かごしま新広域道路交通計画』の広域道路ネットワークにも位置づけられたところであるが、まだ具体化されておらず、事業化が図られていない状況である。

ついては、南北幹線道路の整備効果と、早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 南北交通軸の交通渋滞対策を早急に講じること。
- 2 鹿児島南北幹線道路を事業化すること。

高規格道路「北薩横断道路」の整備促進について

「北薩横断道路」は、九州縦貫自動車道や、現在整備が進む南九州西回り自動車道の高規格道路を補完し、南九州地域における広域ネットワークの形成を図る重要な役割と、川北薩地域と鹿児島空港を直結する空港アクセス道路としての機能をもつ全長約６４kmの高規格道路であり、九州西岸軸構想の推進と一体化する高速交通網を構築する上で最も重要な路線である。

この路線の整備促進により、経済・観光等の地域間交流はもとより、本地域と鹿児島空港、地方拠点都市等との連携機能がさらに高まり、都市部への物流・経済活動が飛躍的に向上し、県内外との広域的な交流の活性化がより一層促進されることは確実である。

これまで本地域においては、高規格道路の計画路線として「北薩横断道路」の指定がなされ、既に野坂ＩＣ～さつま広橋ＩＣ間１０．６km、さつま泊野ＩＣ～高尾野ＩＣ間１４．５kmが供用されており、令和６年３月

17日には、さつま広橋IC～佐志IC間5.8kmが新たに供用開始となるなど、当該道路の整備が着実に図られてきている。

また、鹿児島空港～野坂IC間の溝辺道路が令和2年から事業化され、高尾野ICから阿久根市折口（一般国道3号）に接続する「阿久根高尾野道路」8.9kmは3年3月に着工されたところである。

さらに、令和3年には佐志IC～さつま泊野IC間の「宮之城道路」約10kmの事業化が正式決定し、「北薩横断道路」の全区間が事業化された。

については、本道路の早期完成及び供用開始の実現を促進するため、下記の事項について、特段の配慮を要望する。

記

- 1 「溝辺道路」、「宮之城道路」及び「阿久根高尾野道路」への予算の重点配分による早期開通を図ること。
- 2 高規格道路「北薩横断道路」全体の一層の整備促進を図ること。

鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の整備促進について

港湾施設は、産業活動や市民生活を支える基幹的な社会資本であり、地域が発展していくためには、今後ともその整備を推進する必要がある。

特に、観光資源が豊富で多くの離島を有する本県の特性を生かし、観光を主とした経済の活性化と、効率的かつ安定的な海上輸送ネットワークの形成を図るためには、臨港道路の早期整備が必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の配慮を求めるものである。

記

港湾物流の円滑化を図るとともに、臨海部の交通混雑を緩和するため、臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備を図ること。

大隅縦貫道の建設促進について

大隅地域は、半島という地理的条件もあり、高速交通体系が他の地域に比べて著しく遅れている。

大隅縦貫道は、東九州自動車道との高速交通ネットワークを形成することにより、鹿児島空港や志布志港などの各拠点施設と連結して、大隅地域の自立的発展と広域連携を促進し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な高規格道路として、また、緊急医療、災害時の代替ルートとして整備が期待されている道路である。

このような中、当路線においては、平成26年12月に約6kmの串良鹿屋道路が、令和8年3月に約4kmの吾平道路が開通し、3年3月からは「吾平大根占田代道路」について事業が進められているところである。

今後、大隅地域特有の第一次産業を基軸とする地場産業の振興や企業誘致、観光開発・誘致など、各種プロジェクトが広域的連携により展開されていることや、国際バルク戦略港湾として志布志港の整備が進められる上でも重要な道路となるため、早期に整備を進めることが必要である。

このようなことから、下記の事項について、早急な措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 「吾平大根占田代道路」の早期整備を図ること。
- 2 国道448号以南の更なる整備促進を図ること。

薩摩半島横断道路の早期整備について

南薩地域生活圏の一体化や持続性の向上を図る上で、縦軸となる国道や地域高規格道路「南薩縦貫道」とともに、横軸として南さつま市から指宿市までを結び、災害時も機能する信頼性の高い道路の整備が強く望まれている。

薩摩半島横断道路は、「半島地域におけるアクセス強化を図り大規模災害時の緊急輸送、避難・救援ルートの確立」「救急医療や県南薩地域振興局の移転を踏まえた広域行政圏の拡充」「広域観光周遊ネットワークの形成」等、重要な役割が期待され、豊かな地域資源を活かし、地域経済・産業の新たな創生、交流・関係人口の拡大、安全で安心して住み続けられる地域づくり等に大きく貢献する重要な道路である。

については、薩摩半島横断道路の早期整備に向け、特段のご高配を賜るよう要望する。

大隅横断道路の早期実現について

大隅横断道路（垂水市～鹿屋串良 JCT 間）は、東九州自動車道等と垂水港との連結により、大隅半島の各拠点を結ぶ幹線道路ネットワークを形成し、県都鹿児島市と志布志港を起点とする物流の促進、交通の利便性の向上や生活圏の拡大が期待できるとともに、新たな観光ルートの確立・交流が期待される。

また、国道220号との2路線を確保することで、災害時における交通網のリスク分散が可能となり、安心安全な経済活動の推進が図られる。

以上のことから、大隅地域全域の更なる発展の推進に必要不可欠であるので、大隅横断道路の早期事業化を図るよう要望する。

国道10号鹿児島北バイパス及び白浜拡幅の整備推進について

国道10号は、福岡県北九州市を起点とし、大分県・宮崎県を経て始良市・鹿児島市に至る東九州の根幹をなす主要幹線道路であり、東九州の経済、産業、文化の発展に大きく寄与する道路である。鹿児島市は地形的な制約により市外から市内に流入するルートが限られており、中でも始良・霧島方面など鹿児島市の北側からの主な流入ルートである国道10号は、磯地区周辺で交通容量の不足等から慢性的な交通渋滞が発生している。

また磯地区には、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである旧集成館があることから、今後、観光客の更なる増加や遺産価値の保全の観点から、交通流入の改善が急がれている。

さらに、国道10号は、鹿児島市と霧島市や始良市の各拠点間の物流を担う重要な路線であり、物流の効率

化のためにも今後も早急な整備が求められている。

このような中、国道１０号鹿児島北バイパスについては、社会情勢の変化などを踏まえ、ルートを検討がなされてきたが、平成２７年１２月に山岳ルートをもとに、都市計画の変更が行われたところである。また、令和元年の土砂災害を踏まえ、５年１２月に都市計画の変更が行われ、事業延長が６００ｍ延伸されたところである。

現在、花倉地区ほか改良工などに取り組まれている。

国道１０号白浜拡幅については、２車線で、急峻な傾斜地に面していることから、台風や集中豪雨などによる土砂災害等に対する防災面への対応も求められている。現在、脇元地区において改良工の整備が加速的に進められている。

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震などから地域の安全・安心を確保するため、また、我が国の生産性向上の観点からも、道路ネットワーク整備の加速化・深化や今後増大する老朽化対策費用等の抜本的な対策を含めた道路整備が必要なところである。

本道路の整備は、鹿児島市や姶良・霧島地域の活性化はもとより、今後増加が予想される観光客等の利便性向上や地域住民の安全確保に関わる重要かつ喫緊の課題であることから早期に整備していただくよう、下記事項について、格別のご高配を賜るよう要望する。

記

- １ 国道１０号鹿児島北バイパスの早期完成を図ること。
- ２ 国道１０号白浜拡幅（４車線化）の早期完成を図ること。

国道２２０号の整備促進について

一般国道２２０号は、宮崎市を起点とし志布志市・鹿屋市・垂水市を経て、霧島市に至る路線であり、大隅地区の産業・経済・観光・文化等の振興にとって必要不可欠な主要幹線道路である。

国道２２０号の垂水市域の大半の区間は、鹿児島湾の海岸線に沿って片側は急峻なシラス台地の崖下に整備された道路のため、降雨による崖崩れ等の影響を受けやすい状況である。

特に、牛根境地区については防災事業の一部未完成区間があり、牛根境から霧島市福山間も含め、連続雨量２００ｍｍでの通行規制は依然として続いている。そのため、今後も通行止めが発生した場合、地域住民の生活はもちろんのこと、垂水市のみならず霧島市を含めた産業・経済活動等に多大な支障を来し、地域経済に及ぼす影響は著しいものがあると考えられる。

また、児童・生徒や高齢者等の交通弱者などの通行の安全確保を目的に歩道整備事業が着手され年々進んでいるが、歩道未設置地区や狭い区間も多く、大型車の通行も多いことから、着手地区全ての両側歩道について早期の整備完了が望まれる。

よって、地域住民の生活・財産を守り、大隅半島全体を着実に発展させていくためにも、下記事項について特段のご高配を賜るよう要望する。

記

- 1 垂水市牛根境防災の早期完成を図ること。
- 2 垂水市磯脇地区歩道の整備促進を図ること。
- 3 霧島市亀割峠防災の早期完成を図ること。
- 4 鹿屋市串良町上小原の十三塚地区の歩道整備の早期事業化を図ること。
- 5 (仮称)笠野拡幅(鹿屋市串良町上小原～肝付町富山間)の早期事業化を図ること。
- 6 鹿屋バイパス暫定2車線区間(鹿屋市郷之原町～白水町間)の4車線化の早期実現を図ること。

国道225号の早期整備促進について

国道225号は、県都鹿児島市と南薩地区を結ぶ産業・経済・観光・文化等地域の発展に欠かせない南薩地区の動脈路線であり、沿線住民の日常生活はもとより、高度医療・食料供給等の重要な役割を担っている幹線道路である。

これまでの整備により、川辺トンネルの開通及び付近の視距改良、鹿児島市下福元町影原交差点の改良が完了し、また、その他の沿線地区の整備も着実に進められており、地域住民の利便性向上とともに地元経済にも成果が表れている。

しかしながら、カーブが連続し交通事故の多発する区間や急峻な傾斜地を伴う防災要対策箇所があることから、道路が遮断された際は市民生活や地域の経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

また、通学する児童生徒の安全面はもちろんのこと、登坂車線や交差点の改良など効率の面からも一層の改善が望まれている。

このような状況をご賢察いただき、下記事項の早急な取り組みについて、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

- 1 峯尾(みねお)峠の視距改良事業L＝1,000mの早期着手を図ること。
- 2 南九州市川辺町清水視距改良事業の早期完成及び連続カーブ区間L＝700mの線形改良の早期着手を図ること。
- 3 南九州市川辺町田代地区の登坂車線の早期整備を図ること。
- 4 南九州市川辺町木場田(こばんた)橋の改修を図ること。
- 5 南九州市川辺町両添(りょうぞえ)上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成を図ること。
- 6 南九州市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備を図ること。
- 7 枕崎市JA枕崎支所付近から中洲橋区間の道路整備促進を図ること。

国道226号の整備促進について

国道226号は、県都鹿児島市と指宿市を結び、さらには南九州市、枕崎市を経て南さつま市に至る幹線道路であり、薩摩半島地域の産業、経済の発展はもとより、地域住民の生活道路及び観光の主要ルートとしても

極めて重要な路線であることから、同路線の早期整備のため、次の措置を要望する。

記

- 1 喜入防災の早期着工を図ること。
- 2 国道226号指宿市十二町交差点から鹿児島市平川道路起点までの当面の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、線形改良や道路拡幅、交差点の改良、歩道の設置等の整備を図ること。
- 3 国道226号鹿児島市喜入旧市（もとまち）交差点から同市平川道路起点間の4車線化に向けた調査検討を進めること。
- 4 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応し、TEC-FORCE 等による迅速かつ円滑な地方公共団体支援のため、地方整備局等の人員体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと。
- 5 県管理に係る国道226号の交通の円滑化と安全性の確保を図るため、未改良区間の早期整備、歩道の設置、路面の老朽化対策等に必要な支援を図ること。また、次の事項の整備促進を図ること。
 - (1) 早期完成及び早期整備等について
 - ア 南さつま市坊津町久志拡幅工区（久志地区）の早期完成
 - イ 南さつま市坊津町坊拡幅工区（耳取峠）の早期完成
 - ウ 南さつま市笠沙町野間池地区から同市坊津町秋目地区の早期着手
 - エ 指宿市山川成川地区（山川高校前交差点）の早期完成
 - (2) 歩道整備等について
 - ア 南九州市穎娃町長崎地区の歩道設置の早期着手
 - イ 南九州市穎娃町大川から知覧町門之浦区間の歩道設置の早期着手
 - ウ 南さつま市加世田万世2工区（消防団詰所から相星橋）の歩道設置の早期着工
 - エ 枕崎市遠見番地区の法面変状整備箇所の早期完成
 - オ 枕崎市白沢地区の法面崩土危険箇所の早期整備
 - カ 指宿市丈六地区の歩道の早期整備
 - (3) 老朽化対策について

国道226号の改良済み区間においては、路面等の老朽化がみられており、交通の円滑化を阻害し、事故の発生リスクを高めることが懸念されることから早めのメンテナンスを行うなど老朽化対策の強化を図ること。

国道270号の早期整備促進について

薩摩半島西部は、豊かな自然や古い歴史等の観光資源に恵まれた地域であり、また、ごみ処理等広域での取り組みを行っており、さらに広域的な連携の強化を目指している。

一方、自動車交通に依存するこの地域では、国道270号は福岡や熊本等と連絡する南九州西回り自動車道へのアクセス道路であり、地域の生活や産業・経済・観光・文化の振興の上からも、極めて重要な幹線道路である。

しかし、本路線は代替路がなく、頻発する集中豪雨や台風等により、しばしば通行止めが発生し、住民生活

はもとより災害時の避難や救援活動にも支障を来している。また、原子力発電所における有事の際には住民が避難するために必要不可欠な基幹道路となる。

このようなことから、地域住民の生活や社会経済活動を災害から守り、物流の増加や各地域からの新鮮な農水産物の運搬時間の短縮をはじめ、運搬効率の向上を図るため、交通量や円滑な交通に対応した拡幅・付加車線等の整備や、住民が安心・安全に通行できる広幅員歩道等の整備など、早急な対応が強く求められているところである。

ついては、本路線の早期整備に寄せる地域住民の熱望をご賢察いただき、下記事項について、特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

- 1 災害時や原子力発電所における有事の際の円滑・迅速な避難や救護活動を確保するため、集中豪雨や台風時の冠水等による交通途絶のない、災害に強い安心・安全な道路の整備促進を図ること。
- 2 円滑な交通に対応した道路の拡幅や道路線形の改良、付加車線等の整備を促進するとともに、高齢者や子ども等の歩行者が安全・快適に通行できる歩道の整備を図ること。

国道447号の整備促進について

国道447号は、宮崎県えびの市を起点とし鹿児島県伊佐市を経て出水市に至る南九州地区の横断道路であるが、霧島連山や九州山地に囲まれているため、急カーブや急勾配の区間、離合困難な未整備区間が多く残されており、夏季は濃霧の発生、冬季は積雪凍結による交通規制が行われている状況にある。

本路線は、沿線地域の人、モノ、情報等の往来を促進し、農林業をはじめ、観光・商工業の振興に大きな役割を担っている。また、現在伊佐～えびの間を大きく迂回している国道268号を補完し、九州縦貫自動車道（えびのIC）と、現在建設中の南九州西回り自動車道の両高規格道路を東西に最短距離で結ぶ幹線道路でもあり、加えて、九州新幹線出水駅へのアクセス道路でもある。

このようなことから、地域沿線の社会活動や経済基盤の発展に大きく寄与することとなる両県境バイパス（トンネルを含む）の早期完成をはじめとする本国道の整備が強く望まれている。

本事業については、国ならびに関係県の格別なご配慮により、現在、宮崎県側ではトンネル掘削工事1工区が完了し、2工区L=992mの発注に至るなど着実に進展している。また、鹿児島県側でもL=512mが発注されており、事業の進捗に伴い、地域の早期完成への期待はますます高まっている。

ついては、本路線の重要性和沿線住民の切実な願いをご賢察いただき、事業が停滞することのないよう、下記事項について特段のご配慮を賜るよう強く要望する。

記

宮崎県えびの市真幸地区から鹿児島県伊佐市大口青木地区間のバイパスの早期完成と未整備区間の解消を図ること。

国道５０４号北薩トンネルの早期復旧及び環境基準の順守について

北薩横断道路は、広域的な交流や効率的な物流、観光振興を支える道路ネットワークとして大きく貢献しており、令和６年３月には「広瀬道路」の開通式が行われるなど、全線の早期完成に大きな期待が寄せられている。

しかしながら、国道５０４号北薩トンネル内で発生した路面変状や覆工コンクリートの剥離、湧水、土砂流出等により令和６年７月２５日からさつま泊野ＩＣ～高尾野ＩＣ間が全面通行止めとなっている。また、大量の湧水には自然由来のヒ素が含まれていることから、住民生活や営農等への大きな影響が考えられる。

ついては、住民の生活や物流に重要な幹線道路の早期復旧と、住民が安心して生活できる環境の確保が図られるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国道５０４号北薩トンネルの早期復旧に努めること。
- 2 ヒ素の環境基準を順守し、住民への健康被害や営農等に影響がないよう徹底すること。

島原天草長島連絡道路構想及び三県架橋構想の推進について

島原天草長島連絡道路構想（三県架橋構想を含む）は、令和３年７月に国が策定した九州地方新広域道路交通ビジョン及び計画により示された広域道路による「九州リングネットワーク」形成イメージにおいて、西九州自動車道や南九州西回り自動車道などとともに九州全体を周回する大きなリングを構成する路線として、構想路線に位置付けられている。

本構想は、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域交通網を整備することにより、九州新幹線、空港、港湾などと一体となって、東アジアをはじめとする国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資などを輸送する「命の道」としての機能も有するなど、災害に強い多軸型国土の形成や九州の一体的な浮揚を図るために必要不可欠なプロジェクトである。

特に、平成２８年熊本地震により、九州縦貫自動車道をはじめとする、九州内の交通ネットワークが寸断されたことを受け、リダンダンシー（多重性）の役割を果たす新たな縦軸としての本架橋構想の重要性が再認識されたところである。

また、本構想については、令和５年７月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）において、「湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、地域活力の創出、リダンダンシー（多重性）の確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性も踏まえつつ、民間活力の活用も視野に、長期的視点から取り組む。」と記述され、また、平成２８年３月に国土交通大臣により決定された九州圏広域地方計画において、「長崎、熊本、鹿児島３県にまたがる九州西岸地域における多様なネットワークの形成による交流・連携機能の強化を図る。」と記述されている。

一方で、鹿児島県内の地域高規格道路の指定状況を見ると、指定を受けている７路線のうち「島原天草長島連絡道路」だけが候補路線のままであり、他の６路線については平成１０年度までに全路線が計画路線に昇格して整備が進んでいる。

また、長崎県や熊本県では、本構想に連結する「島原道路」及び「熊本天草道路」の整備が年次的に進められているが、本構想だけが候補路線のままとなっているため、このままでは広域ネットワークの形成を図ることができなくなる。

人口減少が加速する中、本地域の生活・観光・産業の発展や人口拡大による地方創生に向けた取組を加速させるためには、「島原天草長島連絡道路」の早期整備が不可欠であり、本構想の実現は、その効果を大きく発揮させる基盤となり得るものと考えている。

そのような状況の中、令和6年度から2年間、熊本県が会長県を務める島原・天草・長島架橋建設促進協議会では、構想推進地方大会及び関係地域の小学生が参加するサッカー大会を毎年開催するなど、地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図ってきている。

なお、本構想を推進するために、国、関係3県等により、様々な調査が実施され、多くの基礎的データが蓄積されつつあり、国においても、鹿児島県長島町及び長崎県南島原市口之津町における地震観測調査や船舶航行実態調査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきたところである。

さらに、島原・天草・長島架橋建設促進協議会においても、令和3年度、整備効果の検討調査を行い、あらためて本構想の必要性を再認識したところである。

以上のことから、今後、本構想の実現のため、次の事項について特段の配慮を要望する。

記

- 1 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査を再開すること。
- 2 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の早期事業化を検討すること。
- 3 必要な道路整備のための予算を確保すること。

都城末吉道路及び曾於志布志道路の事業化について

東九州自動車道は、令和3年7月に「志布志IC～末吉財部IC間」が供用開始し、また、都城志布志道路は、7年3月に全線開通と、各事業主体により着実に整備を進められている。

今後、東九州自動車道と都城志布志道路の2つをつなぐ都城末吉道路・曾於志布志道路を新たに整備することにより、更なる利便性の向上、農林水産物の輸送時間の短縮、近隣医療センターへの迅速な救急搬送、広域観光の拡大、交流人口の増加などが実現し、南九州圏域全体の地域活性化が期待される。

また、大規模災害時に救命、救急、支援物資の輸送におけるダブルネットワークの効果が期待される。

については、道路整備実現に向けて早期整備が促進されるよう、下記の事項について特段の措置が講じられるよう強く要請する。

記

- 1 (仮称) 都城末吉道路について、早期事業化を図ること。
- 2 (仮称) 曾於志布志道路について、早期事業化を図ること。

土砂災害発生時の応急措置に対する財政措置について

近年、全国各地で局地的集中豪雨に伴い土砂災害が頻発し、その度に甚大な被害が生じている。

被災箇所の復旧にあたり、県や市町村が実施する災害関連事業は、国庫補助の対象となるが、補助事業決定前に、二次被害発生を防止し、市民生活の安全を確保するために実施する応急的な措置については、補助制度がないために市町村が単独で行うことになっており、その財政負担は非常に大きなものとなっている。

ついては、集中豪雨等による土砂災害発生時に、二次被害発生防止のための仮設防護柵や大型土のう設置など、災害対策基本法に基づき市町村が行う応急措置に対して特段の財政措置を講じるよう強く要望する。

地域医療の確保について

現在、地方自治体が経営する公立病院においては、全国的な医師不足に加え、診療科の偏在が深刻な社会問題となっている。特に産科・小児科のみならず、内科・外科等の基本診療科においても、地方における医師確保は喫緊の課題である。

伊佐市の高度医療及び二次救急を担う、鹿児島県北薩地域の中核的医療機関である「県立北薩病院」においても、一定の改善は見られるものの、外科をはじめ一部診療科の常勤医が不在となっている。さらに、令和8年4月からは循環器内科の常勤医も不在となり、地域医療提供体制の維持が極めて困難な状況に直面している。

地方の公立病院は、これまで不採算部門を含めた医療のセーフティネットとして多大な役割を果たしてきた。しかし、今般の「医師の働き方改革」の施行に伴い、大学病院等からの医師派遣がますます困難となることが強く危惧される。このままでは、地方の公立病院の存続自体が危ぶまれ、地域住民は将来にわたる医療への大きな不安を抱えながらの生活を強いられることとなる。

ついては、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、下記事項について格別のご高配を賜るよう強く要望する。

記

- 1 医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある支援策を講じること。
- 2 地域住民だれもが、いつでも、どこでも必要な医療を受け、安全で安心な生活を送ることができるよう、中核的病院への医師派遣機能の強化など、地方の実情に即した持続可能な診療体制の構築に向けた支援を講じること。

特殊地下壕対策の強化について

旧日本軍により設置された防空壕については、当時の実態を把握する資料は皆無に等しく、無数にある防空壕は戦後80年以上そのまま放置されており、鹿屋市内には、現在把握しているだけで630箇所の防空壕がある。

これまで、危険性の高い特殊地下壕については、特殊地下壕等対策事業等を利用しながら、埋め戻しなどの

対策を実施してきているが、鹿屋市は、終戦直前には前線基地として位置づけられ、旧日本軍の手でいたるところに防空壕が設置されたことから、今後、都市開発や土地利用の拡大等により、新たに危険性の高い防空壕が発見される場合や既存の防空壕の老朽化に伴い、危険度が高くなる可能性及び未発見の防空壕の陥没等による災害が発生する恐れがある。

これらの特殊地下壕対策については、一地方自治体で処理するには、莫大な費用を必要とすることから、下記の事項について要望する。

記

- 1 鹿屋市など、特別な事情を有する自治体を特別地域に指定するとともに、実態調査のみでも補助対象とすること。
- 2 実態調査及び埋め戻し工事については、国の直轄事業として実施すること。

農林漁業の振興対策について

近年、世界的な人口増加等による食料需要の増大や気候変動による生産減少など、様々な要因によって食料の安定供給に影響を及ぼす中、大きく輸入に依存する我が国では、食料品や生産資材などの値上げ、化石燃料の高騰などにより、国民の生活に対する不安感は日に日に増している。

その中でも食料は、人間の生命維持・健康で充実した生活をする上での基礎であることから、農林漁業の振興は、食糧安全保障上の観点から、国・地方自治体において注力すべき最重要課題の一つである。

しかしながら、我が国の農林漁業は、高齢化、担い手不足による労働力の減少、荒廃森林・林地開発の増加、自然環境の変化等による漁獲量の減少等により生産基盤が脆弱化したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内の農林漁業にかかる生産、流通、消費等あらゆる分野に対して過去にない大きな影響を及ぼした。併せて、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化、急激な円安等による配合飼料や肥料、燃料等の農業用資材価格の高止まりにより、経営を圧迫する事態も生じている。

こうした中、農林漁業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等の取り組みが不可欠である。

このようなことから、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 過疎地域及び中山間地域等における現状を踏まえた農地利用の最適化や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進するとともに、既存の農業用施設長寿命化対策の取り組みを更に強化し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と農村環境整備等を図ること。
また、未相続地の取扱いが困難なことから、基盤整備等が立ち遅れている農地等が多く存在するため、未相続地の有効利用を可能とする法的整備を一層進めること。
- 2 担い手不足や労働力不足を解消するため、自動化技術による省力化などICT技術活用による効率的で高品質な作物生産を目的としたスマート農業を推進するとともに、生産機械等導入に係る農家の負担軽減を図

- るため、支援策を強化すること。
- 3 農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。
 - 4 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、米をはじめとする国産農産物の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
 - 5 畜産業振興策の強化及び畜産農家の確保・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚熱などの家畜伝染病等に対する支援策・防疫体制を拡充すること。
 - 6 過疎化や高齢化に伴う荒廃農地の発生等により、有害鳥獣の生息域が拡大している中、農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣の駆除と電気柵設置等の被害防止対策を推進するとともに、自治体の負担軽減を図ること。
 - 7 農業用資材価格の高騰に起因する農業経営への影響を緩和すべく、各種補助制度による支援策の充実を図ること。
 - 8 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。
 - 9 松くい虫の被害が拡大している中、森林の機能である飛砂防備及び防風並びに森林保全の維持・確保をするために、松林の機能回復を図る支援策の拡充及び各自治体の負担軽減のための支援策を強化すること。
 - 10 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

肥薩おれんじ鉄道に対する支援について

肥薩おれんじ鉄道は、九州新幹線を整備する基本条件の一つである並行在来線の経営分離により、九州新幹線の八代―鹿児島中央間の開業に伴い、九州旅客鉄道株式会社から八代―川内間を承継した。

本鉄道は、経営分離された在来線がこれまで地域で果たしてきた地域の足としての役割を維持するとともに、深刻なトラックドライバー不足や2050年カーボンニュートラル実現に向けた対応として物流分野において重要な役割を果たす貨物鉄道を維持するため、日本貨物鉄道株式会社からの貨物調整金及び沿線自治体や大量・安定輸送により利益を享受する地域からの支援を得ながら、国内外の観光客の誘客や経費削減など経営安定に向け様々な営業努力を行ってきた。

一方で、沿線自治体の人口減少や少子化による通学利用者の減少等により輸送人員・運輸収入も減少し、さらに、老朽化した施設・設備の更新や維持管理に係るコストも増加しており、経営環境は非常に厳しい状況である。

さらに、平成25年度から令和4年度までの10年間実施されてきた県内全市町村で構成する鹿児島県市町村振興協会の基金による支援については、「令和9年度までの5年間に限り引き続き実施されること」が決定され、今後経営強化に向けて最大限努力することが求められている。

現在、本鉄道は同社経営陣及び沿線首長で構成する「肥薩おれんじ鉄道経営安定化対策委員会」を設立し、中長期的な視点に立った経営の安定化に向けた施策や施設・設備の維持管理について検討を進めており、令和4年度からは新たな中期経営計画のもと、経営改善に向けて取り組んでいるところである。また、令和5年度

には輸送人員が100万人を超え、4年ぶりにコロナ禍前の水準まで回復しているが、経営状態の改善には至っていないことから、出水市、阿久根市、薩摩川内市の沿線3市においても、協議会を設立し、更なる利用促進に向けた取組を展開している。

さらに、令和7年度には、肥薩おれんじ鉄道を中心とした沿線地域における地域公共交通のマスタープランとして「肥薩おれんじ鉄道沿線地域公共交通計画」を策定し、行政、鉄道事業者、沿線住民、利用者及び関係団体等が一体となり本鉄道の維持・確保・改善に取り組んでいる。

ついては、大変厳しい経営状況にある肥薩おれんじ鉄道が、将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 肥薩おれんじ鉄道の旅客・貨物輸送は、沿線を含む県内全域の物流政策において重要であることを鑑み、本鉄道の維持と徹底的な活用に向けた取組に対し、ハード・ソフト両面においてさらなる財源確保措置を講じること。
- 2 安全な鉄道輸送を確保するため、九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ施設・設備の更新や鉄道事業の再構築に資する過大設備のスリム化に対する国庫補助制度のさらなる拡充を図ること。
- 3 台風や大雨等による気象災害が激甚化・頻発化していることを鑑み、防災・減災に向けた取組を加速するために行う対策や災害復旧に係る国庫補助制度のさらなる拡充を図ること。

特別支援教育に関する財政措置等の充実について

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、学齢期にある子どもたちの就学の在り方が大きく変わった。

具体的には、障害者基本法第16条に示されているとおり、かつては市町村教育委員会の「就学指導委員会」が、就学基準に該当する障害のある児童生徒について「特別支援学校への就学を前提」として判断していた。しかし、法改正に伴う学校教育法施行令の改正により、就学基準はガイドラインとして残るものの、「保護者や本人の意向を最大限に尊重し、特別支援学校への就学と地域の小・中学校への就学を、個別に判断する」仕組みへと変更された。

さらに、平成25年度には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が制定され、同法に基づき、鹿児島県では「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が定められた。同条例第13条には「教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止」が規定され、保護者の意向を踏まえた就学先の決定が義務付けられている。

こうした状況の中、我が国における障害のある児童生徒数は年々増加しており、県内各市でも、特別支援学級の新設・増設に加え、巡回型通級指導教室の開設に伴う加配、校舎の増設、特別支援教育支援員の増員、さらには医療的ケア児への対応として看護師の配置を求める声が相次いでいる。

よって、国に対しては、障害のある児童生徒を受け入れる小・中学校における新たな施設整備に必要な財政措置を講じることに加え、特別支援教育に携わる教職員定数の充実、特別支援教育支援員及び看護師の配置に必要な支援体制の強化を、強く要望する。

離島地域における物価高及び燃油価格差の是正について

離島地域は、我が国の領域、排他的経済水域等を保全するなどの役割があるが、これらの役割を安定的かつ継続的に担っていくためにも、定住の促進等を図っていくことが重要である。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展、産業基盤や生活環境等に関する地域間格差の是正など、取り組むべき様々な課題を抱えている。

離島における物価は、本土と比較して相対的に高い状況にある。国土交通省が令和２年度に行った調査結果によると、本土側の都市の平均と比較すると、離島での価格が１割～３割程度高くなっている。また、ガソリン価格について、離島の平均は本土よりも令和８年５月時点で２０円程度高い。併せて近年の中東情勢の悪化等に伴い、燃油価格の先行きは不透明な状況である。

離島地域においては、流通段階における海上輸送費の発生や仕入規模が小さいため卸値も高止まりの傾向にあること等が要因となり、本土との価格差を拡げる結果となっている。このことは、島民生活の大きな負担となっており、ひいては産業振興、経済活動の阻害要因となっている。

この燃油価格差をはじめとする離島地域の物価高は、島民や販売者の自助努力だけでは解消しえない課題であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- １ 離島における生活必需品などの流通コスト対策の創設を図ること。
- ２ 離島のガソリン流通コスト対策事業の助成額及び油種の拡充を図ること。

奄美地域における持続可能な地域医療の確立について

離島は、遠隔性、隔絶性などの条件下において限られた医療資源を有効に活用する体制の整備が求められている。しかしながら、かかりつけ医機能を有する医療機関の閉院、産科、小児科、耳鼻科などの専門医の人材不足、輸血用血液備蓄体制の喪失などその限られた医療資源でさえ危機的状況にある。

国境離島、排他的経済水域の保全に資する離島において安心して住み続けられる定住環境の整備は極めて重要である。

離島であるがゆえに「命をあきらめる」ことがないように下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

医療提供体制の確保・充実

- １ 離島勤務医確保に資する施策の創設・拡充を図るとともに、一次医療機関開設に係る負担軽減策を講じること。
- ２ 血液備蓄所の開設など輸血用血液製剤の安定的な供給体制の構築を図ること。
- ３ やむを得ず島外医療機関を受診する際の交通費や宿泊費に係る負担の軽減及び遠隔医療の促進による医療

へのアクセスに係る負担の軽減策を講じること。

- 4 夜間運航が可能な航空機の配備等による急患搬送空輸体制の強化策を講じること。

離島地域の特性を生かした振興策の推進について

離島をめぐる現状は、急速な人口減少や少子高齢化の進行による地域社会の活力の低下などに加え、世界的な原材料価格の高騰や、不安定な海外情勢、円安の影響により、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が以前にも増して高額であるなど、一層厳しい状況となっている。離島は、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動拠点など、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。離島において、各種施策が推進され、離島地域の特性を生かした振興が図られるよう、次の事項について要望する。

- 1 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の財政措置の強化と支援制度の拡充について

令和8年度末で法期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」は、法律の期限を2037年3月末までの10年間延長することとなり、多くの島民がその恩恵を引き続き享受できることに大変感謝している。今後においても、特定有人国境離島地域で人々が生活し続けるためにも、積極的に離島の振興を推進するよう財政措置の強化と支援制度の拡充を求める。

特に、航路・航空路運賃低廉化事業における燃料サーチャージの対象経費の算入や、地元出身者の帰省をはじめ、ビジネス客や観光客等も離島割引対象者として拡大すると共に、自治体負担の軽減を要望する。

また、有人国境離島法による物資の費用負担の軽減は、農家に対して大きな支援となっているものの、農林水産業全般の生産に関連する農業資材等の島外からの購入に対しても、輸送助成の拡充を求める。

- 2 高速船（ジェットフォイル）の更新にかかる制度構築及び支援について

種子島屋久島航路に就航しているジェットフォイルは、平成元年の就航以来、島民生活や観光交流振興に不可欠な海上交通手段となったが、古い機材で製造から40年以上経過するなど、更新を要する船体が多いことが喫緊の課題となっている。

航路は離島にとっての生命線であり、住民が離島に住み続け、地域社会を維持していくためには、航路の維持充実が行政の責務であることを踏まえ、令和4年度に成立した改正離島振興法を機に、国による強力な建造更新支援制度の創設を要望する。

地方行財政調査会資料目録

(令和8年6月～9月)

議会図書室に地方行財政調査会の資料を保管しています。

項目は次のとおりですので、ご利用ください。

号 数	調 査 資 料 項 目	発 行 日
7231	都市の製品プラスチック分別回収に関する調べ	R 8. 7. 7
7234	中核市の自治基本条例の見直しに関する調べ (2026 年 5 月 1 日現在)	R 8. 6. 12
7235	2025 年度市税徴収実績調べ (2026 年 4 月末現在)	R 8. 6. 24
7236	都道府県、市町村別人口・世帯数調べ＝2026 年 1 月 1 日現在	R 8. 7. 1
7237	都市の 2026 年度当初予算 (案) 調べ	R 8. 7. 2
7239	2025 年度市税決算見込額調べ (出納閉鎖日現在)	R 8. 7. 31
7240	2026 年度市税徴収実績調べ (5 月末現在)	R 8. 7. 31
7241	2026 年度市税徴収実績調べ (6 月末現在)	R 8. 8. 26
7242	都市の指定管理者制度導入・継続に関する調べ (2026 年 7 月 1 日現在)	R 8. 9. 2
7243	都市の市長・副市長、議員報酬等調べ (2026 年 4 月 1 日現在)	R 8. 9. 2
7244	都市の公営喫煙所等の設置状況に関する調べ (2026 年 7 月現在)	R 8. 9. 10
7245	都市の総合型地域スポーツクラブに関する調べ	R 8. 9. 15
7246	市町村の汚水処理方式見直しに関する調べ (2026 年 7 月現在)	R 8. 9. 17
7247	都市の 2026 年度特殊勤務手当支給状況調べ (4 月 1 日現在)	R 8. 9. 17
7249	2026 年度市税徴収実績調べ (7 月末現在)	R 8. 9. 28

図書室だより

◎新規購入図書（令和8年6月～9月）

議会図書室

図 書 名	著・編者名	発 行 所
月刊 ガバナンス 6月号	ぎょうせい	ぎょうせい
月刊 ガバナンス 7月号	ぎょうせい	ぎょうせい
月刊 ガバナンス 8月号	ぎょうせい	ぎょうせい
月刊 ガバナンス 9月号	ぎょうせい	ぎょうせい
地方議会人 6月号	全国市議会議長会・全国町村 議会議長会	中央文化社
地方議会人 7月号	全国市議会議長会・全国町村 議会議長会	中央文化社
地方議会人 8月号	全国市議会議長会・全国町村 議会議長会	中央文化社
地方議会人 9月号	全国市議会議長会・全国町村 議会議長会	中央文化社
自治体情報誌「D-file」4月号 下	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」5月号 上	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」5月号 下	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」別冊 夏号	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」6月号 上	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」6月号 下	イマジン出版	イマジン出版
自治体情報誌「D-file」7月号 上	イマジン出版	イマジン出版

図 書 名	著・編者名	発 行 所
自治体情報誌「D-file」 7月号 下	イマジン出版	イマジン出版
鹿児島県職員録 令和8年度版	鹿児島県県庁OB会	鹿児島県県庁OB会
生成A I 最速仕事術	たてばやし淳	かんき出版
実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法 第十八次改訂版	選挙制度研究会	ぎょうせい
現場から社会を動かす政策入門	西川貴清	英治出版
人は話し方が9割 2	永松茂久	総合出版すばる舎
感染症危機管理と自治体 新型コロナから考えるこれからの公共政策	中邨章／編著	ぎょうせい
相続人調査の困難事例 問題へのアプローチと実務対応	山田猛司	新日本法規出版
自治体における不動産実務のポイント	永盛雅子／編著	新日本法規出版
豊かな学校給食の「無償化」をめざして	朝岡幸彦、渡辺繁博／編著 長谷川敏郎、宮島公香、浅野正富／著	自治体問題研究所
学校統廃合に学童保育はどう対応すべきか	中山 徹、小伊藤亜希子、大阪保育研究所学童保育制度研究会／編著 松本歩子、柴田聡子、福 武利、塚田由佳里／著	自治体問題研究所
図解 いちばんやさしく丁寧に書いた相続登記の本	山口里美／監修	成美堂出版
空き家問題解決を支える政策法務－施策展開のための改正法解釈－	北村喜宣／著	第一法規株式会社
小さな行政の組織改革	Z E R O G A Pとよおか	生産性出版
公務員の生成A I 超活用術	八木征利	学陽書房

図 書 名	著・編者名	発 行 所
都市データパック 2026	東洋経済新報社	東洋経済新報社
曖昧な弱者の時代	伊藤昌亮	岩波書店
「右派市民」と日本政治	松谷満	朝日新聞出版

鹿児島市議会事務局

令和 8 年 10 月 30 日発行

No. 159 号